

森彦太郎先生遺文集

(2)

昭和貳拾六年二月

森彦太郎遺稿集 貳

清水長一郎編

目次

一、	日高平野の小字名雑考	1
二、	石山法難前後の本願寺と紀州日高地方及湯川氏	8
1.	蓮如上人熊野参詣説に関する考察	8
2.	蓮如上人と紀州門徒	17
3.	日高別院成立に関する考察	19
三、	講演の部	
1.	読本上人と白井久藏翁	24
2.	小熊の宝篋印塔について	29
四、	雑	
1.	故興國寺長老雲巖老師を悼む	30
五、	東西内原村の合併に際し	35
1.	上世の内原郷	35
2.	徳川時代以降	39
六、	日高平野に於ける班田制の遺構	41
七、	西川流域の過去と「てんごの川」を語る	42
八、	日高濱の沿革	54
九、	神代における出雲と紀伊の交渉	64
1.	緒言	64
2.	五十猛の北記経営	64
3.	熊野（紀伊）に於ける再尊伝説	65
4.	熊野山の起源	66
5.	當地は熊野神の旧跡	66

6.	熊野山の発展	67
7.	野口村に熊野神を勧請する	68
8.	熊野御幸記と岩内王子	69
9.	當社勧請後の変遷	70
10.	祭典の次第	72
11.	徳川家と熊野神社	73
12.	結尾	76
十、	旧記に見えたる日高の大火	77
十一、	薩摩の財部庄	80
十二、	猪土手はチャシに非ず	81
1.	大多宝塔山の猪土手	81
2.	産湯坂の猪土手	82
3.	大形山の猪土手	82
4.	大山谷奥の猪土手	83
5.	結尾	84
十三、	明治大水の犠牲者宮所直松君	85
十四、	池田春尚翁と其の歌集	87
十五、	明治二十年の大洪水	90
十六、	日高先賢神社創建の議	98

一、日高平野小字名雜考

森 彦太郎

現行町村制による町村名は、いふまでもなく明治二十二年に撰されたもので、東・西内原のやうに古い郷名に因んだものもあり、矢田・志賀のやうに古い莊名を採ったものもあり、野口・塩屋のやうに舊村名を襲用したものもあるが、變つたところでは亂世の舊城主の姓を採って村名とした湯川の如き、藤井・吉田の一字づつを採って藤田とした如きもある。此の最後の例は他地方（有田の田栖川や西牟婁の富士橋などにも）往々見る所、つまり自治の圓滑を期するための窮餘の窮策ではあつたらうけれど拙悪愚劣の標本である。

町村制では大字なるものを認めてゐないが、事實上大抵の町村では自治の便宜上、舊村名を大字名として、その區劃を存置してゐる。この舊村名は徳川時代になつて本村から分れて命名されたといふ比較的新しいものもあるが、大抵は近古以前からあつたもので、中には郷名・莊名がその儘村名となつた（例岩内）のやうな古い由緒をもつものもある。

土地の小字名に至つては更にそれよりも古い。就中稅務署の土地臺帳に收録された小字名は永世不朽であるが、さうでないものは地主が變り、小作人が變り、賣られ買はれ行くうちに傳來の古名が、だん／＼に忘れられて行く。ぜひもない次第ではあるが、これは今に於ていはゆる郷土研究の根本要件として小學校あたりで大いに究明を努めていただきたいものであるといふことを私は衷心から茲に提唱する。

そこで請ふ隗より始めよで私は先ず日高平野に於ける土地臺帳面の小字名・其の他に關する若干の愚考を披瀝したい。抑々公簿上の小字名なるものは大体は明治維新前から傳來のものを踏襲したのであるが、中には音だけを襲用して文字の一部を改めたものないことはない。たとへば満願寺の寺を忌避して満願地としたやうな類である。また在來假名書の地名にいゝ加減な當字をした例も多く、漢字名を見ただけでは何のことやらさっぱりわけのわからぬのがある。が總じて言へば小字名は大字名なんかより古い。建曆二年（皇紀一八七二）の熊野新宮文書にその藺・寶たから郷の四至を記して「北限蒼柱九寸大際」とある。蒼柱は現に湯川村大字財部の北境にあつて土地臺帳には藏柱となつてゐる。九寸はこれに隣接して大字小松原の西部に九原として傳はつて

ゐる。小字名の馬鹿に出来ぬことは右の例によって知られよう。尚村々の字圖を継ぎ合せてみれば面白いことがある。

和田村（に大字はない）の小字打延に隣接して松原村田井にも打延がある。和田村の岩崎に隣接して湯川村丸山にも岩崎がある。松原村田井の釜井戸に隣接して御坊町藺にも釜井戸がある。こんな風に一つの小字名が二大字（昔の二村）に跨つてゐる例を拾つて見ると

丹生村上江川	字猿川
同 村下江川	字猿川
矢田村中津川	字加納原
同 村千津川	字加納原
矢田村千津川	字引谷
藤田村吉田	字引谷
藤田村吉田	字北河原
同 村藤井	字北河原
藤田村吉田	字中黒
湯川村小松原	字中黒
湯川村小松原	字土井
藤田村吉田	字東院
註 これは文字はちがふが音が似通うて居り、實地が接續してゐる。何れも當字らしい。	
湯川村小松原	字瀬崎
同 村財部	字瀬崎
湯川村丸山	字蓮池
同 村富安	字蓮池
野口村熊野	字後谷
同 村岩内	字後谷

如上の例は何を物語るか。卑見を以てすれば小字（名）が先づ出来て大字（即ち昔の村）が後から出来た。そして村界劃定のときに小字を立割つて、こんなことになったと見なければなら

ぬ。無論小字は悉く人家の聚落であつたわけではなく、寧ろ大部分は田圃の區域に名づけたものであるが、發達成長の順序としては小字が先づ出來て、その集成したものが村（今の大字）となつたものと見なければならぬ。中には土豪邑長の居住するところの字名が直に村名となつた實例もないことはない。

それで里落發達の跡を尋ねんには、先づ各村各大字の小字圖を寫し集め、一大字分と他の大字分とを継ぎ合せ、更に一町村分と他町村分を継ぎ合わせ、或は比照し、或は綜合して考覈するところがあらねばならぬ。これは人文進歩の跡を討ぬる上に極めて意義あり價値ある仕事であるのみならず、これによつて自然地理——地形・地勢・地質の方面を知り、その變遷隆替を知る上にも非常に役立つ。而もこれが研究上、われらは今の小字圖に表示されてゐる文字に拘泥してはならぬ。今の圖上に現れ居る地名の文字には随分いい加減な當字があること既述の通りであるから各大字の古老識者について一々その訓み方（古來の稱呼）を聴き質し、その發音の通り、假名をつけて置かねばならぬ。斯くしてわれらの研究の對象は勿論その地名の漢字よりも假名の表現する發音である。たとへば藤井の棕瀨・野口の高森・岩内の王地・小中の清道地の如き、漢字を見ただけでは名義不可解であるが、音に随つて向瀨・神森・王子・清道寺といふ風に文字を置き換へてみると、それぐの土地の歴史がよくわかつて來る。藺にも財部に丸山にも大町といふ字名がある。無論日高川の沖積平野にあるところから昔の城下町の名残だらう（龜山城址の麓に近いから）などといふ見解も素人には首肯されるだらうけれど、「財部通れば空見てお出で、花の丸山御所どころ」なんていふ俚謡の錯覺に陥つてはならぬ。大町を市街の跡だといふならば、日高平野の中心を稍遠く離れた早蘇村玄子の春畝町・同村三百瀨の裏瀨町などは、どうだと問はざるを得ない。當字にだまされぬやうにと最初に言つて置いた通り・地名の町は古語間路まぢ 田圃の區劃に對する當字に過ぎない。「拾玉集」山里そともの外面そともの小田おだの一畝町ひとせまちあらしめ延へて種まきにけり（慈鎮和尚）の歌にも見る通、町といふ當字は相當古くから用ひられたやうである。

御坊町大字御坊の如きは本願寺御坊を中心として、その門前町として發達したところだけに、歴史も新しく、發展の徑路も簡明で御坊の舊位置「古寺内」を別とし、東筋・中筋・西筋の三字があつただけで、後中筋を東・西に劃し、都合五ヶ字として今日に及んでゐる。古寺内は即

ち湯川氏草創の吉原坊舎が天正の兵亂に焼失して後、佐竹伊賀守が現位置に再興するまでの過渡的存在として篤信なる門徒が協力して假にしつらへた藺坊舎の所在地であつたわけで、今眞宗淨國寺のあるところである。

こんな風に人文史を物語る小字名を拾ってみると、御坊町島の「壹里山」の如きは一里塚の所在地たることを明示する例で、一里塚は無論徳川時代になって、熊野街道筋に造營されたもの故斯種字名は割合に新しい。壹里山に接續する日高河邊の外河原・外新田などは更に新しいだらう。吉原の堂垣内は名だたる吉原坊舎の所在地たりしことを意味する。社寺に因縁ある字名は何處にも多く、どの村へ行つても一割乃至三割はこれである。著例を挙げると

田井	宮垣内・堂ノ前
入山	王子山・王子後・王子前・王子西・觀音寺
小中	王子・王子前・王子裏・榊縄手・清道地
高家	里神
池田	宮ノ向・神田
志賀	山寺・庵ノ芝・里神・天満・天満前
小池	里神・寺谷
萩原	觀音寺・東光寺・王子脇・里神・神田・宮本・宮脇・宮ノ前
荊木	安明地・満願地・宮本
原谷	槌王子・若一・雨司本・王子谷・堂ノ前
富安	藥師谷・圓福寺段・堂垣内・神田・宮ノ前・會下 ^あ ノ谷・大明神・神後田
丸山	齋・齋谷・齋前・堂山・寺前
財部	寺ノ後・受持本・宮ノ前・宮ノ西・堂前
吉田	天神垣内
藤井	稻荷・宮田・寺ノ前・法華
鐘卷	大門・法華堂
土生	別當・宮ノ前
小熊	法徳寺・里神・法華經塔

野口	西光寺・庵ノ裏・高森
和佐	開山・門前
猪内川	宮脇・宮前・寺前・寺向
三ッ野川	佛串
三百瀬	光導寺・大門・庵ノ平・紀道芝
熊野	神子・神田・寺井
岩内	王地・地藏・宮ノ前
北塩屋	寺尾・鉾立・神子免・王子谷
南塩屋	坊ノ岡・須佐前・道場畑・坊主ヶ前・氏神前・鳥居縄手・須佐ノ本
名屋	船附・神田
蘭	宮ノ前・宮ノ後
吉原	寺田
和田	宮ノ谷・御崎社・宮脇・宮垣内・雷谷

これを仔細に考究することによって、社寺の位置・變遷・廢社寺の原位置・その他神事・佛事にゆかりあるいろ／＼の事由を確め得る。たとへば御坊町大字蘭鎮座の郷社小竹八幡神社は延寶六年南龍院公別館址を下附されて今の位置に移ったもので、原位置は元宮とて今では判明してゐるが、たとひ此の元宮なる四址が滅失しても、小字名宮ノ原。宮ノ後によって推定し得るわけである。そして字名としての宮ノ前・宮ノ後が延寶以前からあったことを知り得ると共に、今の小竹八幡社の位置は新しければこそ、その附近には宮に因んだ字名が一つもないのである。それから原谷の御所谷は後鳥羽院熊野御幸の時の畏き聖蹟。入山の城山は戰國時代の入山城跡。この城山などは徳川時代になって名づけられたものと見える。萩原の石風呂は石室（いむろ）を意味し、その隣の龜山は甕山（かめ）を意味し、共に考古學上の純乎たる古墳または塚穴（古墳の口の開いたものを塚穴といふ）の所在地たることを示すもの。富安の大塚に至っては一層明白に大規模の古墳所在地たることを示現してゐる。併し墾田拓地の進展により今は古墳も塚穴も全くななくなつてゐるが、考古學的討究によつて遺物の残片ぐらゐは拾集することが出来る。この場合古い

小字名は非常な助けとなる。小中の衣奈谷、吉田及び丸山の衣奈原は文字通り胞衣を埋める吉方たることを意味するか否か、これは未だ考へ得ない。

小中の河津呂は西川の彎曲するところ、田井の齋津呂は齋新川の彎曲するところ、和田の鶴泊りも彎曲を意味するものと思はれるが、これは未だ考へ得ない。つろまたはつるはどこにあつても河岸・海岸などの彎曲する地形を意味する。田井の田端春三氏邸（油屋）は齋津呂にあるので、その祖先蔭は家號を齋彎といひ、千種有功卿から「わが心みそぎやすらむいつきつろおもひやるさへすしかりけり」といふ詠を寄せられたことがある。吉原の久保田、名屋の久保里、丸山の久保田、藤井の窪り、土生の久保などは低凹地に名づけられたもの。田井の西沼、和田の汐田、丸山の落合・袋などもやはり低濕地を意味する。藺及び岩内にある荒毛は新墾を意味するか。吉田及び島にある籠田は水もちのわるい田地を意味するか。藺のコケは不實を意味するか。これらは未だ實地を知らぬので考へ得ない。（別紙原稿挿入ノコト）

高見寺といふ寺名を記念する爲のコケジといふ字名は他地方（比井崎村小浦）にあるが、藺のは果して何を意味するか。

安珍清姫の物語で名高い日高川床の變遷も小字名によって略々想察し得る。流水に關するわれらの常識よりするも、早蘇村から丹生村千曳の岩崖に突當り、それが北西に跳返すことは古今變りなきも、而も矢田村小熊以西の流路は古來數次の變遷があつた。沖積平野が纔に出來た當初は日高川下流の放流時代、それから時代が下ると小熊の中洲・法徳寺・下間瀬あたりから舟岡山・八幡山・龜山の南麓を洗うて入山の南から和田ぶけに入り本ノ脇の東數町のところで海に入った。これは口碑にも傳へられ、實地（地形）を展望しても首肯される。さらに字名を拾うても、藤井の棕瀬、吉田の茅添・ちはら・河淵垣内、財部の薦淵・淵間・深洲・瀬崎、小松原の瀬崎、和田の河原瀬・鶴泊り・地開・アシ原・横ノ手・中開など歴々指呼することが出来る。次にこの流路で今の齋新川・西川の凹みを傳つて吉原辺で海に入つたことも想像し得る。齋新川は近世（寶曆頃）の開鑿であるが、これとても低凹地（旧河床）を利用したものに過ぎない。

建仁元年後鳥羽院の熊野御幸といふと今から七百餘年も前のことであるが、京極中納言定家のものした「御幸記」によると小松原御所・深淵に臨んで構ふ、水練の便宜ありなど、ある。こ

れは今の小松原領ではなくて、ちよつと東に寄つた吉田領字中島（いづれは日高川の中島であつたこともあらう）のあたりで、字名としてではないが『御所ノ瀬』といふ地名が残つて居り、御所瀬橋とて今石橋の架つてゐる溝もある。丁度淨土宗萬樂寺の前に當る。この邊を中心として實地（低凹地）をたどり、それを字圖に比照すると、小熊の法徳寺邊から藤井の棕瀬・北河原、吉田の北河原・藤垣内・中島、小松原の早ヶ瀬・川原畑、財部の下河原・南河原・向河原、島のはれる。そしてこの頃の日高川渡は小松原御所、即ち今の吉田の字中島あたりから對岸へ渡つたらしいから野口村野口へ渡つたことになる。定家卿は小松原御所の附近で宿所を得ず、薄暮日高川を渡つて岩内の民家に泊まつたとある。

道成寺縁起の作者は流石に舊記を涉獵し、あの頃としては、すばらしい識見をもつてゐた。安珍清姫の事件は醍醐天皇の延長何年とやらの出來事だとしてゐるが、さすれば建仁元年の後鳥羽院御幸よりは更に三百年程溯らねばならぬ。この三百年程の間に日高川の流路にどのやうな變化があつたかは知らぬが、兎に角縁起を作る上に於ては、三百年後の御幸記を金科玉條とし、定家卿が河を渡つて岩内王子に詣で、重輔庄云その縁故（？）で岩内の一民家に宿泊したとあるのにヒントを得て、「日高川という河にて折ふし大水出でて此の僧船にて渡りぬ。舟渡にいか様、かかる者の只今追ひて來るべし、定めて此船に乗らんといはんずらん、穴賢々々、のせ給ふなといひけり。此僧はいそぎ逃げけり。あむのごとく來りて渡せと申しけれども、舟わたさず。其時衣を脱ぎ捨て大毒蛇と成りて此川をば渡りにけり。舟渡をばちけしと申して岩内にありけると日記に慥に見えたり。」と云つてゐる。日高川の渡と云へば、天田の渡（島・藺または名屋から塩屋領天田にわたる）と思ひ込んで、「天田の渡どん夜も昼も赤い（無い）頭巾被くとう」の數とり歌を極めて古いものだとする、近世以降の人々にとっては岩内の渡なんて考へ及ばぬところ、而も「御幸記」には河を渡つて岩内王子社に詣でたとあるだけで、どこで渡つたとも書いてゐないのである。たゞ御所が日高川の深淵に臨んでゐたといふ點から垂究して、今の吉田の中島のあたりから對岸（とすると、どうしても野口）へ渡つた上、河に沿うて下り岩内王子社へ参つたと見るのが最も穩當だと思ふのである。

最後に私の解し得ない小字名を少しく列舉し、他地方に於ける同名また類似名の有無を承りた

く、併せて識者の高教を仰ぎたいと思ふ。萩原に牛内といふ字があり、島に牛河といふ字がある。この牛（うし）は何を意味するものだろうか。高皿といふ字名は原谷・大瀧川・和佐等の溪流に近いところにもあり、丸山・財部等の平野地方にもある。これは地形を示現するものらしいが、私は未だ實地を踏査しないので、捌案を下し得ない。原谷の鹿ノ骨（しかのほね）・披喜（びき）、萩原の御子録（みころく）・鉾野（ほこの）・頓行（とうぎよ）、小中及び志賀の高惣（たかそ）・小池の老僧（おいそ）、荊木の周家・島の飴家・經野・天目山、吉田の朱家（荊木の周家と同じか）・くぐつや（傀儡の居住地でもあったらうか）、財部の左ツ鍋、小松原の早雲などどうも考へ得ない。以上は土地臺帳面の小字名についての話であるが、初めに言つた通、臺帳以外に傳つてゐる田地の俗名が少くない。これらの討究は或場合公簿上の字名調査よりも、より以上に價値あり興味あることもある。いはゆる郷土研究の眼が此方面に向けられ、ここを出發點としなければウソだといふことを繰返して言つて置く。

（昭和八年十月 南紀藝術第九号）

（完）

二、石山法難前後の本願寺と紀州日高地方及湯川氏

1. 蓮如上人熊野参詣説に関する考察

最近の統計によつて縣下各郡に於ける佛教各宗寺院の分布を見るに

天台	眞言	臨濟	曹洞	黄檗	日蓮	本門	法華
四	一九	七	一	一	二	一	一
海	九	四	八	一	六	一	一
那	二六	一	一	一	九	一	一
伊	二八	九	一	一	一	一	一
有	三八	五	一	一	一	一	一
日	六	一	一	一	一	一	一
西	一三	七	一	一	一	一	一
東	九	七	四	一	一	一	一
計	五〇	六二	二〇	七	三〇	一	一

時	淨鎮	淨西	眞本	眞大	眞興高	眞興	計
和歌山	一	一三	八	二六	二	一	一〇七
海草	一	六〇	八〇	六〇	二	二	二六五
那賀	一	三八	一	三二	一	一	三四八
伊都	一	一	一	一二	一	一	三〇四
有田	一	四七	四四	五一	二	一	一九二
日高	一	六〇	三〇	五五	一	一	一六七
西牟婁	一	一一	四	七	一	一	一三一
東牟婁	一	五	一	四	一	一	一六一
計	一	二三四	一六六	二六七	一五	三	一六七五

これを大觀するに、天台は那賀の二十六箇寺を最多とし、他各郡に点在するも総計五十ヶ寺に過ぎない。眞言は伊都・那賀兩郡が中心で、有田・和歌山・西牟婁これに次ぎ、衰へたとはいへ、尚ほ六百餘ヶ寺を有するのは、流石に千古の偉人空海の遺徳を如実に物語るもの。臨濟は本家の日高が他宗に蚕食されて、関南第一禪林の御膝許で僅に十二ヶ寺に過ぎないが、東・西牟婁二郡で二百ヶ寺近い旧勢力を維持してゐる。曹洞も東牟婁で四十ヶ寺を越え、西牟婁・和歌山で若干残存勢力がある。淨土宗は熊野では不振で、紀伊水道沿海に根強い力を持つてゐる。その鎮西派は海草と日高の各六十ヶ寺が伯仲し、有田・那賀も面積・戸口の割合に寺院の分布が密である。同西山光明寺派は海草・有田が最盛で日高之に次ぐ。

凡そ鎌倉時代以降の新興諸宗派が在来の旧宗派の教線を突破し、其の地盤を覆して取つて代つたについては、それ〴〵有力なる高僧の苦心巡教といふことが其主因をなすこと。例へば淨土宗西山派に於ける明秀や侶空・鎮西派に於ける信譽や豐譽の如く、其宗議が如何に時流に投じたればとて、やはりそれを宣布する人を得なければ、力強い根をおろすことが出来ない。この意味に於て、和歌山・海草・有田・日高の沿海で三百ヶ寺近くを擁する強盛なる地盤をつくり上げた眞宗には、よほど傑出した人物があつて布教に精進したに違ひない。然らば其の人は誰か、曰く本願寺第八世蓮如

眞宗門徒のいはゆる中興さま、また蓮師と尊称する。本願寺の第八世蓮如上人は何といつても戦国時代に於ける雄偉なる存在であつた。その波瀾重畳きははまりなき八十五年の長き生涯に

於いて、形式的には教線の拡張・宗團の膨張乃至本寺と教權の確立に力戰苦闘、日も維れ足らず、内容的には宗幸の組織・教理の洗練乃至顯彰宣伝に熱中して、名実共に中祖の名を辱めない大器であつた。

上人諱は兼壽布袋丸といひ、第七世存如上人の長子であつたが、其母堂は父上人の正室ではなかつた爲に、上人六歳の時「一生の間に淨土眞宗を再興せよ」と懇に遺訓して何処へか姿を隠した。備後の尾ノ道へ去つたのだともいふ。それから上人は繼母にかゝり、幼にして辛酸と窮乏をつぶさに體驗せざるを得なかつたが、上人はよくこれに堪へて苦孝力行叡山へも登つた・南都へも留学した。斯くて大器は玉成し、二十六歳頃からいよく多年の蘊蓄に火のやうな熱誠を加へて、筆に舌に布教伝導を試みることになつた。三十三歳の夏の頃には都をあとに錫を遠く関東及び北国に飛ばし、宗祖親鸞上人の化跡を巡拝しつゝ、隨時隨所に法音を宣説して皈洛したのが三十七歳の秋であつた。

四十三歳の時夢寢にも忘れぬ生母の郷国（備後）へと中国巡教を思い立ち、播州に入つて有縁を渡してゐる。折しも都から父上人危篤の報を得、取るものも取り敢へず皈山して臨終を看とり、葬儀中陰もねんごろに濟せたのであつた。この時繼母円如尼はその実子（すなはち上人の異母弟）鷹玄（二十四歳）といふを以て、第八世の宗主たらしめたいばかりに盛に策動を試みたが成らず、其の腹癒せに両堂と内殿とだけを残して、諸道具一式・畳から鍋釜まで引浚つて隠居した。さらでだに衰頹萎靡してゐた本願寺に、名ばかりの宗主となつた上人は、物質的には実に苦しい生活を営まねばならなかつたが、上人の苦心努力は空しからず、眞宗そのものはよく大衆の共鳴を得て段々本願寺の門前市を爲すの盛況を見、朝廷からも非常な御信仰を忝ふし、其新門を造るや「日華門」なる勅額を下賜せらるゝに至つた。斯うなると出る杭は打たれる世の慣ひ、叡山が袖手傍觀してゐない。果して寛正六年正月十日俄然その山法師の焼打ちに會ひ、殆ど二百年間相続した大谷の本廟は一朝にして全山灰燼に皈した。時に蓮師五十一歳、宗祖の影像を奉じ変装して辛うじて近江路に遁れた。それから大津顯證寺の建立となり、江州に寄寓すること前後六年、漸く老境に入らんとす。五十七歳にして飄然として近江を辞し、北陸開教の途に上つた。かくて越前国に吉崎御坊を創立して、茲に北の地盤を定め更に六十一歳の老軀を堤げて、文明七年若狹から丹後丹波の山路を跋涉して、攝津国富田に出で暫く假寓、

後河内国出口に転じ有縁をすること度三年に及んだ。此の間我が紀州へも来錫、文明八年正月海士郡冷水浦の住人喜六太夫に迎へられて、そこに紀州での力強き第一歩を印した。喜六太夫の道場こそは即ち鷺森別院の前身である。鷺之森の縁起によると喜六太夫は、加茂谷の岩屋觀世音に一百日間参籠して、切に當代の知識に値遇し奉り度いと祈請する所があった。その満願の夜の夢に大士枕頭に立たせ給ひ、明日此の岩下を過る一比丘があらう。それこそ霧海の南鍼である。宜しく就いて津を問ふべしとの御告を畏み、欣然として翌朝はやく道に出でゝ待つてゐると、果して状貌非凡なる一僧の来るのに會うた。乃ち跪いて情を具し程遠からぬ其の家に屈請しようとしたが、その僧宿願の事があつて熊野三山巡拝の途中であるから、心もせかれるので今は滞在の余裕もないが、下向の際にはきつと立寄るから待つてゐて呉れと言ひ置いて去った。既にして皈依途期を過たず来訪、だんく聴いて見ると此の僧こそ當代の知識蓮如宗主其の人であつた。喜六太夫随喜渴仰惜からず、乃ち薙染して徒弟となり法名を賜ふて了賢といふ。了賢は自家を以て道場に當て、山林を寄せて資用に供した。此の道場こそ鷺之森御坊の前身であり、同時に紀州に於ける眞宗弘通の機縁であつた。無論眞宗そのものはこれより前から紀州に入つて（日高に於ける高家西之庄道場の如し）芽が生えて居たが、それにうんと根をよろし枝をはらせ実を結ばせるやうにしたのは、何と云つても蓮師であつた。

蓮師の紀州来錫は実は文明八年が初めてではない。すなはし上人五十四歳の應仁二年十月近江の大津に假寓の時、高野山を経て和州十津川に巡遊したことが、自筆の紀行御文によつて確かであるが、これは紀州では單に高野に参詣したといふだけに止まる。さて文明八年に海士郡冷水浦まで来錫のことは明々白々の事実であるが、それにしても海南以南有田・日高を経て熊野を参拝したといふことに就ては、いさゝか疑を捍むべき余地があるとされてゐるのである。と云ふのは蓮師留錫の遺跡と傳ふる所が、和歌山から海南・有田・日高を経て田辺に到る沿道には到る所にあるが、田辺から向ふには殆んどそれが無いのである。否実の処日高の南部（南道勝専寺）を最後として、それから向ふには全くその足跡が絶えてゐるのである。無論田辺町附近には眞宗寺院が三ヶ寺程あるが、何れも蓮師に關係が無いやうであり、田辺から向ふでは寺も院寥々十指にも充たぬくらいである。試に和歌山から日高までの海岸筋で、蓮師の巡錫によつて眞宗に皈依し、新に道場を営興したといふもの、または眞言や禪宗から改宗したといふも

のを、虱つぶしに調べてみると、ざっと左の通り「△印は他宗から転宗した寺院」

善能寺	湊（和歌山）	淨明寺	小雜賀（宮前）	西福寺	藤並
妙慶寺	〃（〃）	光永寺	杭瀬（宮前）		以上有田郡
養惠寺	〃（〃）	眞淨寺	小雜賀（〃）	覺王寺	吹井（白崎）
専光寺	内町（〃）	西正寺	和歌浦	蓮專寺	由良
称名寺	以上和歌山市	宗善寺	〃	△長覺寺	比井（比井崎）
△永正寺	岩橋（西和佐）	西勝寺	木本	西教寺	産湯（〃）
玄通寺	永穂（川永）	淨満寺	橋本（加茂）	△光徳寺	阿尾（〃）
玄妙寺	太田（宮）	教念寺	百垣内（仁義）	三宝寺	入山（和田）
△淨教寺	鳴神	淨善寺	引尾（仁義）	常福寺	田井（松原）
△西教寺	船尾（黒江）	光福寺	笠畑（〃）	源行寺	名屋（御坊）
法照寺	西（岡崎）	徳應寺	中（加茂）	△淨国寺	藺（〃）
教明寺	岩橋（西和佐）	△願称寺	大崎	△天性寺	〃（〃）
常福寺	寺内（岡崎）	阿弥陀寺	楠見中（楠見）	△光專寺	南塩屋（塩屋）
願成寺	小手穂（〃）	教念寺	箕島	淨專寺	萩原（東内原）
△弘誓寺	南畑（東山東）	福藏寺	湯淺	光源寺	和佐（丹生）
△教法寺	岡田（亀川）	△円光寺	廣	安樂寺	野口
安養寺	名高（内海）	眞樂寺	大谷（田殿）	円満寺	北塩屋（塩屋）
西方寺	藤白（〃）	安樂寺	井口（〃）	△勝專寺	印南
了賢寺	冷水（〃）	光明寺	中島（保田）	金藏寺	南部
円明寺	関戸（和佐）	覺円寺	廣		小鮒（矢田）
右の内、由良蓮專寺の如きは蓮師御来錫の時に皈依したものでなく、その祖が山科本願寺に詣でて親教を忝ふしたものに依るといふのである。無論蓮師御巡錫とはいふが、前記諸寺院の所在地を悉く歴訪したわけではなく、入山三宝寺の祖三郎二郎（信西）が、高家西の庄道場で親教					

を受けて皈依し、入山北裏に道場を開設したる如き、産屋西教寺の祖助太夫（教祐）が吉田の津井切で親教を受けて門徒となり、その子助次郎（教順）の代に至って道場を営んだと云ふやうに、最寄々々で説教を聞いて皈依した者も多かつた。就中篤信者は直に自家を以て道場に充て、或は門徒多数が合議協力して在来の檀那寺に改宗を要請したものもあり、また眞言宗や禪宗の寺院住職の方から積極的に改宗し、檀徒を追隨せしめたものもあつた。西円寺の前身たる高家西之庄道場は紀州最古の道場と伝えられ、蓮師来錫の文明年間よりも百余年前、興國四年本願寺第三世覚如上人の時に開創、釋了忍房といふを祖とする。同道場では文明八年来錫のこ

とを伝へ、六字名号及び愛用の竹杖を當主了忍房に授與せられたとある。當寺宝として

興國四年六月十三日始之

後文明五年癸巳六月八日寫

釋自了忍房一相傳之一

といふ奥書の次に、門徒百二十余人（内男六十余人・女五十余人）の名を録してゐる。初めの部分に記されてゐるのが古来の門徒で、終になる程新附の門徒であらう。これは西の庄道場を中心とする門徒の分布を知り、日高に於ける眞宗興隆の経路を尋ねる上に於て、貴重なる資料であるから、こゝに転寫してみる。地名や女の名は片假名で書かれてゐるが、便宜上なるべく漢字を當て、假名は平假名に書改めることにする。

釋了心房 道場 坊主

円心房 坊守

三郎二郎

阿尾

孫法師丸

またくす女

弥三郎

をとまつ女

三郎二郎

をとくま女

をと女

三郎女

くす女

法師女

わか女

くす女

しんしゃう房

つる女

阿尾

をとまつ女

法師丸

[illegible]

和 佐	つるいし丸	栗 原	たつわか丸	鍛冶屋	左衛門四郎
木 坊 子	あくり女	若 野	たり女	同 女 房	しやうふ女
同	くす女		おとめ	和 佐	太郎五郎
匠	衛門四郎	若 野	とら女		太郎兵衛との
若野れんせい	の娘		あまふせ女	小 熊	ひめ一女
木坊子の女房			つるみつ女		
鳩 串	とね女	和佐の大工	属との		

これで見ると東は矢田・小熊・若野・和佐、西は小坂・阿尾・三尾、南は吉原・島・天田辺から参集している。小熊の金藏寺や和佐の光源寺は、前記名簿中の門徒によつて基礎がつくられたものと思はれる。西口の小坂・阿尾・三尾・御坊附近の島・吉原でも、やがて眞宗の興隆を見るのは、やはりこの名簿中の人々が中堅となつて活動したのだらう。若野の道場は遂に寺号を公称するまでに至らなかつたが、あの辺に古い門徒のあつたことは、この名帳によつて知られる。島の衛門二郎とあるは、或は湯川氏の族左衛門二郎ではなからうか。湯川氏はその一族を小松原から島あたりに配置してゐたから、私は此の人が名屋道場、即ち後の源行寺を開いた人ではあるまいかと思ふ。源行寺の記録によれば、湯川氏の一族左衛門二郎は名屋に陣邸を構へてゐた。そこへ蓮師留錫熱心に説法したので、左衛門二郎が皈依して其の邸を道場としたとある。無論その頃の名屋は日高川の彼岸にあり、島とは川をへだてゝゐた。何にしても左衛門二郎が門徒となつたことは、本願寺と紀州の豪族湯川氏との間に縁故を生じた最初で、乱世のこと故お互ひに利用し会ふ腹であつたことは想像に難くない。これと前後して湯川一族から碩幸と称られる一人の門徒僧を出した。それは湯川安藝守の外孫でその養子となつた某（俗名不詳）で、初め三井寺に入つて篤孝の譽が高かつたが、後蓮如に師事して遂に眞宗に皈し、専心布教伝導に従事した。それで永正八年名屋道場の新築就り、堂供養を行ったときにも導師として来錫し、後有田郡湯浅町仙光寺の住職となつた。同寺第三世道玄といふのがそれである。斯ういふ次第で和歌山・日高間では蓮師熊野参詣の途次、留錫といふことを門徒は堅く信じてゐるのである。實際三百といふ多数眞宗寺院の先驅として、其の五分の一を算する道場が殆んど時を同じうして興起した因由としては、やはり蓮師といふ偉大なる人格の直接教化、すなは

ち巡錫のあつたことに販せねば解し難いと思ふ。蓮師ほどの英僧の親教がなくては、所詮這般の興隆は見られまい。惜むらくは上人自身の紀行文といふようなものは見るを得ないが、われ／＼は里傳乃至寺々の縁起を肯定して、其の来錫を信ぜんと欲するものである。さりながら南部から以南に遺蹟らしい遺跡とてもないところから、熊野参詣の一点だけは否認せざるを得ない。あれ程の人物が實際熊野三山を巡拝されたとせば、遺跡と称するところ乃至は眞宗寺院がもつと／＼出来てゐなければならぬ筈。それが無いのは足跡の及ばなかったことを物語るものでなくて何であらう。思ふに戦国時代には熊野道中の危険を慮つて、熊野へ参る代りに田辺の新熊野（鬪鶏神社）へ参つて、そこから引き返す例がいくらかもあつたから、蓮師の場合も大抵それで田辺まで行つて引返したものだらう。否この「だらう」を「にちがいない」と云いたい。殊に紀州巡拝の前年（文明七年）、北国若狹から丹後丹波の山中を経て攝津に出られた際も、六十一歳の老体でよほど疲労されたことが紀行中に見えてゐる位で、旁々熊野山中跋涉のことはなかつたものと思はれるのである。次に蓮師の紀州来錫のことは、右の應仁二年及文明八年の外に幾度もあつたらしいが、紀行文の遺つてゐるのは文明十八年の分だけである。これによると同年二月八日河内国出口から堺の濱に出で、船で和泉国海生寺に渡つて一泊、それから紀州に入つて永穂權守のところまで休息、同夜岩橋で一泊、翌十日には鳴神山・田尻浜を経、御かつら峠に登臨・紀三井寺参拝・黒江濱から船で藤白へ、そして藤白から清水浦に飯つて一宿、十二日早旦同浦出立、同夜和泉の吹井に一宿して飯つたことになつてゐる。途上の詠に

かけて見む　御かつら山の峠かな

きて見れば　さうぞく松の御前かな

音に聞く清水の浦に船かけて　岩間かくれに見ゆるしま／＼

わき出づる清水の浦を今朝ははや　眺めてかへるあとのこひしき

いづみなる吹井の浦の浦風に ふねこぎ出づる旅のあさだち *
これは文明十八年といふから、上人七十二歳の早春のことであつたわけである。

2. 蓮如上人と紀州門徒

本願寺と湯川氏が結ばれた端緒は、本願寺にあつては第八世蓮如宗主の時、湯川氏にあつては、分家左衛門二郎（教順）が名屋道場（源行寺の前身）を開いたこと、安藝の守の養子某が蓮師の弟子となり、湯浅の眞宗仙光寺第三世住職（道玄）となつたこと既述の通りであるが、それは小松原に土居を構へた湯川本家の誰の代であつたかといふに、歌仙堂に宗祇法師を招いて連歌の会などを催した風流城主政春の時、かれは文孝の教養もあり政治的才幹もあり、もとより一介の武辨ではなかつたやうである。政春以前の湯川氏系圖には信用し難ひ節もあるが、普通政春を第十代として算へることになつてゐる。その数へ方で第七世の光英（天養源譽居士）が、宝徳元年に菩提寺として亀山の東麓小谷（下富安）に鳳生寺を建立し、時の知識箕外和尚を請じて開山とした。以来同寺は越前永平寺の直末で、政春の頃も矢張り曹洞禪であつたわけである。一方蓮如上人も政事家肌の人で、あざやかな外交手腕を持つてゐたが、湯川政春との間には未だ直接の交渉はなかつたやうである。しかし名屋道場の開祖となつた、左衛門二郎は熱烈な眞宗信者であつたらしく「名屋浦鑑」に

一、湯川左衛門二郎蓮如上人吉崎に御座の時蹴鞠の事有 則源行寺に書物有之 其文に曰
一、蓮如上人御事 加賀の吉崎殿へ御座之時 文明八年六月一日清水を立六月十二日吉崎へ着きまゐら

せ 同六月十三日四ツ時出仕申其の時まり衆

小松原の名屋 左衛門 殿

藤 白 助二郎 殿

清水 喜 六 殿

同 助左衛門 殿

同 刑部兵衛 殿

同 三郎二郎 殿

藤	中	同	同	同
田	田			
				與五郎
			右馬	殿
			彦刑部	殿
			法西	殿
			三郎衛門	殿

已以十一人也

などあるは其の一證である。たゞ併し文明八年といふと、上人既に吉崎御坊を捨て、北国を退去し、河内の出口道場に帶在中で、其の春紀州へも来られたこと記述の通りで、其の年の六月と云へば上人はやはり河内に居られた筈であるが、篤信家連のこと故吉崎へ参ったことは事実であらう。とすれば其れは文明八年ではなく、上人の吉崎御座文明三年七月頃から同七年八月頃迄の間であらねばならぬ。とすれば同八年の紀州巡錫によつて、眞宗が盛に興る以前、紀州での先達であつた人々、たとへば冷水の喜六太夫や日高の左衛門二郎などは、蓮師の親教を受けて、もっと早く皈依したものと見ねばならぬと考へて来ると、文明八年春の蓮師と喜六太夫との岩屋觀音下での対面も、偶然的然も最初のものでなく、其の以前から両者の間に相當の連絡があつたものであらう。一体何の縁故も連絡のない所へ、熊野三山巡拝の目的であつたらゝも角、田辺あたりまでヒョッコリ来るなどは変な話、して見ると喜六太夫が靈夢によつてどうか・こうとかいふことも、畢竟縁起作者の修飾らしく思はれる。文明八年以後の上人は同年大和に於ける伝導の中心として飯貝の本善寺を、九年には泉州堺御坊の創立、十一年（六十五歳）から十二年へかけて山城国宇治郡小野莊に山城本願寺を営み、明應五年八十二歳には後に謂ふところの石山法難を惹起する大阪御堂を開創した。この山科や大阪の大工事に際しては、紀州の門徒も応分の協力喜捨を吝まなかつたこと勿論である。紀州門徒中の有力者としては、前記の湯川左衛門二郎や冷水喜六太夫の外に、永穂權守（淨觀）といふのがあつた。これは紀行御文にも見ゆる名草郡山口道場の開祖で相當俗才もあつたやうである。方角違ひであるが近世の念佛行者徳本上人は、志賀谷の眞宗田伏氏の出であるが、この田伏氏は畠山氏の庶流で、その遠祖畠山久俊（紀伊守護畠山政長の次男）の側室といふのが志賀谷の人、この女性も蓮師の晩年大阪御堂あたりで親教を受けて熱烈な信者となつたらしい。徳本上人はさういふ篤信家

の系統であつた。さて蓮師晩年の大工事であつた大阪御堂のことであるが、あれは別院とすると共に自分の隠居所とするつもりであつたらうけど、蓮師としては其れ以上地理の便を考へ、地形の有利を察し、大ひに將來の教線を張らうとの深謀遠慮に基づく畢生の大業であつた。その頃の大阪といへば未だ何人にも氣づかぬ一小村落であつたが、他日織田右府の如き一代の猛將が十有余年の歳月を費して、尚抜くことを得なかつた。金成蕩地であり豊太閤も覇業の根據を此処に置いて、爾來四通八達の街衢となり、遂に我が國經濟介の大中心となつた要地である。こゝに着眼しこゝに地を相した練達堪能の老上人こそ、先見の明ありと謂うべしである。斯くして大阪帯在は明応五年から同七年（八十四歳）に及び、同年四月発病・翌八年二月その法嗣実如上人に迎へられて山科に飯坊、三月二十五日といふに八十五歳で入寂した。顧れば此の上もない多事多難の生涯で、家庭的にも子福者ではあつたが、必ずしも多幸ではなかつた。その夫人は前後を通じて五人（同時多妻ではない）あり、その間に男子十三人・女子十四人、合せて二十七人といふ多勢の兒女を擧げたが、四人の夫人と十三人の子女が早世した。上人が長命を保つたからでもあるが、第五夫人との間には年齢に於て五十の懸隔があり、上人七十三歳夫人二十三歳で第二十一子が生れてゐるところを見ると、七十歳を過ぎて孫のやうな忒拾歳過ぎの若嫁を迎へたものらしい。而も最末の第二十七子は上人八十四歳夫人三十四歳のときの出産である。法嗣顯如は長男であつたが四十二歳で早世、五男実如は第二夫人の出であるが、風格高邁氣魄才幹阜絶の故を以て、三人の異母兄を抜いて第九世宗主となつた。

3. 日高別院の成立に関する考察

中興蓮師が慘憺たる経営によつて拡張した教線を、慎重なる用意の下に持続し、補充したものは、第九世宗主実如であつた。これを紀州に就て見るに、鷺之森別院の前身冷水道場は、永正四年の夏実如によつて黒江に移された。これが所謂黒江御坊で、実如はこゝを中心として紀州の教線を充実した。日高郡西庄道場では実如が父上人の化跡を巡拝して、高家に留錫したこと

を伝へ、和歌山では西方寺・西念寺・善称寺・西光寺・称名寺、海草では丸田の安樂寺・山口の覺善寺・塩屋の眞乗寺・加太の光源寺・沓掛の永正寺、有田では湯淺の仙光寺・田中の西方

寺・広の安樂寺、日高では島の善妙寺・志賀の妙好寺・長樂寺・神谷の宝国寺・阿戸の教專寺・岩内の明鏡寺などの前身道場がそれ／＼実如の代に創設されたと伝えられる。蓮如ほど花々しくはなかったが、それでも確実に既に得たものを失はず、その上出来る文の発展を策したのであった。実如の長子照如は法嗣となったが二十二歳で早世したので、次男円如が更に法嗣となった。円如は父上人の法務を助けて功労があったばかりか、祖父蓮師畢生の消息文が散じて四方道俗の手にあったのを蒐集して、これを五帖一部に編纂したことは、眞宗史上極めて有意義な・極めて顯著な事務であった。然るに天この人に壽をかさず。右の編輯事業完了の日俄に病んで示寂した。時に年三十二、世人「円如様は御文編輯の爲御出現しました」といふものもあるに至る。そこで父上人は円如の長子光養丸（十歳）を立てた。これを第十世宗主證如とする（照如・円如は世代に加はらないのである）。この時代は天下麻の如く乱れて、都も鄙も明けても暮れても戦塵の静まる時なく、本願寺としても北陸の一向一揆が容易に鎮定を見るに至らず、都では日蓮宗徒と近江の六角頼貞の同盟軍が、天文元年八月下旬山科本願寺を襲撃し、一朝にして之を灰燼に皈せしむるに至った。時に證如年纔に十七歳。祖像を奉じて大阪石山の御堂に移った。それから石山を以て本山とし、大いに伽藍を造営するところあり。その規模の雄大なること城郭のやうであった。日蓮の徒また之を嫉み、二年七月再舉して大阪に來襲した。斯くて交戦数ヶ月に亘ったが、此の度は本願寺としても十二分の備があり、殊に篤信の門徒はよく戦ひ・よく防いで遂に敵を退くるを得た。天文五年後奈良天皇即位のとき、畏き御財政を拝して大内義隆が先づ其の費を献じたが、まだ不足したので證如更にこれを補ひ奉り、茲に御大礼が完備するに至ったことは、国史に著しき美舉である。天文二十三年證如病んで逝く、壽三十九・治山三十年であった。さてこの證如宗主と今の日高別院の前身たる吉原道場の創始者たる湯川氏とが浅からぬ因縁をもち、並々ならぬ交渉をもつことを、吾等は注思せねばならぬ。最近公刊された「石山本願寺日記」に就ては、先般徳富蘓峯氏が数回に亘って（大毎及東日紙上）紹介した通り、紀州関係の興味ある史料が随所に発見され、就中湯川氏関係の史料も散見するのである。日高別院の寺傳によると湯川第十一代直光が本願寺證如宗主に対する謝恩の意味で、吉原坊舎を営興したといふことになってゐるが、「證如上人日記」には直光の名が見えない。無論この日記といふも天文五年から同二十一年までの分に過ぎず、其の中でも十四

年及び十九年分が缺けてゐるので、完備した日誌ではないが、兎に角湯川民部少輔として日高郷の人に親まれてゐる直光の名は見へない。却つて天文七年八月十四日の条に（現代文體に書き換へると、大体次の通）

十四日湯川宮内少輔より書状を以て、尼子出張につき尾州（畠山尾張守）出でられ候間、彼人も上洛すべく候。然れば指南を得候はん由申候。

とある。越へて四月二十九日の條に

湯川宮内少輔へ返状出し候

とあつて、方々へ出した書簡の草稿を纏めた證如上人書札案によると（訳文）

芳札の旨悦びとなし候、尾州（亀山尾張守）御進発の議につき、御出張これあるべきの由に候。珍重々々定めし素意を達せらるべき篠勿論に候。蓮師門下中に対し御閑なきの段、祝着申し述べたく候。いよく御入魂に預り候はゞ本望に候。猶後音を期し候。

恐々謹言

八月二十八日

湯川宮内少輔殿

回報

とある。湯川氏からの文面は録してゐないが「宛名留」によると

光 春（有裏付）

本願寺へまいる

御宿所

恐々謹言

とある。この光春といふ人は南部湯川氏系圖によると本家の第十一代とし、宮内少輔政春の子、民部少輔直光の父となつてゐるが、それしても芳養谷奥日向に居住したとあるから分家の一人で、日高本家の世代に加はるべき人でないと、私は今迄推断したのである。所が今度といふ今度「證如上人日記」を見るに及んで、天文七年に本願寺と文書の往復してゐるのが、政春でも直光でもなく光春であることがわかつた。天文七年といへば政春も直光も確に生存してゐた筈であるのに、光春の名を以て交渉往復してゐる処を見ると、矢張り彼がその頃湯川一門の総帥であつて、第十一代といふのが本當だらうかとの推定が可能になつて来る。この推定説を一層

有力にするものは、日高・有田地方の各地旧家に残つてゐる古文書である。たとへば天文年間
荊木七郎左衛門・林孫四郎などの部下に與へた光春と署名の文書を見ても、彼が湯川本家の當
主であつたらしく思はれるし、家臣楠藤兵衛が湯川村小松原の北隣、下富安に眞宗大專寺を創
立してゐるところを見ても、彼が日高に居住してゐたことが推想される。そして其れは眞宗本
願寺に皈依してゐたことを物語るものであるが、どういふものか湯川戦記などの俗書には光
春に関する記事なく、政春（天文十六年歿）との實際の続き具合がはっきりしない。民部少輔
直光は日高御坊創設の人となつてゐて、それは勿論まちがいのない眞実であるが、直光と本願
寺の關係は證如上人日記、その他本願寺側の記録には少しも見えてゐないのである。こちらの
記録（日高側）も何だか頼りないのもあるが、時は天文元年細川・三好両家の確執あるや、我
が直光は細川氏に属して河内に出陣、轉戦したが利あらず細川勢は敗れ、直光の部下も討死に
する者相踵ぐの直様に、直光も困じはてゝ山科本願寺へ使を立て切に援を請うた。宗主證如は
直に應諾して河内・和泉二州の門徒に飛檄して加勢したので、形勢一変細川方の勝利となつた
のみならず、直光の飯国に臨み本願寺では、護衛として三十騎を直光に随從せしめらるるなど、
非常な好意を示してくれたので、この謝恩の爲に天文九年吉原浦に、東西三十八間。南北四十
五間の境域を劃し（即ち今の松原村吉原松見寺の所在地。因みに松見寺も初め眞宗であつたが、
徳川初世キリシタン宗の禁に觸れて天台に改宗を命ぜられ、爾来天台として今日に至る）、表
十間・裏十一間の佛堂を建立した。之が即ち吉原道場であるが、後に天正の兵火に焼亡した。
こゝで直光が本願寺の援を求めたことについての諸傳説を検討してみたい。抑々天文元年の細
川・三好両家の確執といふことは有ることはあつた。それは頗る複雑な關係になつてゐるが、
要領を摘出すると輕薄才子、木沢長政といふ男初め畠山義英に属してゐたが、享祿四年叛いて
細川晴元のところに投じ（後また晴元の許を去つて、同族氏綱に仕へた）ので、旧主義英が怒
つて長政を河内飯盛城に攻囲したが抜けず、天文元年再舉して是を困んだ。前回にもそうであ
つたが、今回も畠山の攻囲軍は三好勢の援を得てゐる。今度は長政が苦戦で危殆に陥つたので、
新主細川晴元に急を告げて助勢を求める所あり。晴元は即ち援を山科本願寺に仰ひだ。そこで
宗主證如は同年六月を以て大阪に赴き門徒を招集してその勢三万、それを飯盛城の後援とした
ので城の困は自ら解けた。證如は更に進んで高尾城を抜き、遂に畠山義英を自殺せしむるに至

った。そこで證如は引き揚げたが、同月木沢長政は三好長基を堺浦に圍み、遂に河内本願寺に追窮して自殺せしめた。蓋し三好氏は曩に畠山氏に黨し、長政を苦しめたからである。この年（天文元年八月）には、細川晴元が本願寺と不和になるし、それと前後して山科本願寺は日蓮宗徒と、六角氏の同盟軍のためにさんぐに焼討に会ひ、證如は石山御坊（大阪）に移るといふ騒ぎで、近畿地方の混乱いふべからざるものがあつた。そして直光が細川氏に属し、河内に出陣して本願寺の援けを得たとは、恐らく前記六月の事であつたのであらう。

紀伊統風土記や名所圖会には直光が攝州江口で三好長慶と戦ひ敗北した時、本願寺證如上人が直光の軍を援けて、騎馬三十人を副へて小松原城へ皈らしめた。その謝恩の爲に天文元年一宇の堂を、吉原浦に建立したとある。これによると道場の建立が天文元年で、随つて三好長慶との戦ひは、同年もしくは同年以前のやうに取れる。編者のつもりは戦ひも天文元年にあつたことにしてゐるのかも知れぬが、それを同年のことにしても敵手長慶はまだ十歳で、母と共に河内本願寺の囲を忍び出て阿波国へ遁れたのであるから、長慶との戦ひ云々は問題にならぬ。細川・三好の確執と云へば、其の前年（享祿四年）にも細川氏の臣木澤長政が飯盛城にあつて、畠山・三好勢に包圍されたこと既述の通であるから、或は同年のことかも知れぬ。また享祿元年といふ説もあるが、さうだとすると證如はまだ十三歳であつたことになるからこれは覺束ない。元来湯川氏は畠山氏の被官である。それがどうして細川氏に属し三好勢と戦つたか、まだ細川氏に属してゐた間は、畠山氏に對しどういふ關係になつてゐたか、これを畠山側から調べて行くと、成る程「天文元年湯川直光、畠山氏（尚順）に叛き、同三年南部野辺氏も亦反して直光に與した」とあるによつて解せる。すると直光が細川氏に属して本願寺の援を得たと云ふのは、やはり天文元年のことだつたらうといふことになる。畠山家にも凡庸の主があつたから、乱世のならひ湯川氏や野辺氏など叛服常なしといふ有様であつた。吉原道場の起源は大阿弥陀像を迎へたと云ふのである。神光寺は即ち梅尾上人（明惠）遺跡で星尾寺とて六坊あり、その本坊の本尊であつた佛像を靈夢によつて迎へたといふと美しく聞こゑるが、実は無理矢理に奪取して來たもので、以て湯川氏の當時に於ける威風を想察することが出来る。さればこそ後年（湯川氏滅後の天正十四年）星尾から奪取に來たのである。それをまた財部の篤信家糸田

三、講演之部

1. 徳本上人と白井久藏翁

於 志賀村青年会場

徳本上人と白井久藏翁とは志賀の里が産んだ二偉材であるが、其の化の及ぶ所の深く且つ遠き、正に紀州のほこりとすべき天下の人物である。他日もし私が「本朝人名辞書」を編むの機あらば、必ずこの二人物を逸しないつもりである。一人は念佛行者・一人は土木役人で、其の境遇は著しく異なるとは云へ、此の二人が成功した所以のものを考察してみると、そこに二人に共通した或ものを発見する。其のあるものとは何ぞ。

久左衛門が單身虎穴に突入する思ひで奪還して来たのである。今も本尊の胸部に歴然と残る矢痕は久左衛門がこの像を負ふて鹿ヶ瀬峠を上るとき、背後から強射された名残であるといふ。神体や佛像の掠奪といふことは、昔はよくやったものである。次に住職としては直光の次男信春が剃髪して法名を唯可といひ第一世となった。直光の考では乱世に於ける武門の事故、一身も一家も今日を以て明旦をはかることは出来ない。それで血縁相承の宗風を幸ひ、次子を出家させて代々此の寺を相続せしめて、永へに一度の菩提を弔はしめたいといふにあつた。その後唯可は石山本願寺に詣り證如宗主に謁して、父直光が一宇建立の次第を具陣するところあり。宗主即ち法名を祐存と賜ひ、且つ自讃の影を下附せられ坊舎として遇せられることになった。開基直光の意圖は單に湯川家の菩提寺……一私坊とするつもりであつたのか、それとも本山の出張所みたやうな公共的性質をも帯びた、坊舎とするつもりであつたのか其の辺がはつきりしないが、何にしても吉原道場から吉原坊舎となり、石山法難當時此処は日高での策源地となり、大阪・和歌山方面との連絡の中心となつたわけである。

尚 湯川氏に関する文書（たとへば直光とか光春とかいふような人から、誰か特定の人に宛てた書簡・感状・寄附状などの類）をお持ちの方は御高示を得たい。御通知を待つて當方から御伺ひして拝見する豫定。

完

◎徳本上人のことは「田伏氏系圖」及び「徳本行者傳」(福田行誠上人著)に詳しく、其の奇特なる行蹟は今も此処・彼処の里傳村話に遺つてゐる。こゝには「行者傳」から一・二節をぬいて紹介する。

(師)常に親族を警戒して曰、常々に臘月晦日の心になりて家業を勵むべし。さすれば三十日には平日より安かるべし、一年の三十日すら平生用意せずしては、時に臨んで狼狽すること多かるべし。況んや臨終の晦日に於ておや。宜しく平生に用意して、往生の貨糧を貯へおくべしとぞ申されける。

(師)野に出てゝ農事に勤むる時は鎌もて念珠に代へ、山に登りて薪をこるには念佛もて樵歌をなす。敢て人の見聞をはゞからず。或時は草根・木実を食料に充てられしことありそは、苦行の勘否を或みんが爲なりしぞ。

天明五年(二十八歳)の春、大瀧川月正寺の住持大良和尚のもとに、三十日の日夜を期して経行念佛の別業をつとめらる。寺の前に小丘あり丸山といふ。縦横貳町許めぐりて細路あり、これどよき道場なりとて、晝は終日木履にて常行を修し、夜は堂内にて礼拝せらる。其の間麥粉一合を一日の食料に充てられき。第四日を経て大良和尚は堪えずして退出せり。師は聊も懈ることなく三十日を滿ぜらる。羸相かたちに顯れしかど道念ますく盛なり。その頃人に語られしは、何事も一道を貫通せんと思はんものは、艱々苦業を経て鍊磨を重ねざれば、其の妙所にいたるものにあらず。何事もはじめは辛き事におもへども、漸くにしておのづから平易の場にしたるものなりと申されけり。

(天明六年)千津川の草庵に移られし後には、裾の上に麻の七条袈裟一肩をまとひ、食もわずかに命をさゝふるばかりなり。朝は丑の時より起き出でゝ溪水に臨んで広懺悔を誦しながら垢離せらる。無始罪障を懺悔し給へるなりとぞ、礼拝の数およそ五千・七千或は一萬に滿つることもあり、かつ礼拝の式多くは五体投地をぞ用ひられける。師の苦行あまりに精勵をこらされ故にや、音声かれて言語をなすこと能はず、喉のうちいたく損じて強ひて声を発すれば口痛み齒動きて、眼・耳・鼻より手足の指頭にいたるまで、惣身痛徹すること言語にのべ難し。折しも嚴寒の頃にて毎暁の垢離には寒風肌を刺し、満身のひゞ皮あたかも松皮の如し。礼拝し給ふ毎に鮮血ほとばしるまでなり。されど道念いさゝかも撓むことなくいよく逸勵せられきとぞ。曾て人に語られけるは、佛道修行は一旦の艱難をしのぐが大事なり。三ヶ年の後に至りては、

如何なる難行の場に至りても一身痛惱するほどの事はなきものなり。法蔵比丘の假令、身止諸苦毒中我行精進忍終不悔と誓ひたまへるをまして、我等が修行これに比すればかぞふるにも足らずとて、いよく勇進せられけり。

或時縁山の孝侶訪ひ来りて、数十日の間師の御許にてともに念佛せり。其の人師に語りける。昔彈誓・澄禪の兩大徳は木食草衣にて久しく山居修行し給ひしなり。おもふに師が今の行業と甚だ相似たりとぞ申しける。師これを聞きて、我もとより有志ありとて、其れよりは五穀を断ち・塩気あるものを嘗めずして愈々精修せられたり。蠶豆の粉一合をもて一日の食料と定めらる。師の避穀断塩の苦行は山居嚴棲の際、事の煩しきを省く方便なるのみ。後の人これを幸んで異をあらはし、衆を迷す者あり師の罪人といふべし。

師常に人に告げて曰く、何の道にても一関を越ゆるが大切なり。人々今一際の際にて堪へ難しとて得遂げざるなり。我昔礼拝せし時に日々三千礼或は五千・七千・一万に至れり。又常行の別時も初め七日程は難澁なりしかども、殊に心身を策勵して勤むればさしたる事なし。されども勇猛につとむる所は、内外に魔境きそい起りてこは、如何なる宿業にかと身の毛もよだつばかり覺ゆること屢々なり。此の時さらに心を動ぜずして深く三宝に護念をこひ奉り、いよく専心に勤修おこたることなければ、魔境次第に消散して安穩の場に至るなり。さればすべての事一際の超え難く忽び難き処に到るとき、みづから勵しいよく勤むる時は、後には任運に進むものなりとぞ語られける。

読み去り読み来り、誰か上人の苦修練行に驚嘆せざるべき。一言其の要を摘めば即ち「避穀断塩の精修」である。「専心の勤修」である。「一日三千礼乃至一万礼」である。「一心不乱」である。実に上人は至誠熱烈の化身と謂ふべきである。偉なるかな。

◎ 転じて白井久藏翁を見る。(上人は宝暦八年生であるが、翁はそれより八年後れて明和三年に生れた)。翁は幼にして郷役方(土木役)を志願し、寛政五年丑三月(十八才)江戸詰御仲間

奥御用部屋陸尺

久藏

申

三十二歳

久々出精相勤兼而御普請筋心掛も有之に付

郷役並手代申付御切米五石貳人扶持被上

文化四年卯六月十七日

(御勘定組頭衆 藤村三右衛門殿御申渡)

と云ふ申渡を受けた(その後段々出精して取立られ、評定所書役格となり、更に支配勘定格から御勘定見習格となり、全見習に進み肩衣御免で、最後まで郷役兼勤であった)。それから文化十年まで諸郡中結となつて、近郡で一寸した普請場へ出役し、文化拾壹年初めて口熊野古座組直見村空地新開御普請所へ出た。これが一寸大層な事業であつた。その後紀勢両熊野で池・溝開鑿とかの大工事あれば必ず出役を命ぜられた。そのうち此の附近での主な工事は

文政六年 富安東谷奥池修覆

天保二年 小池寺池修覆

全 参年 高家疎口池 池田川取込

全 六年 全北輪谷潰池再興

全 六年 萩原露谷池修覆

全 八年 中志賀三河谷新池修覆

全 八年 富安東谷新池工事に関與(これは柏木浅右衛門翁畢生の大事業)

であるが、文政四年伊勢田丸領川俣川新溝開鑿に着手し(時に四十六歳)、全六年三月端工これは翁の二大事業の一で、溝渠延長八里山を穿つて隧道を通ずること三ヶ所、之によつて水田の開かるもの若干、使役延人員三十四萬人を要したのであつた。此の工事中隧道掘鑿にかゝつた時の如き。人夫は更替で昼夜間断なく工を進め、翁はその指揮督勵のため正月でも元旦だけ休んだので、終始普請場に詰め工事の設計監督から、人事の遣繰まで一人で心配し、それは涙ぐましい努力をさゝげたものである。それで現に三重縣渡會郡下外城田村大字宮古、廣泰寺に記念碑が立てられてゐる。彫りつけて曰く、内は私が今假に入れたもの。

平等院至譽貫導居士天保十三年壬寅八月二十四日紀藩白井久藏教道塔此の白井教導は紀州日高郡小池村の産也文政年中数年勢州三領御普請場に在勤処々水利奇功成就し終身精勵して一日も怠らず其職に練熟し名高く功大にして実に篤厚忠貞の士也享年六十七歳にして歿す嗚呼事來の懇情思慕に堪へず其の深恩

に謝せんが爲石塔を建立して位牌を安置（し）齊米料金五両を寄附して永（く）
回向するものなり。

菩提（を）

（補助乙部才助延賢記之）

施主

奥野才之右衛門豊忠
松田 宮八明貞

と。それから（天保九年）有田郡（今の）保田村大字千田字上田和の隧道といふは、悪水排除の目的を以て、宮原組大庄屋江川庄兵衛・千田村庄屋磯右衛門等の発起で、天保九年二月起工・全十三年七月二十七日貫通（その八月二十四日翁享年六十七を以て逝く）したもので、設計並びに監督は一に翁之に任じ、今も上田和の掘抜と云へば里人は翁の惨憺たる経営を思ひ起す。翁は実に五ヶ年越断魚潔齊で、晩年の心血を傾倒したものである。その百八十間（高さ五尺・横四尺）工費銀八十四貫匁を要した。翁の没後天保十四年更に第二期工事を起し、弘化六年坑内中央にあつた所謂細穴（狭穿の場所）を取上げた（それで現在は平均高さ八尺・巾五尺となつてゐる）が、安政の大震の時其後数回崩壊したため、今では十分に用をなさぬ。それにして土木技術が幼稚な時代に於て、こんな難工事を遂行したのは、実にあふるゝばかりの至誠と、熱烈火の如き精神によるもので、其の事業に対する眞剣無比な態度、其の本分に対する一意専念な勤めぶりは、徳本上人のそれに髣髴たるもので、境遇はちがうが古語にいふところの「一所に住す」るの精神に於て両者共通である。

◎此の「一所に住す」といふ精神が発して、一刀三礼となり・一針三礼となり・一字作礼となり避穀断塩ともなり、断魚潔齊（白井翁）ともなるのである。一所に住すでわかりにくければ一生懸命でもよい。道教では之を眞一と云い・儒教では致一といひ・釋教では三昧といふ。上人（六十一）も翁（六十七）も世壽に於ては、そう長い分ではなかったが、其精心・其の事功は永遠不滅である。二人の肉体は滅しても、其の精魂・其の気魄は永く後人の腦裡に生き、永く後人を感じさせてゐるではないか。

つらく現代人を見るに、どうしても一般に右に謂ふ所の一意専念事に臨んで、眞剣にやるといふ風がない。農村の人々にも大地を踏みしめて、黒汗を流すところの眞面目がない。否全くないとは云へぬが、どうも軽佻浮薄といはうか、或ものは華奢に耽つて、一獲千金を夢見・或

者は志を得ずして自暴自棄に陥つてゐるではないか。斯くの如き時弊に鑑みた前内閣は、あの民心作興の詔書の煥発を奏請し、現内閣に至つては勤儉貯蓄を高調しているが、この民心作興といふも、勤儉といふも所謂は右に述べた避穀断塩（上人）及び断魚潔齊（翁）の「一所に住す」の精気魄を基調とせねばならぬさうだ。一意専心・そして「堅忍持久」、これでなければ時弊の匡救は至難である。不景気の今日此の頃どうかは知らぬが、ちと景気でもよくなると「百姓は合はぬ」と云つて商売の真似をはじめ財布なんかかたげて、御坊の町あたりへ出て行くお百姓さんもある。「あの人の帯の柄のまあ粹な………」と仕事の手を休めて、口をぽかんとあけたまゝ見惚れてゐる姉御もある。どうか「一所に住す」換言すれば、男は一刀三礼・女は一針三礼の精気を深く省察し、其の眞義を体得して貰ひ度い。勿論形の上の眞似は百害あつて一利なしで、『行者傳』の著者も戒められてゐる。此の辺誤解のない様に附言して置く。

（完）

2. 小熊の宝篋印塔に就て

於 矢田小幸校

宝篋印塔は大字小熊字法華塔六一一四番地にあります。是については『紀伊続風土記』といふ書物に「宝篋印塔矢田谷にあり、由良興国寺にのる法燈国師の母姉の石塔ならんか。附近に比丘尼寺の跡あり」とあるのみで、詳しいことは分らないのであります。そも、法燈国師の母姉とは如何なる人か、文字通りに解釋すれば法燈国師の母上の姉人にあたる理でありますが、これがどうもはつきりしない。そこで先日からも興国寺に参つて、縁起・その他の古文書を調べましたが矢張り分らない。そこで先づ話の順序としまして、法燈国師とは如何なる人であるかについて話して見たい。国師は信州の出身であつて、十九歳の時志を立て専ら佛教の研究に入り、年四十三歳で宋に留幸五十歳の頃、返朝、五十二歳にして由良興国寺の開山となられました。非常に孝心の篤い人で六十歳の折、はるく、と故郷の地に淋しく住居する母上を迎へるべく信濃の国に訪ね入りましたが、途中で師を訪ねやうと国を發たれた母上とお逢ひになりました。実に四十年振りの絶えて久しい御面会であります。そこで孝徳一世に高き玉師は、老母の腰をおしく、道中熊野三山を経て由良に皈られて、寺前に一草庵を結び老母はそこにお住ひに

四、 雜

なりました。国師は日夜此の草庵を訪れ、老母の爲に何かと御世話なされたのであります。そのうち国師六十一歳の御年に老母が亡くなられましたので、興国寺境内に三基の墓を建立致しました。その一つは宝篋印塔であり、一つが五輪の塔であります。故に矢田谷にある所の宝篋印塔は何の関係もござぬません。

然しこゝに一つこれが誤り伝へられたのではないかと思はれるものがあります。それは日頃から国師に深く皈依してゐた婦人で、高家庄の公文阿會の息女で白衣の道人、法名覺性尼といふ方でありますが、此の婦人は毎日のやうに国師が老母のお墓に詣り、厚く供養をさづけられる様に深く感激致しまして、国師が御墓参の途中で御立寄りを願つて、せめて熱いお茶なりと差上げてお慰め申したいと、斯く考へまして附近に小さな草庵を結びまして、土生庵と名づけたのであります。

土生来迎寺に逸見萬壽丸の母に當る、覺性禪尼の墓と云ふのがござぬます。それで土生庵といひ、土生来迎寺の墓といひ、覺性禪尼・覺性尼と色々と符号していますので、白衣道人の覺性尼と逸見萬壽丸の母堂覺性禪尼とは同人ではないかといふ疑がおりますが、其れにしては凡そ五・六十年の時代差があります。

結局これは同名異人といふ事になりました、小熊宝篋印塔の主は果たして何人であるか分らないのであります。或はさき程から述べました白衣道人の墓であるのを、『紀伊続風土記』の編者が、誤って法燈国師の母姉の石塔ならんかと書いたのではないかとも思はれるのであります。が、今の所これ位の事しが判りません。後人の研究を待つ次第であります。

（昭和六年八月十五日於矢田小孝校講演要点記）

1. 弔辞 故興国寺長老雲巖老師に対する弔詞

おはしまし／＼日の御面影を偲びまゐらせつゝ、茲に恭しく誄^{るい}を捧^{ささ}げまつります。

顧みますれば去月二十二日、私は御當地へ出張の寸暇を割きまして（中等学校聯合演習にて由良駅前集合）、絶えて久しき御無沙汰の御詫旁々、御見舞のために昇山致しました処、非常に御歡び下され、「もう此の分ならば大丈夫」との仰せであり、御見舞申上げたところ、去る八月に拝芝の砌に比し、折柄の秋晴と共に御氣色もいたく勝れさせ居るを拝しまつりまして、歡談數刻に亘り、時事談から宗教談・更に孝問上の事に關しまして種々御高見を拝承、切に御加養を御祈り申し上げつゝ拝辞致しました。あゝなんぞ期せん、之が今生に於ける永の御別にならうとはあゝ何ぞ圖らん。それから僅か數日、突如として彼の急変を見奉らうとは、實にも迅雷耳を掩ふに違あらずとはこのことであり、不肖の身を以ちまして夙に御知遇を忝ういたしました私として、殆んど言ふ所を知らないであります。老大師曩に昭和十三年を以て、開山法燈国師六百五十年遠忌大法要御嚴修の御企あり

六百五十年正當は来る昭和二十三年であるが、わしもこの通り老境に入つて、とてもそれは覺束ないから、今の内に何とか取越して勤めて置きたい、コレがワシとしての畢生の念願じゃ。それに就いて一つ開山国師の御伝記を書いて貰いたい、序に寺歴も調べられるだけ調べ上げ、荒廢の経緯も明かにして置いてもらいたい。

との御墾嘱を拝し、凡夫の私・門外漢の私にはとても勝ち過ぎた負荷ではありましたが、奮つて拝命、その年の一夏を編纂と出版の事に微力を捧げました。さうして老大師に侍して、開山国師伝を編んで行きますと、下根の私も不知不識の裡に、禪旨を得たとはいへませんが、幾らかづゝそのやうな心境に近づきつゝあるやうな氣持ちになりました。申すまでもなく法燈国師は三朝一國の師表、五祖七世の的骨といはれただけに、究めれば究める程その人物に崇高偉大などころがあるやうに思はれると共に、老大師も親炙すればする程其の御風格に於て、開山国師と似通ふた点が多く、開山の再来とさへ仰がれるに至つたのであります。何を以て左様のことを申すかと申しまするに

法燈国師はその御在世中、龜山・後宇多兩帝の並々ならぬ叡信を忝うし、特に龜山上皇は離宮を改めて禪刹とし、師をして開山第一世たらしめようとされた。凡人であり凡僧であつたなら、待つてゐましたとばかり得意になつて拝命する例でありますが、国師は然らず（私の如き者が斯うして、禪要を奏對しまつる榮を担ふさへ勿体なう存じますのに、この不徳を以ちまして勅願寺の開山にならして戴きますな

どは、全く柄にもない事で余りにも畏多いことでござぬますから、この儀は堅く拝辞仕ります」とて、一再ならず賜った院宣を畏みながら終に固辞しまつり、夜に紛れて紀伊（由良）の旧院に皈られたといふことがあります。かくて鷲峯に止住すること四十年、絶えて世榮を願はず・虚名を思はず僻陬荒寒の境、茅屋・蔬菜衆と共に居り、来つて法を問ふ者のために懇々切々の教を垂れ、道の爲には東馳西奔も厭はなかつたが、銜^{てら}たり貪^{むさほ}つたりすることは大嫌ひで、不立文字の宗旨を如実に表現して、臨終の遺偈だになく、自らの身上に就ても殆んど語る所がなかつた。それで年譜や縁起の作者もいろ／＼想像の筆を逞しうし、後人がいろ／＼の託宣だの・何だのと靈異記をものしてゐわけであります。それで鎌倉北条氏が五山の一たる壽福寺を以て、優礼迎請しても勿論「ワシは関東へは降らぬ」とて、絶対固辞されたのであります。

時代は違ひますが、我が関南雲巖老大師も元より塵累の操なく、世榮や營利などといふことに、超然として自己吹聴や宣伝などをちつともやらぬといふ点に於て、祖師と一派通じるものがある。それであつてこれだけの鷲峯復興を成就せられたのですから、実に驚嘆に値すると存じる次第であります。自己を語らぬといふ点に於ては、開山国師と揆を一にする老師ではあられたが、私は久しく老師に近侍し親炙しまつる裡に、大体次の如く御履歴の輪廓だけを知り得たのであります。

臨濟宗の一派に国泰寺派といふのがあります。法燈国師の晩年鷲峯に来て師事した、慈雲妙意勅諭（清泉禪師）の開く所で、越中国氷見^{ひみ}の国泰寺を大本山としてゐます。その住職であり国泰寺派の管長であられた龍水和尚は、昭和九年五月十七日病を得て遷化するや、やがて後任問題が持ち上りました。派末の輿論は国泰寺とは法縁浅からぬ由良興国寺老大師を迎請することに皈一し、天龍寺派管長精拙和尚を介して、礼を厚うして招請されました。こんな場合よく自薦・他薦の運動が起りますので、全派重役^{おもやく}はそれを封ずる意味に於て、疾風迅雷的に事を決すべく、五月二十二日早くも興国寺へ交渉が開始されたのであります。すると老大師は

他のところなら一言の下に御断りするのじやが、何分国泰寺はこの開山国師と深い縁故がある名刹なので、その意味に於てすげなくも断れぬが、管長などといふ仕事はワシでなくても、いくらもなり手があらうから、それはまあ他人にやらせて、ワシはワシ本来の使命たる祖塔（開山塔）のお守りをするに専念したい。そのためにワシはこゝを終焉の地と思ひ定めてゐるのぢや。近く六百五十年遠忌法要も厳修したいといふ念願もあり、そのつもりで精進してゐるのぢや。

とこちらも礼を厚うして辭退されました。これは住職の進退に関する重大問題なので、興国寺壇下の重立った人達にも漏らされ、伝へ聞いた人々も感涙にむせぶと共に、今更の如く老大師の、高風達徳と至清至純の御心境に崇仰心いたした次第でありました。法燈国師が壽福寺（北条氏）の迎請を固辞されたのに対比すべき好話柄ではありませんまいか。法燈国師は支那で修業され、宋国靈同（山）護国（寺）の佛眼禪師（無門慧開和尚）の印可を受け、其の嗣法となられた方で、入宋沙門覺心と称し、よく西方落日の国を望んでは、恩師に対する切々の思慕を寄せ、晩年護国寺といふ一刹まで建立して、感恩報謝の意を表されましたが、その建長八年二月十三日紀州高野山禪定院首座比丘覺心頓首百拜書を大宋国行在臨安護国寺佛眼禪師大和尚の尊前に奉る：：：と書かれた程で、聖徳太子の遣随国書の事も思ひ出でられてゆかしき極みでありますが、わが老大師も一個の人間として、其の親族故旧に対する情誼の厚かりしは申すまでもなく、祖国日本に対する敬虔の至情は、私共の想像も及ばぬ程で『形ち藁木の如く、心死灰に似たり』の文字通り、俗塵を超脱して世事には一向おかまひなしだと思つたら大間違ひで、祖国敬仰烈々たる気魄の持主であられました。あの盛夏烈日の下・玄冬寒・雨の中を、会下の雲納を率ゐて、皇軍慰問の爲の托鉢に出られたこともあり、先年の大法要も勿論開山に對する報恩の意味もあるが、一面国家有事の日大に民心を緊張させるべく、嚴修するといふ趣旨の普及旁々、北は摂河泉方面より紀北方面・南は熊野の津々浦々から志摩・伊勢の海岸筋迄ずっと、三位一鉢蕭然として巡歴されたことは知る人ぞ知るであります。

謹んで按ずるに老大師の御郷関は岐阜縣美濃国厚見郡藏前村八番地（今は稲葉郡南長森村大字藏之前九百貳拾番地となつてゐるが全所であります）に於て、明治六年八月二十一日（戸籍には拾五日とあり）呱呱の声を擧げられました（當年約七十歳）。嚴父は善三郎大人・母堂はひろ刀自、師はその第五男。俗姓堀氏名は淨因雲巖と号し、鷲峯御名普山後は好んで関南の郷を用ひられました。御年甫めて八歳村の海龍寺眞常願心和尚に就て佛需を幸び、十七歳（明治二十二年）京に上つて嵯峨天龍寺第二百三十七世龍淵元碩和尚の室に入らる。師事すること約二年にして和尚の遷化に遭ひ、其の嗣法峨山昌禎和尚に随侍十七箇年に及んだが、和尚寂後東福寺専門道場に遷り、東昱通晃和尚の下に居らる。和尚寂後出でて伊勢国小股の廃光無量寺（太

平山）を再興、其の就るや東福寺に皈り、山内廃長慶院を再興して東光寺と号しました。斯くて廃刹の復興に努力成功すること二箇所、師の道譽彌々隆く。大正七年（四十七歳）鷲峯の廃類を興すの重大使命を帯びられることになりました。

抑々當興国寺は幕末以降白山慧恭和尚が猛立、本山挽回運動に熱中して脱線又脱線、この名利を破滅に陥らしめた。その跡を建直さうといふのであります。

老大師の東福寺に在すや、たまたま大正年間の流行性感冒のため、殪れるもの相踵ぎ、師も亦同病に冒され給ふたが、幸ひ軽症で幾許もなく御本復になりました。この時師つらく思へらく、鷲峯の廃類を興すことは荷が勝ち過ぎてゐるが、流感で殪れた友達のことを思へば、余命のあらん限り法の爲に盡さねばならぬ、よし微力を捧げて祖塔の御護をさせて戴き、法燈のまさに消えなんとするを喰ひ止めよう、雨降れば降れ・風吹かば吹け、雨洩らば座を移し・風吹かば居を替へて、命の限り・根限り鷲峯を守らうと、斯ういふ悲壯なる御決心の下に、遂に御普山になったのであります。

さて興国寺へ這入って見ると、どちらを向いても・どこを見ても、雨漏りどころの騒ぎじやない。流石の師もその廃類の状の余りに酷いのには一時は匙を投げられたが、雨漏らば坐を遷する覺悟でずっと辛抱されました。そしてひそかに復興の方途を講究された。保存財團でもこしらへてぼつ／＼その実現に努めやうと御構想のところへ、地方財介の巨頭塩路淳之介・小竹岩楠・海瀬定一氏が登嶺、これだけの名利をこんな風にほって置いては駄目だ。保存財團をつくつて徐々にやることも必要であるが、それにしてもこの廃朽を醫する應急大修繕が喫緊の問題だとあつて、それらの方々によつて鷲峯興隆会が組織され、立ちどころに数千円の淨財が集つた。そして原庄組の七人連が乗込んで、大規模の大修繕見積をしたが、それによると所要經費無慮十万円といふので、小竹氏等も一寸頭を捻つた。そこで名古屋から請負師を呼んで改めて見積らせた結果、簡単な應急修理として左程巨費を要しないといふ。それでやらせることになり、工事が進行してゐるうちに塩路氏逝き・小竹氏また其跡を追ふ等、興隆會の幹部にもあわたししい去来があつたが、和歌山の竹中源助氏・日高の瀬戸健三氏・橋本太次兵衛氏・蘭喜太夫氏・田辺の原秀次郎氏・其の他同心戮力遂に豫期以上の完全な修理が出来た上、明治二十一年の暴風雨で倒潰した大門復興迄も完成。昭和十三年十月八日開山国師六百五十年遠忌大法要も営れたわけであります。

乍併如斯俗務は元より老大師の御本領ではなく、偏に閩南信仰界の巨柱と仰がれ給ふた、御徳化が然らしめたものに外ならぬものであります。洵に老大師こそは、開山傳來の佛眼禪師の有名な偈心即是佛・佛即是心・心佛如々・旦今旦古の御心境に徹し、四恩会同人・その他来つて法を問ふ者の爲には、淳々として説いて倦ませ給はず。また飄乎として出でて道を説いて、山險海難厭はせ給はず、平生黙州和尚の閩南集を播いては、その遺偈「平生愛^{みずか}シテ山得^{タリ}ニ此閑々一生也^ヤ死也^ヤ白雲青山」を殊の外愛誦し給ふたのでありますが、今は御^{みづか}躬^がらこの偈中の人となられたのであります。あゝ偲びまつる其御温容よ・その御高風よ、折柄師走の風寒み冷氣そぞろ身にしむ處、茲に永訣の庭にひざまづき、恭しく御恩顧を拝謝し謹みて御瞑福を熱禱し奉る次第でござぬます。

昭和十七年十二月二十五日

五、東西内原村合併に際し

森 彦太郎

『明治二十二年町村制実施以来五十余年、分立した東西内原村が合併すべくして合併せず、荏苒今日に至ったが今や時代の波に乗って決然合併、懸案こゝに解決して、新生内原村としてのスタートを切るこの記念すべく日、数年前から名刺にも封筒にも和歌山縣日高郡内原村と刷り込んで押し通し、名刺はもう幾度も刷りかへたといふ徹底振りをみせてゐる、森彦太郎氏は久し振りにその蘊蓄を傾けて喜びを語る』

1. 上世の内原郷

多年の懸案東西内原合併問題がすらすらと（と言ひたいが実は相當の曲折を経た。しかしそれはむしろ當然である）解決し、新に内原村の誕生を見るに至ったのは、重大時局下意識ことに深きを覚え、まことに慶祝に堪へない。歴史は繰り返す、合併は復古への一步前進である。といふのは、新生の内原村の地域こそ上代（厳密にいへば上古ではない）に於ける、日高郡内原郷の中核であつて見れば、この合併はすなはち復古への一步前進だと謂わざるを得ない。そも

そも内原郷といふのは、和名抄にみゆる日高六郷の一で、今の日高郡の地域には内原・財部・岩淵・清水・南部・余部の六郷と、海部郡余戸郷（由良地方）を容れ、一郷の戸数五十戸といわれたものだが、実は必ずしも五十戸とは限らず、その内十戸に充たないものは余部（あまりべ）とされた。日高にも海部にもそれがあつたわけである。さて内原郷の区域は、大凡その内原沖積平野の外縁を中心として、北は鹿瀬の連嶺を限り・東は湯川村富安・南は全丸山あたりに及び・西は入山から小坂峠に及んで志賀谷を包容してゐたとみるのが、諸説の一致する所である。戸口数がどの位あつたかについては、はつきりしないが一戸平均人口は、今のわれ／＼の常識になつてゐる五・六人ではなく、少くとも三・四十人から五・六十人はあつたやうで、一郷に三十戸、一戸に平均四十人と見て千二百人位はあつたわけで、最近の

東内原	四一三世帯	二〇四〇人
西内原	二三〇 "	一一一八人
志賀	四〇二 "	一九三四人
湯川一部	三〇〇 "	一六〇〇人

に比して何分の一かにすぎない。此の区域に発達した内原郷は、鹿瀬山麓の原谷を祖郷とし、山地に於ける自然物採取經濟（山地利用）の重要性をもつてゐた時代に、紀国造の族内原直（あたへ）が住んでゐた。それが大化改新以後国民發展による農耕經濟に移ると共に、彼等も時勢に順応して、生活手段を南方平野にもとめ、原谷内の畑から高家・萩原方面へ進出した。そして萩原・茨木・高家・小中から西富安・入山附近におよぶ拓地墾田が着々と進んだ。西川の水は豪雨あるごとに流路を変じた。今の西川は清水橋あたりから、入山の椎崎に向つて南東を指すが、紀勢西線の鐵道に並行して、丸山の蛭ヶ先に向つて突走るのがむしろ自然の流路らしく、皇紀二千年頃の古圖によると、その頃まで蛭崎にむかつて流れてゐたことがわかる。開拓の進捗につれて治水に苦心しつゝ、われらの祖先は皇紀一千三百年代から一千五百年代へかけて勇敢に新体制に即応し、いわゆる班田收授の実施に協力した。わが国全体としてのこの制の成功であつたか・不成功であつたかは、こゝに必要がないから觸れないでおくが、とに角紀伊半島の平野部では、就中日高平野では徹底的といつてよい程協力実行してゐた。財部郷に於ても実施してゐたが、内原郷に於ても西富安から北にかけて、西川流域にみる一の坪・二の坪。

丁の坪・匙の坪などいふ田地の字名は、まさに班田制下に於ける條里の遺構であり名残でもあるが、急テンポに進展する時代の波は激しく、今の内原平野は彼等の悉くを容れて、新体制下の新生活を営ませるに充分でなかった。即ちそこに転職・転業・離郷を余儀なくされたものも出で来たことは蓋しやむを得ない次第で、或は奈良の京に出でて紀寺の土匠の飯焚をつとめ、遂にはその寺の奴に陥ったものもあり、また河内の国狭山地方に移住したものもあり、或は又出雲国飯石郡に生活根拠を据ゑたものもあった（出雲と紀伊とは神代から交渉が深かった）。皇紀壹千貳百年代前後の牟婁温泉（湯崎御幸）道は、由良から池田に越へて内原平野に出たが、壹千七・八百年頃から熊野詣が盛になつてからの熊野御幸道としては、有田から鹿瀬を越江て所謂原八十町を南下する線が採択された結果、沿線の旧社で九十九王子に加はつたものあり、それが沿道の風物を点綴して、京都貴紳の注意に上るに至り、源平合戦に壽永三年平維盛が屋島を逃れ、高野から熊野に赴かうとして、源平盛衰記に

鹿瀬山を越え過ぎて、高家の王子を伏し拝み、日数やうやく経るほどに、千里の濱も近づけり

とあるやうに、この郷の王子、高家王子の祠に詣てゐる。この王子の名はそれより二十年ばかり後の、建仁元年（皇紀一八六一年）後鳥羽院熊野御幸誌に現はれてゐないが、

シシノセノ山を越江てクツカケの王子に参り………椎原を過ぐ。樹蔭滋路甚だ狹し、此所にて上下木枝を伐り分に随ひて槌を造り、榊枝に掛けて内ノハタ王子に持ち参る。ツチ金剛童子といへり、各之を結び付く。次いで柴原に出でまた野を過ぐ。萩薄遙に靡きし眺望甚だ幽なり。この辺を高家といへり、聖護院竝民部卿領 云々

とあつて聖護院宮靜惠法親王御領、及び民部卿藤原（閑院家）言明領の莊園（高家莊）が成立してゐたことが知られる。この莊園は即ち農耕經濟時代の所産で、西川をはさんで西庄（今の高家）と、東庄（今の萩原）とに別れ、別に東庄に接して尼田縄手より東、田三十町・畑二十町（今の茨木から西富安の一部に至る）を分割して、聖護院家御領高家本庄とよんでゐた。この三部をもつて高家庄を構成し、戸口の増殖と共に北の方原谷、及び池田に向かつて開墾を進め、そこに二つの新庄が出来た。

かくて民部郷の方は、実明からその子公雅に伝へ、さらにその子実任に相伝されたが、

後に龜山天皇の皇子入道兵部郷守良親王（即ち五辻官覺靜法親王の御事で、実任の女の御腹）御領となり、宮は嘉暦二年柴野大徳寺開山大燈国師に、御寄附遊はされた。国師は（宗法妙超）は後醍醐天皇特別の御皈依を蒙ったのみならず、持明院統の花園上皇の御崇信も篤かったので、時代の変遷に拘らず暫く一圓不輸の寺領として、国司・守護の役夫・工・米其の他諸般一切停止の特典を持続することが出来た。

併しその間聖護院宮御領（茨木）との間に、新庄（原・池田）の領地問題をめぐって、紛争が一再ならず持ち上り、いつも大徳寺側の勝訴となり、高家庄四ヶ村（萩原・高家・池田・原谷）は一括して大徳寺領たることを確認され、聖護院領は茨木一村だけで高家庄と称し、其の鎮守として若宮神社を祀った。全社の棟札に近世まで高家庄の総社と記す慣例になってゐるのは、之がためである。

吉野朝対京都の争乱激化するや、熊野沿道の要衝として双方から注目の的となり、争奪の焦点ともなった。即ち足利尊氏は延元三年に當庄及び、切目莊等の沿道の要所を指定し、兵糧料所として新宮別當に預けをくにつけ、よく山人等を支配し、殊功あらば抽賞すべきを令した。これから熊野山の勢力がこの庄に及んで来るが、之に対して吉野朝廷からは、正平十年湯淺氏の族、藤波阿波權守に対し高家庄三分の一を賜った。それが庄内どの部分だったかは判らぬが、その勢力から考へて、多分有田寄りの原・池田辺であつたらうと思はれる。正平十年と云へば吉田の八幡山に、吉田金比羅丸頼貞があり、土生に逸見万壽丸清重が居城して、八幡祠の修葺や道成寺等の修繕、さては釣鐘寄進の相談等してゐたところで、紀伊の勤王軍が大いに威勢を振ってゐた時であつたから、日高と有田の勤皇黨の連繫に資するため、後村上天皇が藤並氏を高家庄へ持つておいでになつたものと思はれるが、幾許もなく中紀の南風競はず、新宮の勢力が中々後退しなかつたらしい。乱世に及び畠山氏の威令行はれざるに至るや、北から湯淺氏の族崎山氏が入り込んで、この庄に威をふるひ東光寺に陣邸を構へてゐたが、湯川氏の勢力圈内になつてしまつた。湯川氏は普通の土豪とちがひ甲斐源氏の流れを汲み、歴代文武を兼ねる才幹の持主が出て、佛家を保護し民政産業などにも熱心で、一時は畠山氏をしのぐほどの勢力を持ち、京都の貴神大寺（特に本願寺）などとの往復交渉も繁く堂々たる存在であつた。

2. 徳川時代以降

徳川時代の制度は、一口に云へば「御年貢徴収」と云ふことが眼目で、その便宜の爲には何事をも犠牲にされた。およそ個人と云ふものは一切認められず、何村何十石と定められたお年貢は、村として完納の責任を負はされ、そういう風な村を約二十づつ組合せて組といふものをつくり、組毎に大庄屋・村ごとに庄屋を置いた。組は今の数ヶ町村の区域に相當し、村は大体今の大字にあたる。日高郡には大体百五十村（小分すれば二百村）位あるが、それをお表領（本藩）七組・田辺領三組計十組に編成されてゐた。それは今云ふやうに徴税上の便宜から割出されたもので、郷村の沿革とか地理人情といふ風なことは全く無視されてゐた。それで表面上・帳簿上の形式はとゞのつてゐたけれども、裏へ廻ると百弊続出お話にならぬ情態だった。この制度下に於ける内原方面はどうだったかといふに、池田と高家が志賀谷及び由良の内と組合せて志賀組（約二十村）として、大庄屋川瀬氏の居村名をとつて組名とした。それから原谷・萩原・茨木・小中の四ヶ村は、西口及び和田・吉原・小池方面へと組んで入山組に編入された。大庄屋塩崎氏の邸が入山にあつたからそれを組名とした。組外の田端家が大庄屋となれば、その役所は田井へ移ったが、それでも入山組と称された。かるが故に池田・高家からその組の大庄屋のところへ行くには、入山組の小中を横切らねばならず、原谷から大庄屋へ行くにも他組領高家を通らねばならなかった。明治維新廃藩後の制も十二年までは、旧区画そのまゝ志賀組を第一小区・入山組を第二小区とし、大庄屋を郷長・庄屋を戸長と名前をかへただけであつた。ただ藩制時代にはとに角自治制であつたのに対し、明治以後は村吏を官吏に準ずるものとされ、自治の精心に遠ざかるやうになった。明治十二年郡区町村編成法が發布されてからは、一村または数ヶ村に戸長を置くことになったが、その分合改廃一切ならず、明治十七年七月戸長役場区域の大改正が行はれ、日高郡には二十六の戸長役場を置き、内原地方では萩原村ほか六ヶ村（原谷・池田・高家・小中・茨木・丸山）戸長役場を設け、高家村野田楯次郎氏が戸長に選任された。これは所謂官選戸長で、縣から小書記官秋山恕卿が郡役所へ出張して来て辞令を渡したりした。御坊ほか四ヶ村の戸長塩路彦右衛門氏は準十一等官（月棒十八円）・野田氏や比井の湯川玄碩氏は（準十二等官月棒十四円）で十四等官月八円といふのも六・七人あつた。この制は

今の町村制の如く法律に基くものでなく、即ち自治体とは云へず、單に組合村に過ぎなかったが、とに角當時の地方の実情には適合してゐたと見えて、明治二十二年の町村制施行まで続いたやうである。それで明治二十二年の新村編成に際し、此の制を襲用すれば後で東西内原合併などいふ問題も起らずすんだものを、その時には野田氏は既になくなり、東西に分立せねば都合の悪い事情があつたらしい。それはこの村に限らず何処も同じで、大体日高郡を十町村ぐらゐに分けたのでは一町村の区域が廣すぎるが、今のやうに三十六・七にも小分する必要があるのであるが、明治二十二年當時は新村の村長をねらう天狗がそここに割拠し、縣郡當局もなべく事なかれ主義で、なるべく天狗の欲望を満足させ、一は郡役所の老朽郡書記の養老院として、町村役場を一つでも多くこしらへて置かうといふ算段から結局三十七村をつくつてしまつた。内原方面でも有力な一人で、抑へ得るならば一村に出来たが、生憎その人を得ず相伯仲する二人が東西に対立してゐた關係上、ええ面倒くさいとばかりに、東西二村にしてしまつたといふのが眞相らしい。これ以上具體的に言ふとあちこち差障りが出て来るからこのくらいにして置くが、兎に角上代に於ては内原郷といふものがあり、明治二十年前後には七ヶ大字の連合役場があつたわけで、明治二十二年から今日までの五十余年間の分立が不自然なのである。その不自然から自然へ、分立から合併へは正に大同團結の時局精神に合致するものといふべく、これを一層意義あらしめんがためには、進んでこの村域を上代の内原郷の地域に拡大せしめねばならぬ。時局の波は荒い、田辺町の如きも附近村合併問題で陣痛久しきに及んでゐるが、今まで合併反対でカンカンになつてゐた某方面でも時局の影響深刻で、何やらの配給をうけるのにも、町では歩が悪いから早く大合同をやつて、田辺市を建設せねばならぬといふ風に、時局經濟の見地から合併賛成派に転向したものもあるとか。内原も東西二村の合併で満足せず、もう一つ大合同に向つての遠大の計を立てなくてはなるまい、時代の流れは急だ。最後に一言附加したいことは、合併既に成れる以上遲疑するところなく、合併後の工作をテキパキとやらねばならぬ。自治機構乃至教育機關の統一などは既定の大綱通り果敢なる決行を要し、それが一日早ければ一日の利あることを思はねばならぬ。しかしこういふ時節になつて来ると、時局即応と称して經濟主義とか節約本位とかから割り出して、あれも序に合併しようじゃないか・これも合併してしまつた方が世話がない、安くつく……得だなどと云つて、合併すべからざる

ものまでも、ワンサくで合併の流れへ押し流さうといふ運動が起つて来ないとも限らぬ。ウソかほんまかは知らぬが、今まで五杯食べた茶粥を三杯に減らすとかいふ人もあるといふ位であつて見れば、序にあれも……と云い出すとも限らぬ。そんな事になつたら大変である。故に私はこゝに一本釘を打って置くのである。合併すべきものとすべからざるものとのけじめは、既決の協定大綱によつて判然とついてゐる。合併はこの坪を越ゑてはならぬ。祝規に代へてこれと言ふ。

（昭和十六年八月一日より八月五日まで紀州日報所載）

六、日高平野に於ける班田制の遺構

『二十八日日高郡教育会第二部郷土研究團の第二部移動研究会に於いて、森彦太郎氏は日高平野に於ける地形の変遷・聚落の発達を論じて、最近の考古学的研究によれば、日高川下流域では、青銅器時代既に聚落が発達し、農耕の業が営まれてゐたとて

一、藤田・矢田間の道路の改修に際し、弥生式土器が夥しく発見されたこと。

二、道成寺門前（藤井）から銅鐸が出たこと。

三、御坊駅（小松原）附近から弥生式土器が出たこと。

四、西川改修工事中、弥生式土器が出たこと。

五、松原村田井からは縄文土器が出たこと。

を例證とし、水に近い底平な土地から、こうした遺物の多数発見されたことは、農業を営む聚落を形成してゐたことを物語るものであると説き、一転して大化の新制（皇紀一千三百年代）の枢軸は、何と云つても戸口の調査・土地の整理区劃を行ふて、所謂班田收授の法を布いたこととで、我等の祖先が如何に勇敢に・熱心にこれを遵奉したか、その徹底ぶりを示すものは眼前に見るこの地形であり、またその名残として小字名である。大化二年の詔によると、長さ三十三間・幅十二間、この面積三百六十坪を一段とし、これを長辺に於て二列短辺に於て五列並べて都合十筆、方一町田積もまた一町の区劃を坪といひ、坪三十六にして里となり、里三十六にし

て条となるといふ。所謂条里制において坪を数へるに、一の坪・二の坪から三十六の坪に至つたが地形・地勢によつては、坪の中に水田ばかりでなく、畠や原野のある所もあった。日高平野でも（机上で五万分の一圖を拡げて見てもすぐ気づく。南部平野でも同様首肯されよう）耕地の区劃整理が行はれた証拠に、道路溝渠の系脈が整然として一町または二町おきになつて居り、特に日高平野ではそれが北十六度、西およびそれに直角の方向を保つてゐることがわかる。そして松原村田井の東北隅には一の坪といふ字名があり、湯川村財部の南端にもあり、東内原村茨木の西端には一の坪・二の坪があり、湯川村西富安には四の坪・六の坪・七が坪・八が坪などあり、藤田村吉田の東南隅にも一の坪がある。これ等は皆条里制の名残りで、坪と名のつく湯川村の丸山坪・南塩屋の九段坪・小松原の中坪・西坪・高家の町の坪・中の坪なども、傍證とするに足る。けだし班田の遺構である。国史の教授上眼前のこの活教材を利用してほしいと論じ、吉田の一の坪が大化新制頃、既に日高河岸の水田であつた位だから、道成寺創建（大宝元年頃として）の當時八幡山の麓まで、入江であつたと云ふことなどは信じ難きこと勿論で、少く共青銅器時代すでに、道成寺門前附近には農を業とする聚落が出来てゐたこと前述の通りである。あの辺で潮退ひて日高川の流路が出来たときには、まづ八幡山南麓、河湫垣内から小松原の早ヶ瀬・財部の瀬崎を経て入山の南端を掠め、和田の本の脇に入つたと思はれるが、紀元一千八百六十一年建仁元年の頃の日高川は、藤井の掠瀬北河原（小幸校付近）から、吉田の湫垣内・中島（万樂寺南）・小松原の河原畑・財部の下河原・島の古川辺を経て海に入り、御坊町島の大部分は文字通り、川の中の島であつたらうと思はれる。後鳥羽院の熊野御幸記はこれを裏書きするものである』云々と興味ある研究業績を発表した。

（昭和十五年十一月三十日 紀伊日報 所載）

七、西川流域の過去と「てんごの川を語る」

1. 西川改修も九分九厘までもものなるところまで漕ぎつけた。そこで狐はいふ「モチ我が黨の力だ」

・狸はいふ「全く我等が蔭になり日向になり、力瘤を入れたればこそ」だと。そんな自慢の日向糞は犬も食い申さぬ。政友だつて民政だつて構はぬ。とに角改修が実現出来さへしたらそれでよいのだ。黨人ばらは西川を政争の具に使つたつもりだらうが、われら地方民に見れば、改修実現の爲に黨人に利用されるやふな顔をして、実は此方から利用してやつたんだ。すなはち民政天下では民政様々・政友天下では政友様々と拝み倒してやつたまでだ。要は實際の改修あるのみだと云ふのが沿岸人々の腹の底だ。

實際西川沿岸の人々には、西川そのものゝ恩恵を忘却するほどその治水問題について、父祖以来伝統の惱がある。この惱を除くためには胸に一物ある狐狸を利用し、或は利用されて時の輿黨を拝み倒すぐらいは、朝飯前のことだったわけではある。そこでその流路の如く波瀾由折を経た西川流域の過去と問題のテングの川について、いさゝか史実を検討してみたい。

西川といふ名称は恐らく明治十年代になつて輿へられたもの、その以前には無論川はあつたが各地思ひ／＼に高家川とか・入山とか・齊川とかいふ、部分的な称呼で用が足りたわけであらう。明治二十一年の縣統計には、日高川の支流としての丹生野川や三津野川（江川）や本谷川（土生川）など、擧げられてゐるが西川は見えない。蓋し猛立せる河川と見、流程十里に充たないものとして掲げなかつたものだらう。明治三十二年十月勅令第四百四号による河川法を準用する河川として、大正六年和歌山縣が告示したものゝうち、日高郡では日高川・南部川とともに切目川・西川を指定し、その水没区域を東光寺の王子橋詰から日高川合流点までとした。西内原の先覺野田万太郎（故人）、今の夏見康太郎氏より先達であるが、明治三十一年縣議補選に當選以來、この西川改修問題を堤げて奔走したもので、紀南新聞の初代社長鈴木容堂氏も、また社説を草しこれに声援したこともあつた。逸に角西川が問題になつたのは、野田氏が縣会へ出てからのことであつた。序ながら野田氏があの一件で蹉跌する少し前に、帝國議會が解散になつたとき、塩路氏も山本氏も起たず、日高には地下馬候補の種が切れさうになつたので、二階組では野田氏擁立を策したくらいであつた。然し何をいふても黄金万能の制限選舉の時代、野田氏は上郷切つての盃・日高切つての巨人といはれたが、當時既に家計不如意の悲境にあつたので、その点で実現を見るに至らなかつた。兎もあれ西川問題を回想するにあたっては、野田氏こそは逸すべからざる大々の存在である。

川としての西川は地理学的にいふと、城ヶ森山脈に属する鹿ヶ瀬山中に発し、東西内原・湯川・志賀・和田・松原・御坊等、日高平野西半の水を集めて日高川口に注ぐものだといひ得る。その流路は水源と河口とを連ぬる直線より稍西に湾曲して、延長十四キロ米に及ぶのである。初め鹿ヶ瀬から南々西を指して原谷内の畑の峡谷を下り（所謂原八十町）、右岸に池田谷の水を併せて、東光寺王子の辺で西内原に入る。此処に至って眼界頓に開け日高平野一帯は双眸の裡にあつまる。以上六キロ・次に高家清水橋の辺りから南西に転向し、向の北を劃しつつ小中に入り、入山椎崎の北で志賀川が右から来るのを容れる。以上二キロに西内原領では平均河幅十四米・水深一米に満ため。冬になるとほとんど徒渉し得られるが、夏は灌漑に利用されて日高米を培う。椎崎から河口へは入山字戸谷および、田井の田井畑など小屈曲はあるが、略南々東を指し、その間左に入山川・齊新川・新園川等を右に縦川を容れ、漸次流幅および水量を加へ、浜の瀬砂丘を劃して河口に至る。和田村領で河幅十六米・水深一・五米、そして椎崎から河口までは約六キロ米である。

2. 西川の水源鹿ヶ瀬は有田・日高の郡界で、峠は有田郡南広村大字河瀬（ごのせ）領になってゐるが、日高平野から原谷を遡って有田へ越える、熊野街道筋の嶮坂として名高く、

“俺等が若い時、有田へ越えた、知らぬ鹿ヶ瀬夜で越えた”

と歌はるゝところ、この道は京極中納言定家のものせる、建仁元年の後鳥羽院熊野御幸記にも見江、夙に開けたものらしいが、明治の縣道は或は由良坂を採用し、或は津木越トンネルを採用したため、この古道は早く忘れられ、峠の旅人宿も近頃まで流行らぬなりに營業をつゞけ、僅かに山上参りの団体客や行商人ぐらいをとめてゐたが、自転車・自動車・汽車の南進ととも、に全く寂れてしまひ、最近が残った一軒も戸を閉めて、峠道は夏草茫々どこが道やら・山やらわからぬやうになつてしまつた。峠は割合に眺望はきかぬが（海拔約四百米）里謡子歌ふて曰く

“有田山見りや蜜柑が恋し 日高山見りやもゝ恋し”

と蓋し「あれは紀の国蜜柑船」ほど人口に膾炙してはゐないが、佳詞誦すべしと謂ひたい。日高川のもゝは、井上氏の名物誌に擧げられてゐる自生の楊梅で、五月雨鬱陶しきころ原谷・

池田谷・志賀谷あたりから、京の大原女を偲ばせる（といつても頭に戴いては居らぬ）婦人が担い出して、日高平野を御坊へといそぐ。街頭を右往左往するまでもなく瞬く間に売れてしまふ。井上氏は原谷を本場としてをられるが、むしろ「池田女に原男」で通つてゐる池田谷の方が本場で、田植時に村の奥大師谷のほとりをさまよへば、枝もたはゝに熟したあの黒味を帯びた紅いやつが、道の辺に垂れ下つてゐる。下志賀では「志賀小袖紫小袖」と云つて、昔は嫁入仕度の若い娘達が、枝折の楊梅を担ぎ出しては小袖にかへたと云はれるが、しかし近頃は到る所の開墾が著しく進み、名だたる日高郡の楊梅山も、追々柑園や桑園に皮つてゆくのは惜しいやふな気がする。自生の楊梅の見味に着眼し、あれに新しい科孝の洗礼を受けせして、大ひに有田蜜柑の向をはるべく、あれを園藝科する工夫研究をつむ篤孝の人・創造の人が、池田女や原男の里に出現してほしいものだと思ふ。筆者はその出現し、やがてこれが実現を見る日の遠からざるべきを想ふもので、往年志賀谷の婦人・青年会員諸君及び孝童に向つて、大ひにこれを説いたことがある。農学校や農会の小唄口な月給鳥などはなか／＼こんなところまで指導が行届かぬし、行届いても齒が立ちさうにない。原谷の名産としては楊梅よりも、むしろ片山翠波氏の推奨した柿をとるべく、柿よりもむしろ古文獻に表れた椎をとりたい。定家卿の記に曰く

十日（建仁元年十月）

次又攀昇シシノセ山崔嵬嶮巖石不異昨日 超此山参沓カケ王子 過シシノセ椎原樹陰滋路甚狹 於此辺有晝養御所云々 又私同儲之暫休息山中 中小食 於此所上下伐木枝 随分造槌付榊枝参内内ノハタ王子ツチ金剛童子云々 各結付之云々 次出此木原 又過野 萩薄遥摩 眺望甚幽 此辺高家云々

いまも椎の巨木は山中到所に見受けられ、米椎・大鼓椎など思ひのまゝに拾はれる。池田谷の奥にも椎が多く、楊梅と椎とは大抵相伴ふてゐるのが普通である。籐萩遥摩 眺望甚幽 なんていふ光景は今は樂にしたくもない。鉄路屈折処汽煙遥摩 眺望甚だ殺伐と云ふのが現実である。

3. 前回に逸したが、有馬皇子の「家にあらば筈に盛る飯を草枕 旅にしあれば椎の葉に盛る」の

御歌に於ても偲びまつることが出来るやうに、椎樹は此の辺に多かったものらしい。池田谷はその深さに於て、到底原谷に及ぶべくもないが、それだけ此の谷は原始的官道として利用され易かった。即ち齊明・持統・文武三帝が相踵いで、牟婁温泉へ御幸あらせられ、結松で名高い有馬皇子の藤白事変などの起ったころの御幸道は、有田郡廣村から由良坂を海部郡由良の内に越え、その峽谷を下って阿戸から由良洞の上を、此の谷（池田）へ越えたものである。白崎はさきしあり侍てなど歌ふて、海路によった場合には由良の内の南岸柏に上陸、松尾山を越えて志賀谷に下ったこともあるが、兎に角池田谷經由の路線は險峻な鹿ヶ瀬や、長いく原谷を下るのに比して変化に富み道も緩かで、殊に絵の如き阿戸の入江から糸谷・蟻島あたりを飽かず眺め得るといふ点に於て、古の大宮人達を長い間引きつけたものらしい。

この池田線時代は、地方行政史上では無論内原郷時代で、内原郷の郷域は富安川・高家川・志賀川の三流域、即ち何れも西川の流域をしめ、今の東西内原両村を中心として、東は湯川村（財部を除く）・西は志賀村（小池を除く）を包括し、地理・人情・風俗略相同じ区域を以て一郷としたもの、全く実情に即した自然的な区劃であつた。

中世以降人文の発達、時勢の変遷に伴ふて庄園の興期となり、こゝ富安莊（富安・小松原・丸山）・高家莊（高家・池田・原谷・萩原及び茨木）志賀莊（志賀・小中）が出来たが、これも極めて自然的な行き方であつた。ところが此の地方（に限らぬ紀州一帯）行政区劃分合の跡を討ねて不自然も不自然、よくもこんな無茶をやつたものだ、思はれる暴断を前後二回見受ける。その一つは紀伊徳川氏入国後、寛文年間国中を分つて六十七組とし、その組をもつて村を統る制を立てた時の編成法で、その二は明治二十二年の町村制による、町村の編成法である。

寛文の制では日高郡の本藩領に、志賀・入山・江川・天田・南谷・中山中・山地の七組、田辺領に南部・切目の二組が出来たが、この組別は穀田（石高）均分の主旨にもとづき、海岸及び平野部では一組の石高を約六千五百石に近づけることを目標としたもので、莊村の隸属本支郷の差別など、沿革や実情などほとんど顧みなかった。これを西川流域について見るに、先づ志賀五ヶ村（柏・上志賀・久志・中志賀・下志賀）は大庄屋川瀬氏の本拠として、これに由良の内（今の衣奈・白崎・由良）を加へたものを志賀組としたが、石高が不足したので旧高家莊のうち小中だけは、他から高家・池田二村だけ引割いて同組に編入した。その結果旧志賀莊のうち小中だけは、他

組志賀・高家両村の間にはさまり、獨りぼっちになって入山組に編入されたが、その入山組は旧小池莊（小池・和田・入山・吉原）を中心として、旧高家莊から原谷・萩原・茨木を旧富安莊から丸山を引きぬき、更に旧三尾莊（所謂西口）を加へて編成した。それでも小池莊と三尾莊がかたよつてゐただけ取柄だとしてよい。

明治二十二年の新村編成に至つては無理がさらに多く、それが自治体の病源となつて、禍を今日に残してゐるのである。あの頃は平民から擡頭した小天狗が、割拠して町村長になりたがる者が多かつたし、一方無爲無能な士族の小役人を淘汰を要するものもいくらもあり、それらの捌け口はやはり町村役場あたりに求めねばならなかつた關係上、日高郡内に三十七も町村をこしらへた。全くべらぼうな話で、郷の時代には六郷或は七郷・莊の時代には二十莊・組の時代には九組或は十組で事足りたもの。この町村制実施直前の明治十七年改定の戸長役場制においてさへ組合村が二十五村に過ぎず、萩原村外六ヶ村戸長役場の下ごとき今の東西内原全部に湯川村のうち丸山を加へたもので、現に問題となつてゐる東西内原の合併なんて、現制実施以前に既に實現してゐたわけである。それに何を苦んで内原を東西二つに分けたんだと云いたい位。分けた以上はそこに色々の行掛かりも出来て、今となつては合併が行き悩むのもやむを得まい。抑も日高郡を三十七村にも小分けして、それで果たして町村自治が円満完全に遂行出来てゐるかといふに、そこにもゴタゴタ・こゝにもゴタゴタが絶えないではないか。これは明治二十二年當初の編成法（大字と大字の組合せ方）が悪かつたので、私の謂ふところの実情を無視し、歴史を顧みなかつた結果に外ならぬ。これを西川流域の例にみるも、志賀村の如き型式的に一村ではあるが、實質上志賀村と小池村とに分立し、対峙して紛争を年中行事としてゐるではないか。志賀側は小池を・小池側は志賀を事あるごとにこきおろして、兄弟橋に鬨ぐの連鎖劇を演じてゐるではないか。これも志賀莊……志賀村に属した志賀五ヶ村を一大字とし、それに小池莊……入山組に属した小池村を配して現制志賀村を編成した。その時既に無理といふ隙が出来てゐるので、昨日や今日の問題ではないのである。歴史を顧みない者に対する鑒戒とするに足るであらう。

これはこれは楊梅を食ふて、水源で道草をしてゐると思つたら、いつの間にか本流の沿岸に飛んで来ててんごのかわをいふてゐる。いざ本文も本筋へ這入つて本當のてんごの川を、一寸の

次に河床の変遷について考察すると多少面白いことがある。原谷と池田谷の両溪流が東光寺で落合ふところまでは無論古往今來一定不変である。只古人がこれらの溪流に沿ふ交通路を、出来るだけ都合のよいやうにと、路線改修または變更に苦心したあとが見受けれる。一口に原八十町を下る官道といつても、時代により・場所により、そこに幾らかずつの推移變遷がある。いはゆる熊野御幸道の如きは原谷領ですでに川の右岸に渡り、槌王子から内の畑の字道添、一の瀬觀音寺を経て高家王子の所へ出る、西山手線をとつたらしい。近世及び現在の縣道は、左岸東山手線をとつてゐる。池田谷でも疎口池の畔りへ出て来るまでの、明治時代の縣道は非常な迂回線をとつてゐるが、牟婁御幸時代そのまゝの古道は、由良洞の頂上を越へて急峻な坂路を下つたものである。疎口池は正保四年の築造にかゝるものであるが、其の後天保三年白井久藏翁の設計で、いまのやうに谷川を取入れて拡築した。つまり溪流をもつとも有効に利用したものである。白井翁は小池出身で當時（天保頃）土木界の生字引といはれた人。その畢生の事業としては、有田の千田墜道こそ翁の心血を傾倒したものであつた。

西溪の東光寺合流後はいよく、日高平野に注出するわけであるが、人煙稀少田園未だ開けざりし時代に於ては、今日見るが如き堤防などのあらうはずもなく、一雨ごとに水は東光寺から東西二方に奔流を逞しうし、豪雨の後には自ら一条或は数条の河床が現出した。そこへ簡単な堤防みたやうな施設をしては、崩され・崩されては又施設した時代もあつたらう。

その時代ある時は今の川床より東寄りの萩原字藤原（渕原の意か）の辺から、茨木・西富安を経て、丸山蛭ヶ崎に向かつて流れたこともあつたらう。これは今の鉄道路線とほぼ一致する。また今の川床の方向をとつて、高家の字畔田辺から入山の東側字岩崎へ突走つたこともあつたらうし、高家の西山手をかすめて、藤之木・大土生あたりから小中の川津呂附近を経て、入山の椎崎を衝いたこともあつたらう。これは筆者の想像ではなく、村々の小字圖を継ぎ合わせ地形圖と比照し、実地を考較しての結論である。そこで高家清水橋のあたりから、同聚落の北側および小中の榊縄手を経て入山の椎崎附近へ導き、志賀川と合流させるやうに設計施行したのは、先づ近古の末か、事によつたら近世になつてからのことだらうと思はれる。志賀川と合流

してからの西川は水勢を加へて、入山の立花・椎崎から観音寺・中井谷・久保谷を経て、王子の西へ弓型に迂曲して流れる（つまり入山の西麓に沿ふ）のが現状であるが、これは本来の流路ではなく、むかしは入山の稗田から京田・松成・深田を経て、王子西へ略々一直線に流れてゐたもので、その後には古川筋・川田などの俗称が遺つてゐる。この湾曲は水防上の必要から、近世紀州藩の巨費を投じて経営したもの。頃は元禄十一年斯道の最高權威大畑才藏が、仔細に見分計画するところにかゝる。才藏の日記によると、元禄十七年正月奉行大嶋伴六の檢察に随行して入山に出張、その口[？]月から四月へかけて入山御普請所詰め、八月から九月へかけて同断とある。工事は同年中に完成したやうである。

この大畑才藏は龜山城主湯川直光の末葉で、その祖父郎右衛門といふが天文頃、伊都郡孝文路村に移り、才藏はその五代の孫となつてゐる。村の庄屋から身をおこして、藩の郡方御用（今の土木技師）に登用されて、奉行大嶋伴六の知遇を得て勤続五十年を超へ、紀勢両国大小の土木工その手口にならざるはなしといふ程で、畢生の事業としては紀川筋小田・藤崎両井関の堰の開鑿であつた。才藏もとより系統的孝理や技術を修めたわけではなく、たゞ天資の機能と燃ゆるが如き奉公の丹心とで、斯界に重きをなしたわけである。

今次の西川改修設計に於て、西川附近ではどんなふうになつてゐるか、われ等て興り聞くなきも、古人が心血をそゝいだ施設に改更をこゝろみるやふな場合には、考慮の上にも考慮を要するといふことを、われらは切言しておく。最新の孝理と技術を応用し、ベストを盡したといふ施工が、時として迂愚と見える古人の業績に対比し、遜色があるといふ場合が往々あるからである。われらはくり返していふ、歴史を無視するところに、無理といふ隙が出来る。

5. そもく、今日口[？]頃の沃野豊田つらなるところ、爭議なんといふものがもち上がった、地主がどうの・ブローカーがどうの・小作がどうのと赤目をつり合つてゐる。日高平野も元は入海で、東は和佐・江川から若野・小熊、北は土生・吉田から富安・東光寺、西北は高家・小中から下志賀まで入りこんだ所の奥深きリヤス式湾入であつたものが、日高川の運び来つた土砂の堆積によつて、この地方特有の「入江デルタ」の成長を見るに至つたものである。無論江川をはじめ、土生川・富安川・池田川・志賀川なども共に、日高川の大きな営みに参加して応分の働

きはしてゐる。そして奥の方から段々に埋められて行って、そこに段々拓地墾田の人力が加へられた。その過程に於て日高川口も放流時代があった。それが一歩進むと人力を以て、氾濫を防止する設備（脆弱なる堤防）を試みた時代もあった。かゝる時代に於て丹生村千曳の岩崖につき當った日高川の直流して（所謂はねかへし）、道成寺の西八幡山に突き當り、それから入山・龜山の南をかすめて、和田ぶけを経て西山の麓にぶつかり、ついに本の脇の辺で海に入つたこともあるといふことは、口碑に旧記にこれを伝えてゐるのみならず、現に河床の痕跡は實地について歴々指点すべし。また村々の字圖をつなぎ合せて見てもよくわかる。新光社日本地理風俗大系近畿地方篇に、「下流藤田村以西は流路の変遷繁く、河道の遺跡は池として遺されてたものも見られる」とある。池なんかこの入江デルタの何処を探しても残ってはゐないが、今問題となつてゐるところの、和田ぶけを沼と見ての誤植だとすれば幾分首肯出来る。

そこで和田ぶけなるものゝ成因を考究せねばならぬが、われらは先づ日高川の流水の力以外に、大自然の一大偉力があることを、念頭におかねばならぬ。万葉集にいわゆる風早の三穂の浦廻の突端、日御岬における絶対風力は、四十米六といふ驚くべき記録になつてゐるが、全年平均風力にしても八米を算する。以て日高湾上の風勢を想察するに堪へるわけであるが、この風伯が一度紀伊半島に近づいて洪浪を催すとき、日高川が持ち出して鯉島辺りに沈積した土砂でも、たちまちにして日高川附近に逆流せしめて揺り上げる。この運動が繰り返されて、本の脇附近にあつた日高川口は夙に埋められ、川口に近き川床（和田ぶけ）を残して、其の前面に四キロに亘る大砂丘を、日高の屏風の如く発達せしめた。それが今日日高湾頭巨人の長髯を思せるような一大偉觀を現出せる、大松原及び和田・松原の両村の主要聚落を載せて横ばつてゐるのである（序ながら今の日高川にでも右の風浪の威力の前には一たまりもなく降伏して、屢々閉塞を余儀なくされるのである）。既に本の脇に於ける日高川が埋められ、その東に連旦するところの大砂丘の発達が比較的速やかであつたためと、日高川本流の川床が東転したため、入山以南（和田・吉原の背後）に於ける堆積作用が砂丘の成長に伴ふ能はず、こゝに低窪地が旧日高川の残骸となつて横たはり、富安谷・原谷・池田谷・志賀谷・その他小溪の水がこの低窪地さして集まり、日高砂丘が堤のやうにこれを囲んで、いはゆる潟湖を形成するに至つたが、時代の変遷とともに戸口は増殖する一方なので、これを不毛として放置するわけにゆかなくなつた。

そこで八方水捌けの口を工夫した結果、追々水田としてこれを利用しはじめた。いわゆる和田ぶけの成因はまづこうである。

6. 元へ戻る。……椎崎から王子の西へ一直線の入山川を、入山の西に沿ふように（立花・宇戸谷迂廻）つけかへたのは、大畑才藏の設計によること既述の通りであるが、それより以前には直線流路に沿ふところの脆弱な堤防があったものだらう。それが出水毎に氾濫し缺潰して、古川筋及び小池領の北田・馬淵あたりに侵入したものであらう。そこで才藏としては、濁流滔々たる場合、水を迂廻線に導いて流程を長うし、以て流勢をいくらか緩和し得べき見込の下に、わざと迂曲して堅防を築いたものであらうと、常識的には推測し得るが先賢の深甚なる遠慮と周倒なる用意の程は、われら凡慮を以てしては窺知し得ないところである。

だが此の元禄年間の入山川つけかへによって、入山の西にあたる古川筋及び小池領の局部はいささか救い得たとするも、入山の南西に當たる和田ぶけの中心点に及ぶ、入山川の水勢には格別変りがないのみならず、和田ぶけに集まる水は高家川・志賀川のそればかりではなく、富安・茨木・萩原辺から出て、高家川に注がず丸山の蛭ヶ瀬に集注した水が袋川となつて、丸山の岩崎・入山の岩崎の辺で、入山北裏の水及び亀山西北斜面の水、楠本・丸山坪・大町・久保田・落合と合流するときは、入山の東南麓に湛えてかなりに広い範囲に浸水田を生じることがある。それも結局落ち行く先は西川で、和田ぶけに対する悪影響であらねばならぬ。その上近世（宝永元年）までは、富安谷の水が丸山の南へ出て齊川となり、それが西流して入山の南麓をさし前記（袋川の末）と合流したものである。これは矢張り昔の日高川（本流）流路の名残をとどめたものであったが、せめては齊川だけでも他方へ導きたいとあつて、宝永元年の齊新川普請となつたわけである。宝永元年と云へば元禄十七年で入山川工事と同年であるから、矢張り大畑才藏が計画になつたものであらう（才藏日記には見えぬが、これ程の工事に才藏の與らぬ筈がない）。これによつて齊川（即ち富安川の末）だけは丸山の齊・湯川村小松原領・九原・早雲に導き、岡崎および財部の瀬崎・細田・森崎を経て、田井の齊津呂（田端氏の屋号を齊鬻といふ）に至り、西川添ひに於て西川下流に注がしむることゝなつた。これはひとり和田村内の和田ぶけに好影響を與へたばかりでなく、広義における和田ぶけ、すなはち

○和田村	○和	鶴泊り	地開	中開	葦原	汐田	法師子	打延	河原瀬	横田
(入山)	志賀増	油免	塔寺田	例古	岩崎					
○志賀村										
(小池)	神郷寺	北田	要	老僧	馬淵					
○湯川村										
(小松原)	北早雲	早雲	瀬崎							
(財部)	瀬崎	藤免								
○松原村										
(田井)	中鋤	下鋤	上鋤	大西	久保田					
(吉原)	打延	長通	横田							

等々に亘ってすべての低窪地に対する被害を緩和することになった。

7.けれども和田ぶけの本場（といふとおかしいが）、即ち和田の地開・葦原・汐田・法師子・打延辺りを中心とする川床：：潟湖：：水田といふ来歴を持つ低窪地の排水を、より良好に・より完全にすることは容易のわざではなく、瀧を得て復蜀を望むで、一步一步憧憬の彼岸に到達すべく、何とか名案もがなと上下心を一に小首を傾け通した。抑々封建の世にあっては農民の納める租米が、藩として重要財源であったから、和田ぶけ百町の興廃は地方として死活問題たる以上に、藩として関心事であらねばならなかった。

それで入山川および齊新川普請と同じ年（宝永元年）、新に堤防をしつらへ和田ぶけ中心の悪水を吐かせる目的の閘門などもこしらへたと云ふが、此の点は史料が乏しくて判定に苦しむ。ところが宝永四年紀伊半島の南方約二十、三十海里の太平洋底を震源地とする、古今稀有の大震があつて後、和田ぶけの一帯が三・四尺も低くなつたやうに見江、ふけ田へたまつた水の減退に、以前よりも余計に日数がかかるやうになった。加ふるに當時林政ゆるみ、近代各地の山林濫伐の結果、一朝豪雨の場合大出水を見るやうになり、和田ぶけの稲作は殆んど絶望に近い状態に陥つた。随つてふけ田と云へば作り手も望み手もなくなった。そこで和田の人塩崎喜左

衛門が入山組杖突及び和田庄屋勤務中、種々考究の上官辺へも運動の結果、大層ではあるが吉原領坊の後ろから松原祭神のかみ（河の上とも書く）へ新川を掘鑿することが、最善の策だといふことになった。

しかし乍ら、それは経費の関係・その他の事情で容易に実現を見るに至らず、約五十年後の宝暦十一年（今から百七十年前）になって、和田ぶけの水を吉原の字北畑に導入し、西畑・前畑・尾の上を経て河の上へ堀割ることに決し着手した。何と云っても砂丘を掘るのであるから、さして難工事といふ程でもなかったが折角出来上がって見たところが、豫期通りの用をなさず、ついに「てんごの川」の蔑称を遺したのであった。今松原小幸校の南側保安林中に、東西約一キロに幅約二十七メートルに亘る掘川の痕跡を止めてゐるのがそれで、既にかなり大きな松も生ひ立ってゐる。

この宝暦十一年工事を決行したことについては、断簡零墨ではあるが増田家覺書によつて、宝暦十年秋日高代官松本甚五右衛門が、免定下げ（貢租率決定）用件で吉原浦代官所に在官のとき（代官は代官所に常勤してゐなかつた）、霜月二十七日新川開鑿豫定地を檢分したことがわかる。そして中村家文書によつて、その工事が豫定通り進んだ結果、吉原領の松林伐採をやつたので、天田組下の財部・小松原・田井・藺・嶋・下富安の庄屋及び水番連署で、大庄屋中村氏經由で松本代官に対し、伐採反対の陳情をしたことがわかる。陳情書の大意は

こんど和田・入山・小池・吉原四ヶ村の、ふけ田悪水抜新川普請に御着手になったが、それにつき松原領吉原で川筋にあたり、松の木を少々御伐採の趣、これは百姓に取つては容易ならぬ問題で、と申すのは、あの辺は松原の幅が狭い上に土地柄も悪くて、松樹の生ひ立ちもよろしからざるところとて、潮風防除のためには出来るだけ大切にせねばならぬ。全く私共村々の大手筋：：それを伐られると百姓の命の稲毛に大害を及ぼします。今から拾年前の申年にも、和田の松原で御伐採のことがあつて陳情しました。

といふにあるが、無論あの頃のことゝて百姓の反対を押し切つて、必要個所の伐除は断行された。それは兎に角この宝暦工事説に対して二つの異説がある。

一は それより五十年程前の正徳三年二月（とすれば今から二百二十年程前）から、享保元年二月まで六十人づゝ三組に分ち、井関の人高崎忠左衛門外二名が、御役（土木監督）として工

事を営んだと云ふ説であるが、その出所が明でないから何とも云へない。

二は 三十木弥之助・即ち井原弥之助がこの工事をやってのけたものだといふ説。なる程奇骨口々狭氣百パーセントの矢之助としては、正にやりさうなことではある。殊に中山中組大庄屋として、吉原の代官所まで屢々出張してきたこともあったらうから、和田ぶけの話もまんざら聞かぬこともなかったらう。聞いたなら矢之助のことだ、一口乗らぬこともなかったらう。よし来た俺が引き受けたでやってやりまくること、矢之助として有りさうなことである。然しこれはたゞありさうなと云ふだけで、立證すべき史料がないから、否定も出来ぬが肯定も出来ぬ。因みに矢之助は天和三年に刑死した人であるから、新川開鑿をやったとすればその前（今より約二百五十年前）のことではなければならぬ。

何にしても吉原新川は結果から見ても失敗ではあったが、地方多年の懸案解決のための、先賢の涙ぐましい努力の……：：：惨憺たる經營の跡は子孫・後人の心から願望して、以て前車の顛覆を顧みなければならぬ所である。孝問技術の長足の進歩をみた今日とは云へ、今度の改修に際しても審に先人の敗因を窮め、謙虚な態度で幸べきは幸び・採るべきは採らねばならぬ。それを怠り歴史を無視せば、やがて無理といふ隙がそこに出来るだらうことを、繰り返して云って置く。それから西川改修に關聯して和田ぶけ……：：：日高平野の環境改善といふことにも余程留意せねばならぬ。即ち昔からやかましい砂丘上の大松林を愛護し、平野四周の山林を保護せねばならぬ。近年園芸熱の高まるにつれて開墾が無制限に（でもなからうが、結果から見ても無制限に近い）許可されてゐるやうだが、これも日高平野および其の環境といふものを大觀し達觀して、現制度以上の制限を加ふ可きである。でなければ遠からずして、日高平野の荒廢を嘆ずる日が来るだらう。

終

（昭和七年七月六日より七月十三日迄七回に亘り紀南新聞連載）

八、日高濱の沿革

森 彦太郎

風早の三穂の浦曲につゞく日高湾頭の長汀、そこには和田村本ノ脇から松原村浜の瀬まで、凡そ四千五百米・幅員五百米・海拔十米内外の砂丘上に横はる、一百余町歩の大保安林があり、文字通りの大松原（字名）を中心として、老壯若稚とりぐの枝梢交錯鬱乎として、永へに日高平野萬項の美田を保護し、風潮除けの屏障となる外、その広大なる林間樹下は自然の大公園をなし、大波小波寄せては返す清渚の辺から眺望する茫々たる遠洋、それは正しく紀伊半島随一の大観である。外から・遠くから・近くから眺めた日高浜も又美林としての形觀百態、先づ「幸くありまて」の白崎・「潮干にけらし」の由良の崎を過ぎて、南海の難所日ノ御崎を廻った船上、三尾沖のあたりから望んだ日高浜もよいが、熊野灘から上りの船中遙か沖合から、望見した翠黛の容姿も亦そゞろに遊子の心を牽く。苦し夫れ昔の鹿ヶ瀬を越へた旅客が、原の峽谷八十町を下って映ずる、東光寺附近からの絵の如き日高浜は、春夏秋冬を通じて曾遊の士には憧憬の的となり、初めての客には驚異の的となつたに違ひない。

さて此の日高浜の大砂丘は一体どうして出来たか、今一口に言へば流水の力と風浪の力である。即ち源泉稜々昼夜已まざる日高川の長流が、浸蝕と運搬と堆積の三作用を逞しうしてゐた日高の沖積平野を作つたが、一方に於て紀州灘：日高湾上の風浪の力が、その外廊をなすところの砂丘を作つた。一体風早の三穂の浦回の突端、日ノ岬における絶対風力は四十米大といふ驚くべき記録になつてゐるが、全年平均風力にしても実に八米を算するのである。以て日高湾上の風勢を想察するに堪へるわけであるが、この風伯が一たび紀伊半島に近づいて洪浪を催すとき、日高川が持ち出して鯉島辺に沈積した土砂でも、忽ちにして川口附近に逆流せしめて揺り上げる。この運動が繰りかへされて、今日の日高川口を距る四千五百余米にあつた、本の脇附近の川口が夙に埋められ、川口に近き河床（即ち今の和田ぶけ）を残して、その前面に日高浜の大砂丘を發達せしめた。現在三尾街道と比井街道の分岐点十一米を中心とする和田聚落は、大体十米線に囲まれ、松原村吉原の本郷も亦五米以上の高距をもち、両村に亘る保安林の大部分も同様五米以上で、和田ぶけよりは断然高いのである。

今日此の砂丘は現町村制による和田・松原両村の主要部を載せてゐるが、莊制時代には何れも小池莊に属してゐた。即ち西山の東麓に一小部落を成す、今の志賀村大字小池が本郷で和田・吉原を開いたわけである。現制においては和田は一村をなし、小池は志賀に分属してゐるけれ

ど、本来は本支の關係にあつたもので、産土神御崎神社の如きも元は小池に鎮座せしを、和田浦が開けてから現位置に遷祀したものだといふ。漁村としての和田浦は余程古く開けたものに違いないが、史料の徴すべきものがない。吉原浦も同様であるが、吉原が著聞するに至つたのは、天文年間亀山城主湯川直光が本願寺に随順して、いはゆる吉原坊舎を営興してからのことである。日高に於ける民衆佛教としての眞宗の弘通は、この吉原坊舎を中心として多大の曲折はあつたが、遂に發展して御坊に移転して、今の日高別院となつたものである。

砂丘上の聚落は無論松林より後に出来たものに違ひないが、日高平野に於ける墾田拓地の發達と正比例して、松原も發達したものだと思はれる。たゞ近古以前のこととは文献の徴すべきものなきを遺憾とするのみである。

紀伊徳川氏入国後嚴に林政を整へ、今の保安林の如き御止山といふものが設定され、御留山以外に於ても、木質堅く且つ耐久力ある樹木の濫伐を禁じ御留山と云つた。杙・檜・樺・榎・楠・松の大種がそれで、六木の禁ともいった。日高浜に南龍松といふ老松の現存する事実から見ても、藩祖頼宣の時から厚く保護を加へられ、禁制も嚴であつたらしいが記録の徴すべきものがない。この松林の旧記に現れたのは、二代藩主光貞（頼宣の嗣）の時、延宝六年（今より二百五十年ばかり前）の大指出帳に、塩崎五郎左衛門組（即ち後入山組）和田浦の条に

一、御留山 壹ヶ所 但 松木山

とあつて、日高七組を通じて御留山八ヶ所の一つとなつてゐる。これは右大指出帳の寫してある所の「日高鑑」に明かである。さて和田村の入山は勿論和田も松原村の吉原も、入山組として塩崎家の治下に属してゐたが、この大莊屋を世襲した塩崎氏は今絶家となつて、大庄屋時代の資料は殆ど全く滅失してしまつてゐる。たゞ他組に伝はつた記録が纔にその闕を補ふくらいである。即ち松原村浜ノ瀬・田井等が天田組に属してゐた關係上、全組大庄屋中村氏の記録に残つて、全氏大庄屋時代のことがいづらかわかる。

それによると歴代藩主中でも吉宗は、殊に山林の保護及有用樹木養成につとめたが、その嗣宗直の代に財政難緩和の目的をもつて、寛延年中から宝暦初年頃にわたり、時の御勘定奉行の議を持つて国内の松林を伐採せしめ、林政一時に馳緩したことがある。わが日高浜の松林も此の厄にあひ「宝暦二年『御用松木伐採』」とあつて、和田・吉原両村領に亘り、長さ十三町幅六

・七間ぐらい大々の伐採をやつて、その翌々四年その跡地を、新畑に開墾の目的をもつて払下入札に附した。無論風下百姓は一致連署をもつて、恐れ乍ら何卒百姓共の命の親のあの松原を伐らぬやうにと、百方哀訴嘆願したが一顧をも興へられなかった。平生は何の彼のとかましくいって、樹苗養植は全然風下百姓に負担せしめながら、いざ藩庫窮乏といふやうな場合には、猛威をふるつて人民の反対を押し切り、無理を通すところが封建政治の特長であつた。土地は無論官地といふか・公地といふか兎に角民有地ではなかったが、立木は人民が一切の費用と労力を負担して育成し、その管理についても庄屋・大庄屋等村役人が、重い責任を負ふてゐたわけであるから、伐採といふやうな場合には、十二分に民意を尊重し民意に聽従すべきであるが、なかなかどうして一朝伐採の御觸れでも天下つたら最後、撤回はおろか伐つて伐りまくつた。松材は「御用」の名の下に全部藩へ引き揚げられ、宝暦の場合など無茶に輪をかけて、跡地まで払下げて金に代へたのである。これを立證する次の證文こそ辞今こそいやにもつたいぶつてはゐるが、横暴無類・彌縫一点張りの紀藩財政の一斑を窺ふに足る。

日高郡和田村吉原村領松原去々年御用之松木伐採跡長十三町幅六間之所新畑へ開起の積を以右土地別紙の通り入札拂に申付筈に候右之处家建候儀竝空地ニ致置藁等積置候儀は堅相成不申筈に候望之者は早々入札いたし候様在々へ入念相觸入札多数集在方役所へ差出候様大庄屋共へ御申付可彼成候

三月二日（宝暦四戌）

已上

鈴木 文藏様

長坂 小右衛門

覺

一、新畑 凡 長拾三町

幅六・七間程

和田・吉原村領

斗代五斗盛 定免貳ツ取 但来亥年
より御年貢上納之筈

右床代銀

但 反に付何程

右之通入札可候落札相究追而竿入相改畝數違不足は割合を以代銀相納候筈 但右場所先達而役人相改傍
示杭入置有之候 落札相究引渡候節猶又役人大庄屋村役人とも立合境目等相改候筈 已上

右の文書は宝暦二年に御用松木伐採、翌々四年にその跡地まで、入札払下げを行ったことを物語るものであるが、藩当局は自ら左様な非道を敢てしながら、一方に於て松原の管理取締りが、追々不行届きになった模様だが、この場合大いに紀綱を張り制道を嚴にせねばならぬとて、次の如く至極入念の令達を發してゐる。口は重宝なものとは実にこの謂で、自家撞着の極端な標本である。

郡奉行
郡代官

日高郡和田・吉原村領松原之儀大灘を受汐風強き場所に付往古より田・畑・家居之爲制道嚴敷村々百姓共も能申合候 趣にて小松苗・雜木・下草等快く生茂り有之候処 段々制道疎に相成候趣に相聞候右者大切なる場所に付件之通制道疎に有之間敷大庄屋山廻り村役人共不吟味成儀候 此の上前々之通制道嚴敷可仕旨別紙之通大庄屋山廻り兩浦百姓共並風下村々役人共へ急度被申付 尤各在廻りの節は見聞も諸事入念被申付可共時々様子可被相達候依之右書付三通相渡候

三月（宝暦四戊）

日高郡和田・吉原浦領松原制道之儀先規之趣を以猶又左之通制道儀入念可申付候

一、松原之内下草落葉等搔取候儀は勿論堅留め可申候

一、先年よりの十八筋之道之外横道堅仕間敷旨書記候 棒杭大庄屋山廻り立合先規之通 右道筋へ入

置可申事

一、右道之外苦心得違横道通り候者は急度相咎可申候 尤松木は勿論雜木共佛花にも折申間敷候 苦

相背候者急度可被仰付旨銘々に可申渡事

一、松原之内にて土を掘取肥し等に致候者有之由相聞へ候 自今右掘取候儀堅く仕間敷事

一、兩村領の内松原所々に墓有之由 近來場所廣げ猥成様子に相聞候 此度場所竝間敷等究榜示杭入

させ候筈に候条 大庄屋山廻り村役人共立合 右之通相究置間敷吟味之品書付差出し可申候

尤自今新規に墓場拵堅不成相事

一、先規之趣とは違松原際之内に家建住居仕候者も有之藁など積置候や二相聞候 右は大切な松原火之用心第一に可仕儀に付 右之通には有之間敷事に候 此の上松原近く新規に家建候儀は勿論藁など堅く積置申間敷事

一、松原之儀郷中汐風除に付 自今は志賀・入山・天田大庄屋共之儀も毎々見廻り猥成儀有之節は其品相達候事

一、右之通松原締り方能成候上 両村領海面浜通り追而吟味の上植松可申付候 右之趣和田・吉原両村並風下村々庄屋肝煎小前末々委細申渡し承知印形取置可申事 但山番之者共へも制道の儀入念可申付候

三月（宝曆四戌）

志賀

入山 組 大庄屋

天田

和田・吉原浦領松原之儀往古より制道嚴敷村々百姓共も能申合候趣にて 小松苗雜木下草等快く生茂り有之候処 段々制道疎に相成候 趣に相聞候件之通には有之間敷儀不吟味成事に候 此上前々之通締方之儀申付候間相背候族有之候はゞ急度相咎め可申候 此段村々小前末々迄入念可被申候

三月（宝曆四戌）

和田・吉原松原の儀申渡候通大庄屋・山廻り・村役人共制道仕候儀は勿論に候得共猶又吟味之上右制道役人申付筈につき其段追而相通し可申候 已上

三月（宝曆四戌）

左記は人民が公領に侵入して住宅を構へ、鰯干場を設けてゐる例があるとて、嚴重取締方を命じたもの。相応年貢を徴収せねばならぬといふのも、一応は然るべきこと乍ら、やはり徳川式苛斂誅求の一例と見れば見らる。

日高郡和田村領松原の内浜手に三・四軒家建住居仕干鰯干場をも構へ 賃取にて鰯干仕渡世仕者有之由 右者松原の内にて元來相紛候儀に候 然共年来右之処鰯干場にも相成有之趣につき其通之儀には候得共 松原之内へ段々切込候哉 右之辺には松木生立無の由に候 件の通にては此の上紛敷品に候間 右場所 是迄之姿之通間敷等相改させ可申候 此以後不締り成儀無之様兼而申付口口庄屋共へ御申付可被成候 右之通旁示相究置候に付而は相応の御年貢をも相納させ申筈に付 件之場所大庄屋村役人共立合間 数相 改傍示等入置 其段書付差し出し候様には是亦御申付可被成候 追而役人差遣し相改させ可申候件之趣奉 行被申候

三月二日（宝曆四戌）

以上

鈴木 文藏様

宝暦四年の嚴達後日尚淺き同十一年巳ノ六月、所謂てんごの川（和田ぶけ排水を目的とする西川改修工事で、吉原の字北畑・西畑・前畑・尾の上・河の上に於て掘鑿した新川をいふ。折角竣工したが、全くてんごの川に終わった。今松原小孝校南川[？]保安林中に痕跡がある。長さ東西約六百四十七間・幅南北約十五間である）の工事を進める上に於て、不要とあつて今度は吉原領の右ヶ所で松樹伐採を断行した。この時風下百姓から反対陳情書右の通であつたが、無論一顧をも興へられなかつた。

奉 願 覺

一、此度和田・入山・小池・吉原右四ヶ村ふけ田惡水拔新川御普御取掛り被遊候 夫に付吉原領松原にて松木少々御伐除被遊哉之由承申候 吉原領松原之儀私共村々大手殊に右松原幅狭く勿論土地惡敷松木生立も薄く相見へ申候に付 右新川筋障りの松御伐除被遊候而は作事汐風中り申可段百姓共願申候儀に御座候 依て右御願奉申候間右汐風防の障に相成不申様御取計被成下候様偏に奉願上候

一、十ヶ年以前申年和田・松原之内幅広き所にて松原御伐除被遊候 右之節も御願奉候御儀に御座候依て右御願奉申候

巳六月（宝暦十一）

財部村庄屋	與一右衛門
同 所水番	清次郎
小松原村庄屋	太兵衛
同 所水番	十右衛門
田井村庄屋	幾右衛門
同 村水番	六太夫
同 浦庄屋	平左衛門
同 所水番	平右衛門
島 村庄屋	市三郎
下富安村庄屋	□□□

中村 善次兵衛殿

右之通願書出候に付指上申候 尤願に付願村庄屋水番呼寄願之存寄一通聞届申候処格別之品無御座候得共大切之松原にて先年も願上之儀に御座候へば尚入念被仰付候様仕度願書□□□□□□□□

天田組 大庄屋

中村 善次兵衛

松本 甚五右衛門様

地頭に法なしといひ、泣くこと地頭には勝たれぬといふ。禍なるかな封建治下暴また暴・無理また無理を押し通して恬然たる藩當局に対し、一にも二にも三にも仰せ御尤もと平伏して、戦々競々たる人民こそみじめなものであった。弱き者よ爾の一身はたゞこれ括られ乍ら・叩かれながら、歩め・走れと強ひられるばかり、爾の名は百姓なり・爾時代には權利だのといふ語は辞書にもなく、あつても御法度として口にするさへ恐しがられたものだ。だから恐れながら松林伐採反対の陳情をしても、所詮は泣き寝入りの外はなかった。ことほどさやうに温順であつた百姓の子孫が、大正・昭和の今日に於ては、実に変れば変るもの、日高平野は小作爭議の本場となり、誰様の御仕込かだら幹の御仕込か、ブルがどうの搾取階級がどうのとやかましいことである。

さて宝暦以降の変遷はどうかといふに、あれから約三十年後の天明・寛政年間浜の瀬庄屋が同浦領へ多数の小松苗を植込んだ。その次は更に三十年ばかりたつて、文政六・七両年に亘り吉原・浜の瀬領等へ風下十七ヶ村、即ち今の御坊・松原・和田・志賀・東西内原を含むところの湯川・高家・下志賀・茨木・丸山・入山・小中・小池・和田・吉原・田井・藺・嶋・財部・小松原・下富安・上富安から小松多数を植え付けた。

然るに弘化三年七月、和歌山城雷火に罹つて天守閣焼失といふ不慮の大事変、突然その復旧非常御普請用とあつて、翌四年の冬此の浜の巨松を沢山（在積不詳）伐り出した。これは已むを得なかつたので、誰も何もいはなかつた。所が翌寛永元年御用材不足だそうで、尚耆阡本ばかりこの浜から伐り出すといふ風聞があつたので、それはゆゑしいことだと全年十月、川瀬勘右衛門（志賀組大庄屋）・田端彦太郎（入山組大庄屋）・瀬戸又次郎（天田組大庄屋）の連署で日高代官大藪八助宛反対陳情をしたことがあつた。

次に嘉永四年亥正月、やはり風下十七ヶ村から松苗壹万本を植こんだ。この代銀壹〆目。但し人足壹人二十本持、遠近平均壹本につき代銀壹分宛。尤も相育候やう相撰み念入掘出候筈とある。無論一切村々人民の負担である。それから数年後の安政四年同様植付、更に九ヶ年後の慶

應元年風下村々から浜之瀬だけへ植込み、右のほか安政四巳年以來慶應二丑年までの間に於て、數回名屋浦領沿岸へ潮風除のために植入、これらの所要經費を総て風下十七ヶ村の負担するところだった。自分たちが植へた松だ、日高平野の住民が日高浜の保安林に対する、愛着心の如何に深く強いかわかるだろう。それで藩廳からの余儀ない伐採でも、なるべく伐らぬやうにと嘆訴した位だから、勿論藩廳以外の伐採の場合にも一々抗議した。安政十一年御崎大明神正殿造営のため、氏下（和田浦・小池）から用材として松林の一部（ほんの少し）間伐を出願して許可を得たが、他の風下村々の中に異議を唱ふるものがあつて、全年四月當庄屋から伐採許可取消方を陳情したので、社殿改築工事に一頓挫を來たし、遷延數年天保五年午三月やつと藩の採決で、若干の歩み寄的解決を見るに至つたが如きはその一例であつた。

かくしてこの美林がとも角にも、明治・大正・昭和の現代に伝はつたのは、官憲の力ではなく（官憲は寧ろこの美林の發達を妨害こそすれ助成はしなかつた）、一に風下村々の百姓の力によつたものである。明治維新以降も年々いくらかづつの補植を怠らず保護してきた結果、現代和田・松原両村を通じて、松林面積百町歩を超ゑ、それが日高平野の防風林としての役目を果たす外、風致を添へることとだけ知れない。前記百余町歩を村別・大字別にすると東から數へて

松原村大字浜之瀬

二町たらず

田井

二町歩

吉原

四十町余歩

和田村

六十町歩

で、和田村の分には御崎神社の風致林、約八町（未滿）を含むのである。田辺灣頭の扇浜は流石旧城下街の公園となつてゐるだけに老松が多く、それに保勝設備も加へられてゐるが、面積に於て約三十町歩で、日高浜の三分の一度に過ぎない。田辺以南に於ても日置の八幡浜松原・西向の姫松松原・佐野松原などあることはあるが、何れにも名高い割合に規模が小さい。さて我が日高浜は打見たるところ、樹齡は東に古く西に若いやうでもあるが、さう一概にも云へまい。たゞ東部松原領は松の單純林であり、西部和田領は雜木林の中に松が抽出してゐるといふことだけは言へるだろう。遠望したところでは無論一帯が松林で、処々に老松が抽出してゐ

るやうに見える。この抽出松は概して胸高周囲八尺内外といふところである。八尺以上といふのを検出して見ると、松原村小孝校庭に一丈といふのがあり、和田に境するカフェー「ニチリン」の前に一丈一尺のがあり、和田に入ると漁業会社の傍に九尺四寸のものがあり、御崎神社の競馬場には一丈一尺八寸のが一株ある。これがこの松原の最大のものかと思ふ。松原村吉原大字大松原には、東西約五町に亘って南龍松と称する並木がある。株数四十・最大なるものは九尺、大抵七・八尺位で、この並木から数町離れて渚に近い方に、徳本上人の念仏松といふの一本ある。樹姿偃蹇受すべく周七尺三寸、それから問題のてんごの川（新川）の両岸にも七尺内外のものがいくらかもあり、旧河身にも四尺位のものもある。八尺内外のものが一所に集まつてゐるのは、前記カフェー日輪の前で、この附近及び新築の和田役場付近には熱帯植物の群落があるが、素人にはあまり注目されてゐない。和田村領の雑木林には、姥芽・ぐみ・やまももしきみ等にいろいろのものがあゝる。

尚最初に記して置いた、湯川氏建立の吉原御坊舎の位置は、從來今の天台宗松見寺の所在地だといはれてゐたが、この頃に至つてそうではないとわかつた。即ち松見寺を西に距てる約二町、字堂垣内から縣道を隔てゝ（道の南）字西畑といふところで、今一部は宅地となり一部は畑となつてゐる。

日高代官所も宝曆頃、藺浦へ移るまでは吉原浦にあつたものだが、その位置はどうもわからぬ。「朝のとうから庄屋さんどこへ、免定たばりに吉原へ」と古い俗謡に見る吉原（代官所）は、果たしてどこにあつたか、今となつては全く暗中模索であるが、卑見を以てすれば、吉原坊舎の跡地がそうではなからうか。これは尚後考を待たねばならぬ。

日高浜を語つてこゝに至り、われ等は此の浜が圖らずも去秋空前の盛事に感奮し、日高の新名勝として推薦するとともに、此の場合此の美林の保勝といふことについて、両村の識者及びあまねく日高人士に諮る。

それはほかでもない、この防風林に対して更に風致林的施設を適宜に加へ、一層その美を發揮せしめることだ。それにはそう経費を要せずして、然も効果ある方法がいくらかもある。たとへば南紀を象徴する、万葉植物浜木綿の移植又は播種による繁殖を圖るが如き・榕樹苗木を移植するが如き、……然も先づ専門家に乞ふて、この林中の植物群を根本的・徹底的に調査して

もらふことだ。そして両村個別にやらないで、組合をつくって聯合で協力してやることだ。そして本の脇磯辺方面、及び和田部落の背後・高坪山一帯、あの眺望絶佳なる雄偉の景觀をも、併せて世に出さねばならぬ。今までは防風林一点ばりで、風致の方面は全く閉却してゐた。それで日高浜を歌へる歌もなければ詩もない。特に近世以前のは殆どない。これだけの景觀を備へて文孝的文献のこんな乏しいことは、寧ろ不思議な位である。而も今や風致林として・日高随一の名勝として、世に出すべき時期は正に到来した。而も心せよ、こちらから現代へ近づける工夫をしなければ、現代から此方へは容易に近づいて来ないといふことを。

(昭和八年一月四・五・六・七日に亘り紀南新聞掲載)

九、神代における出雲と紀伊の交渉

1. 緒言

今を距てること二十余年前、余甫て五・六歳の頃母に随いて、若野の渡しを渡り和佐を経て當神社に詣でしことあり産土神以外神社に詣でしこと（其の以前にもこれありやも知らねど）余の臆氣なる記憶に存する範圍内に於ては、これがそもくの初めなりき。近年中村政一氏を初め、當村有志諸君の懇情を辱ふすこと少からず。遂に招かれて今日こゝに一場の愚講を試みんとするに臨み、幼時を追懷して感慨の胸に湧くもの多少。乃ちこの幼き思出を披露して御挨拶に代ふんとす。

2. 五十猛の北紀經營

此の地名を熊野といひ、此の社号を熊野と申す。其の熊野に縁あること論を俟たず。即ち當神社の來歴を考究せんには、先づ南紀熊野及び熊野川なるものを考究せざるべからず。紀伊の熊野を考究せんには、勢ひ出雲の熊野を考究し、彼・私の交渉する所を明にせざるべからず。蓋し民族遷移し……民族遷移し……民族殖民は民族の膨張發展の段階にして、紀伊は出雲派民族

の殖民地なればなり。「日本書」神代卷の一書に

『初五十猛命天降之 多將樹種而下 然不殖韓地 盡以飯持 遂始筑紫 凡大八州国之内 莫不播殖而成山焉 所以称五十猛命焉 有功之神 即紀伊所坐大神是也』

又一書に

『干時素戔鳴尊之子 号日五十猛尊 妹大屋津姫命 次抓津姫命 凡此三神亦能分布木種 即奉渡於紀伊国也』

と見ゆ。之を雲紀交渉史の第一頁とする三神樹種を伝へ森林鬱茂す。依て紀の国の称あり、紀伊といふは奈良朝に及んで改称せるもの。遠淡海を遠江として・近淡海を近江とし、又上毛野を上野とせるが如し。されば紀伊の国と云はずして、昔ながら紀の国へ（木の国）と短かく呼べる例、近世にもこれあり。『あれは紀の国蜜柑船』といふ、紀国屋文左衛門といへるが如し。さて出雲三神の紀伊經畧は何れの方面なりしかといふに、今海草郡（旧名草郡）西山東村に名だたる伊太祁曾神社あり五十猛命を祀り、有功村苑部（蘭部）に伊達神社あり五十猛命を祀り、川永村宇田森に大屋津姫神社あり大谷津姫を祀り、和佐村禰宜に都麻都比賣神社あり抓津姫を祀り、有田郡保田村千田に須佐神社あり、共に式内の大社たる点より考ふるに、三神の勢力圏は先づ名草・有田方面なりしならん。『古事記』に大国主命八十神に追はれ、五十猛命の許に遁れ来るといふこと見ゆ。又以て出雲と紀伊との間に於ける神人の交通を髣髴すべし。

3. 熊野（紀伊）に於ける冉尊伝説

日本書記神代卷の一書に云へるあり

『伊弉冉尊生火神時 被灼而神退去矣 故葬於紀伊国熊野之有馬焉 土俗祭此神之魂者 花時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭』

と。然れども『古事記』冉尊崩御を出雲伯耆の国界比婆之山とせるが従ふべきに似たり。紀伊南牟婁郡には現に有馬村といふあり。其の七里ヶ浜の海岸に所謂花の窟といふがあれど、考古学上の所謂古墳とも見えず。冉尊熊野崩御のことは蓋し此の地に殖民せし出雲人の口碑と覺し。海草郡にも有馬といふ地あり、全郡鳴神村の鳴神社は又式内社たり。此の方面にも出雲の有馬より殖民せし事実を髣髴すべし。然して摂津の有馬郡の如きは、即ち出雲紀伊間神人交通の経

由地：：足場なりしならんか。出雲と紀伊の地名の似通へるのは、必ずしも北紀と南紀との数者に止まらず、近くは我が郡の西端紀伊洋に突出して日の御崎あり、其の東に三尾（万葉集其の他古記に三穗に作る）ありその北に比井あり、斯くの如き地形と地名とは、之を出雲に於ても発見することを得ん。北紀・南紀の間斯種の地名の存すること豈故なしとせんや。

4. 熊野山の起源

紀伊の熊野は出雲の熊野人によつて立てられたる新熊野なり。熊野とはもと出雲の地名、然して延喜式にあらはれたる神社出雲に百八十七坐・紀伊に三十七坐あるに過ぎず、彼の古きことを思ふべき也。出雲に於ける前記百八十七坐のうち意宇郡四十八坐、その中に熊野坐神社・速玉神社あり、紀伊熊野の本宮と新宮はこの模しなり。殖民せる者などが出雲本国より迎へ祀る所なり、「水鏡」や「扶養略紀」には、本宮は崇神天皇の朝・新宮は景行天皇の朝創立とし、那智は仁徳天皇の朝創立とすれどおかし。本宮や新宮はそんなに新しきものにあらず。那智は姑く云はず。本宮と新宮は太古神人の交通によりて、早く既に出来たるものなり。其の少くとも神武天皇東征以前に係ることは、『日本書記』神武天皇東征の条に、熊野の神邑云々とあるによりても知るべき也。後世出雲の熊野が忘れられ紀伊の新熊野が榮ゑに榮ゑ、果ては伊勢と同一なりやなどいはるゝまでに至りしは、殖民人の勢力を得たる意外に佛教との交渉に負う所多きを思はざるべからず。

5. 當地は熊野神の旧跡

我が日高郡は就中、日高郡の中樞・我が郷は日高平野の一角を領して、海近く・山地近く、太古出雲民族が紀伊に殖民し、熊野に繁衍するや自ら其の南進の経路に當れり。而して彼等が其の祖神の分霊を出雲の熊野より紀伊の新熊野に勧請するや、途次我が地方を経由し、熊野神は一時我が郷に止まりませり。此の郷今こそ海岸に遠けれ、岩内・天田辺の沖積平野に波打ち居たりし太古にありては、交通の利便今の如かざりしは想察に余りあり。『社記』に當神社は熊野權現の御旧跡とあるを深く信ぜずといへども『神樂歌』に

“朝日さす夕日かゞやく熊野山 いづれもたけに雲やかゝるらん”

とあるは、いづれもたけは蓋し出雲のたけを訛れるにて、出雲の熊野によしあるべしとは故吉田東伍博士の考説せられるところ。また

“筑紫船上ると聞かば紅つけて 齒黒召されて出てすきやを”

とあること、及び當社祭神はもと塩屋浦に着御あらせらるゝとの里伝に考ふるに、熊野神勸請の船塩屋に着、一先づ當地に奉祀せしを想はしむ。建保四年の『愛徳山縁起』に熊野神社遷坐のことを記して

『前畧豊前国彦山一宿 自其廻南海遺淡路国由津留渡山一宿 次皇城從南紀伊国とし當浦とみ富嶋暫息給 次牟婁郡補陀落浜云々』

とある。富島は即當村の西塩屋浦の海中に近頃まで存在し、建暦二年の新宮文書（太政官牒）にも見ゆる所。之を前記筑紫船上の云々の神歌と併せ考ふる時は、即ち塩屋浦着後の事実更に髣髴たるを覺ゆ。若し夫れ當社祭典の古儀を伺ふに、御輿田辺牛鼻に渡御せしといふによりて、威儀の壯・規模の大共に想見するに足らん。而かも斯くの如き長途の大行列を創めし動機は那辺にあるべきか。卑見を以てすれば、是熊野神が當地より熊野へ遷坐の時、牛の鼻まで徒行陸路をとり、それより舟に召されしならんを、後に祭典の渡御この古例を襲ふて、其の時の行列を其の儘形どりしものなるべし。然らざれば此の行列の起る所遂に考ふべからず。

田辺牛の鼻は今西牟婁郡西の谷村に属し、地形上口熊野の口なり。此処にもと牛の鼻明神として一祠あり、口熊野を鎮せり。明神は即ち熊野神に奉仕し、熊野の爲に功績淺からずと称せらるゝ千翁命のことなりといふ。牛の鼻渡御の理由は之によりて聯が首肯すべきものあるべし。

6. 熊野山の発展

奈良朝の初め熊野は異分子の侵入によりて、漸く其の面目を一新せんとせり。異分子の侵入とは何ぞ。所謂山林佛教即ち修驗道なるものゝ影響これにして、この頃より彼の大和の吉野を根拠とせる役行者の徒は、漸次其の勢力を熊野方面に及ぼし、やがて此の神域に於て神佛の習合といふこと成立するに至れり。元より神社としての由緒の古く尊きに加へて習合の結果は、益

々一般の崇敬加はり、称徳天皇の天平神護二年本宮・新宮各封戸四戸を朝廷より寄せられ、四十余年を経て清和天皇の貞觀元年正月には両神とも從五位上、全年五月從二位に叙せられ、二十九年後の延喜七年（醍醐朝）には從一位に進み、十九年を経て天慶三年（村上朝）には正一位に進めり。斯くて畏くも宇多法皇には、昌泰三年の金峰山御幸におくるゝこと八年、即ち延喜七年熊野に御参詣の御事あり、切目より御船に召し南海を廻らせ給へり。文籍にあらはれたるものとして、是を熊野御幸の嚆矢とする。抑も宇多法皇の延喜の御幸は久しく世に埋れし南紀の名勝を世に紹介したる最初なりし（大宝の湯崎御行以後絶ゑて此のことなかりき）が、爾後八十年を経て花山法皇もまた熊野に幸し、那智山に苦行を積ませ給ふこと三年に及べり。それより歴代の天皇・上皇をはじめ奉り、女院・公卿等の熊野参詣相踵ぐに至り

白河院	七度	鳥羽院	十六度	後白河院	三十四度
後鳥羽院	三十三度	土御門院	二度	後嵯峨院	三度
龜山院	一度			計	凡九十六度

の行幸・御幸を仰ぐに至りぬ。一般庶民の崇拜・崇敬は言ふまでもなし。京都よりすればその里程約八十里・日数約壹ヶ月、山川を越ゑ渡りての難行苦行のほど想ふべし。

7. 野口村に熊野神を勧請す

當地既に熊野神の旧跡なること上に云へり、而して現社地は夙に我が郷に於ける最も神聖尊嚴なる地域なりしこと、紀伊続風土記に於ける左の記事

享和三年古の社地分断せりと云ふ地にて、村民一寸餘の白玉一顆・古鏡二面・太刀・長刀諸器等を掘り出したることあり

といふによりて、古墳の存在せしことを想察し得、之と今の祭神とはもとより相關する所あらざるべけれど、所詮里長土豪を葬りしものなるべく、此の地初めより一郷の靈域なりしことを想像に堪ふ。乃ち此の位置に此の神を勧請、此の大社を創立したるものならん。而も其の年代もいたく古く遠ければ今得て知るべからずと雖も、畧熊野三山に於ける神仏習合完成後と覺しく、正治二年の祝詞に熊野權現の塩屋浦に出現しますことを記せるを見れば、其の勧請の時

又塩屋に着船ありしなるべし。現に南塩屋に権現磯あり、『紀伊名所圖会』権現磯の条には『海の磯の巖頭にけしきある松の一株立てるを権現松といひ云々』と見え、近年まで其の対岸なる北塩屋領に熊野神とて一社あり、例祭には渡御することありき。

8. 熊野御幸記と岩内王子

熊野が天下に名を知られ、夥しき参拝者を誘致するに至りしは、修験者の努力が藤原盛時に、上流社会に於ける名山靈区巡歴の思想に投合したる結果に外ならず、然して此の王朝の末より鎌倉時代に入りて尚衰へず、後鳥羽院法皇の如きは並びなき御敬神、且つは承久の英主としての深遠なる叡慮より御幸あらせらるること二十三度に及び、建久元年最初の行幸に際しては、八月十三日日高川の渡しにて畏くも御乗船御遭難、天田浦の住人岡本左近之丞一族を率ひて急扨奉迎のことありき。熊野に於ける朝廷の御崇敬は弥益に深くなりゆき、遂に熊野の分靈を迎へて新熊野社起り（後鳥羽院の前後白河院の応保元年又沿道各所御遥拝所の設備完成するに至れり）。即ち後に所謂九十九王子にして、王朝の末既に藤白・切目・稻持・瀧尻・発心門の名顯れ、鎌倉時代に入りてはその数も著しく増加して約八十一社に及べり。後鳥羽院建仁元年の御幸には京極中納言定家随従しまゐらせ、有名なる『熊野御幸記』（又熊野道間愚記ともいふ）を遺せり。之に拠れば當時本郡沿道に王子社あり

沓掛	王子	東内原村原谷
内畑	〃	全 萩原
田藤次	〃	湯川村下富安
愛徳山	〃	藤田村吉田
九海士	〃	右 〃
岩内	〃	野口村岩内
塩屋	〃	塩屋村北塩屋
上野	〃	名田村上野
津井	〃	印南町津井

斑鳩	切部	中山	盤代	千里	三鍋
〃	〃	〃	〃	〃	〃
印南町印南光川	切目村西之地	切目村島田	岩代村東岩代	南部町字山内千里	南部町字北道

此の外御幸記には見えざれど、其の後の記録に見ゆるもの、馬留王子（東内原村原谷）及び高家王子（東内原村萩原東光寺）の両社あり。院には同年十月十日有田より鹿瀬峠を越えさせられ、原谷の御所にて御昼饗あり、社々の奉幣をすませられ、薄暮小松原の御所に着御、此の時御案内の爲とて熊野山より覺了坊周梨参着是れ古例と見ゆ。さて此の御所と申すは、日高川の深淵に臨んで構へられ、水練の便宜ありと見ゆ。今水田となりて御所之瀬の名を遺す。藤田村万樂寺の前に御所之瀬橋とて石橋あるあたり也。今は日高川の右岸を距る五町余藤田村吉田領となれり。その時供奉の人々の宿所は悉く矮屋にして、狹苦しさ云ふばかりなく、そんな矮屋にでもありつけば幸なるも、それすら思ふやうになし。定家卿の如きは已むなく川を渡りて岩内王子に詣り、其の附近の民家に宿らせられたるやうなり。記憶せよ京極中納言は岩内に一宿せられたることあるを。此の夜暑熱甚だしく三伏に異ならず帷を着る。蠅も多くうるさしとあり、此の辺近衛家の采邑たりしことも見ゆ。翌十一日は雨天朝おそく宿所を出で、山を越えて塩屋王子に詣る。此の辺また勝地云々。次いで塩屋・上野間（位置判然せず）にて昼食、全夜切目の宿に一宿と云ふやうな記事あり。此の時代の岩内王子社は那辺にありしか。後世水害の爲日高川の河床に大変遷あり、此の社地も屢々変遷せしことあるべし。合祀以上の社地は近世の□□に係る。遮莫岩内王子は斯くの如き由緒あるを滅失して村民諸君は哀心疾ましき所なき乎。

9. 當社勸請後の変遷

創立以来時運の変遷とともに一盛一衰をまぬがれず、記録宝物の類慨ね散逸して、今伝ふる所

大抵近古以後のものにすぎざるが、こゝにしばらく裡伝・村話を辿り断簡零墨をたよりとして勸請當時の盛況を偲ばんに、先づ後人を驚殺せしむるに足るものを、例祭に於ける渡御の壯觀とす。

伝へていふ、居常神馬七十五頭を郷中に放飼し、祭日には神主一名・禰宜七十四名之に跨り、神子十二名・従者若干名・氏下・百姓とともに御輿を奉じ、神銚七十四本を奉じて威儀堂々、田辺の莊牛の鼻といふに渡御す。牛の鼻は今の田辺町の此方、西の谷村の海岸なれば、往復実に十六里に及ぶ。此の起因に就ては既に卑見を陳述せり。行列の途中銚につけたる鼻高の面を海の方に向はしむれば、漁事に障りありとて漁民これを恐れ、神馬嘶く時は凶事あるの兆なりとして、沿道の民畏みて煩煙を擧げず、路を掃き清めてひたすらに無事の通過を祀れりと。按ずるに銚の行列の警備を意味し、鼻高の面は先導を意味す。其の面海の方向に向ふといふは、道案内が熊野の觀請地に向はずして逆行するをいふか？。さることあらんには風起き浪立ちて海荒るゝを云ふならん。斯くて牛の鼻に至れば長さ十二間・横八間の長床あり、神主以下此処に集いて、祝詞神樂を奏せしなりと。此の盛事の廃絶せしは、永祿頃のことなりと雖も詳にせず。長床の遺跡も近年までありし由伝ふれど今定かならず。最近有志相謀りて同地熊野街道の傍に「日高郡熊野神社祭典渡御遺跡」の碑の立つ。田辺町竹中素水氏所藏の記録によれば、牛の鼻にもと牛の鼻明神の祠ありて千翁命を祀れり。命は即ち建祇命の兄にして、神代より熊野の神祠たり。夙に熊野の氏神として牛の鼻明神と崇め奉らると、乃ち當神社の親族也。當社祭典の古事かたぐ、扨ありと謂ひつべし。其の他祭事に因める地名の今に遺れるもの、枯木芝といひ・幟尾といひ・銚立といひ・湯ヶ谷といひ・神樂岡といひ・爪剥谷といひ・七ツ井といひ・釜屋といひ・三月田といひ・六月田といひ・頼母田といひ・七日田といひ・九日田といひ・神樂田といひ・御手洗田といひ、共に往古の盛時を偲ぶべし。神田のことは當社所藏の正治二年の祝詞に散見す。

當神社のこと正治の祝詞には、本山權現一ノ御前・武塔天神惣十二社權現云々と見え、元十二社ありしが、後世合祀して四社となす。紀伊続風土記には

『本山社 一御前社 大和御前社 大宮

右同社合せて 之を熊野權現といふ。古は十二社ありしを後世同社に合祀す。且つ同社境内相つらな聯し

に炎焼罹りし、後大宮獨り区域分離すといふ……』

とあり、永祿の頃田辺莊への渡御廢してよりは、山田莊塩屋浦及び川上莊入野村への渡御はじまり、明治三十五年まで其儀絶えざりき。茲に寛文十年杵浦安心とて、塩屋の本道医が寫しおける神歌（此の歌幾分訛れる節あれども、故稚にして誦すべし）を掲げ、更に安永四年の社記によりて、徳川時代に於ける祭礼の一斑を窺はんとす。（此の歌紀伊名所圖會に出で、近年大和田建樹の「日本歌謡類聚」及び故吉田東伍博士の「大日本地名辞書」中に採録せらる）

- 一、はつ王子の峯の細道細くとも おう細くともつれだに行かば車路とせう
- 一、はつ王子峯の道こそおはしませ おうおはしませ 春吹上げの袖の寒きに
- 一、東山かうろうの峯におほれ出て おうおほれ出て 外山に落ちるぢやうのはやさよ
- 一、奥山や大峯杵にそなれ出て おうそなれ出て 峯なる花を折り下すとよ
- 一、朝日さす夕日かゞやく熊野山 おう熊野山 いづれもたけに雲やかゝらん
- 一、此の御前のまします先は地もゆるぐ おう地もゆるぐ 木草も靡くじやうのはやさよ
- 一、此の御前まします先は綾をはへ錦を敷き おう綾をはへ錦を敷き ところふませう
- 一、筑紫船上ると聞けば紅つけて おう紅つけて 齒ぐろめされて出てすきやを
- 一、八幡王子を宮とは申せども西は海 おう西は海 東はなぎさ御前まします
- 一、鷹の子はいづれか住か入野山 おう入野山 おりいま所はみゝきゝの宮
- 一、きうたちはそろゆるおりはみやまなる おうみやまなる大黒ふ黒もあしからず
- 一、日の御子は日の山からぞおはします おうおはします 帶紐といて今ぞまします

寛文庚戌天十一月六日

杵浦 安心 世八書之

10. 祭典の次第

茲に祭典執行の次第を略述せんに、先づ十一月初申の日大宮殿に於て神樂・神歌を奏し、終りて御輿北塩屋浦へ渡御あり、神主・禰宜以下旅籠馬を先立て鉾を持して馬上之に従ふ。旅籠馬は蓋し古へ田辺へ渡御ありし頃、七十五頭の馬に給すべき稲藁を運びしものなるが、近世人を以て之に代え、神酒樽及稲穂・白粉餅を持ちて列の先頭に立つ。此の人々を旅籠馬役といふ。順路は大宮より南熊野を下り、状の腰を上り岩内部落を貫き、前山を越ゑて天田に出で、北塩

屋浦王子川の右岸（権現磯の対岸なる）神族（熊野神と称す）に至り、神樂を奏し浜にて潮かけ事あり。飯途は本道をと大宮に飯り神樂を奏し、次で本社に詣でて鉾を収め神樂を奏す。翌西の日本社にて神樂を奏し神歌を唱ふ。歌は若御前のまします云々の句より、鷹の子云々の句まで太鼓を打ちて参詣者に聴かしめず、また末尾の二首は秘文とて之を唱へず歌ひ終りて、昨の如き列をなし入野に渡御す。此の順路先づ南熊野を下り釜尾橋の辺に至り、筑紫船上る云々の句を唱へ状の腰を上りて、岩内桃木谷の岡（之をかうろうの岡）と称すに至り、東山云々の句を称ふ。それより神森にて日高川を渡り、出島より吉田立木に出で、神木（近頃まで老松ありき）にて八幡王子の句を唱へ、藤井を経て小熊岡の段に上り、熊野權現（近年まで小祠ありしが、明治四十一年矢田村土生八幡神社へ合祀さる）の社前にて、馬上（此の御前の今日のみゆきにあほうとて云々）の神歌を唱へ、それより入野馬場の西詰なる神の木（老松あり）に到りて、鷹の子は云々と唱へ徐々境内に入りながら「いづれかすみか入野山云々」と唱ふれば大山權現より迎の御幣来り、全社殿より一町ばかり西方松樹生立てる処に止まる。當方旅籠役棒持の御幣も亦此処に止る。其れより大山權現の社殿に進みて祝詞を奏し、終りて同社より酒宴あり、旅籠の稲穂を馬毎に食はしむ。飯途は小熊岡の段より上野口阪本へ渡り、太子峠を越ゑて熊野寺阪を下り、大和御前社に飯り金幣及び神鉾を納めて、神樂を奏すること二回、更に鉾を捧じて本社に納め、神樂を奏すること一回、又鉾を捧じて大宮に納め、神樂を奏すること一回、斯くて中申の日まで納めおく也。

同月中申の日大宮に納めたる右の鉾を奉じて一宮に到り、神樂を奏し神酒盃事あり。頓て入野大山現の神主参りて更に盃事あり。再び神樂を奏して式を終わる。

同月晦日神主・禰宜打揃ふて一宮に参り神樂を奏し、此社に納めたる鉾を奉じて本社前御宝藏に移し神樂を奏して下る。之を果申の鉾納めと称し、晦日必ずしも申の日に當ずとも、斯く云ひて此の式を行ふ。

11. 徳川家と熊野神社

近世紀州徳川家が疱瘡守護の神として當社を崇敬し、他に超越せる殊遇を加へられし。一事は

眞個社史の異採たらずんばあらず。初め藩祖南龍公（頼宣）封を當国に受くるの時、ひそかに謂へらく、和歌山の地紀北に遍して統治にならず、日高は位置を一州の中央にしめ、加ふるに外洋に面して自ら水陸交通の要衝に當る。此の国を治する正に此の郡を中心とすべく、此の郡の中心は即ち日高川の下流に沿へる沃野に外ならずして、其の山は蓋し前領主湯川氏の城墟にして、要害たる亀山あり如かず。就いて居城にせんには、此の山は蓋し前領主湯川氏の城墟にして、其の末期の城主直春は、公幼少より私淑し崇敬せし所、然かも如上の謙故ありて遂に行はるゝに至らず。公は和歌山に居り国安藤・水野両氏を田辺及び新宮に拠つて、紀南を鎮せしむるに至る。さりながら公の着眼の非凡なるは伝へて今に佳話とする所、若し夫れ日高の山河を愛好し、日高の民に親炙せらるゝの、深く且つ厚き別業を構ふること両所に及び、屢々之に来臨し幽獵に託して近郊を巡見せらる。凡そ本郡沿海の地公の足跡を印せざるなく、名勝古跡概ね公を迎へて保護の道完を得たり。就中吾が熊野神社の如き郡の大社たり旧社たるも、乱世を経て衰運に向ひ社頭漸く寂るゝの際、篤信なる公の庇護を得て、著しく其の面目を改むるに至れり。初め南龍院公の三男頼純公（左京太夫と称す紀州家の分家、西条家の始祖）痘を患ひて症状險悪、及ち當社及び大山權現へ祈願ありて、初穂を奉納せられしが幾許もなく平癒せらる。抑も當社祭神が痘瘡病者を守護して、其の患を軽からしめ給うふ由緒を、元龜年中の棟札に明記せる處。頼純公平癒の事ありてより頓に著聞するに到る。寛文元年南龍公来りて日高にあり、時の神主中村源太夫を召し、當社の由緒及び現況を聴取さる。源太夫感激仔細に奉答する所あり、且つ奉るに神符を以てす。爾後毎春年頭の拝礼を許され、毎夏六月城下に於て神歌及び神樂を奏じて供覧するの例となり、又日高へ御成の都度謁見を許さる。次いで寛文二年には親しく當社に参拝あり、大に境内の幽邃を愛し、社の維持方につき懇々指示せらるゝ處あり、其の下向に臨んで手づかの桧苗二株を植ゑらる。此の好記念樹は爾後風雨二百五十七年を経て、生育成頗る良好今や周囲五尺を越ゆ。又寛文六年には源太夫の末、進貢米を十ヶ年に分納せしめらるゝの恩命さへありき。

国主の崇教既に斯くの如かりければ、徳川宗家に於かれても庖瘡守護神として尊神篤く、巖有院公（家綱將軍）に至つて米十二石を神納せらる。有徳院即ち吉宗公は紀州家より入りて宗家を嗣がれたる英主。此の君始め越前鯖江に封ぜられ、

宝永二年九月兄頼職公（紀候）薨じて紀州家嗣ぎなきに依り、復版して其の跡を嗣がれしあるが、全年冬痘を病んで城中忽ち愁雲にとざさる。十二月當社に立願の沙汰あり、入野大山社へも同時に同様の沙汰あり、其の状に曰く

謹奉呈干日高郡熊野村熊野權現之社頭起願状之事

紀伊国主從三位源吉宗公（當酉廿二歳）痘瘡安經息災延命所祈也

願於成就者糶米十二俵可奉神納候依而願文如件

宝永十二年十二月 日

從五位下 平朝臣爲隆 敬白

時の神主中村源右衛門一向に恐懼して此の願状到達の翌曉、即ち十二月十六日の早天度しみて之を神前に奉納し、爾後日々社人五名を率ひて神前に神樂を奏し、精誠を致して遍に御名惱の輕快を祈れり。もとより靈驗いやこちなる此の神の感応などかあらざらん。伝馬次の御状は頻りに飛んで一回病勢の怠り行くを報じ、年を起ゑて全愉の快報到る。之を伝え聞く者口しく愁眉を開く。宝永三年丙戌正月十三日神主源右衛門召によりて出府すれば、即ち御供料年々十二石宛寄進の件、竝に候家は當社の氏子たるべき旨沙汰せらる。此の儀明治廃藩の時まで渝ることなし。

大慧院公 紀州家六代宗直（大慧院公）は曩に立願ありて、平癒の幸を得られし。松平右京頼純公西条家始祖の第三男たり、始め西条の嗣たらしが吉宗公出で、江戸宗家を継がるゝに及び、紀州嗣なきにより入りて国主となられたるなり。斯かれば當社に対する崇敬は弥益し、享保五年には曩の御沙汰（米十二石づゝ年々寄附のこと）を証書に作製して下付せられ、翌六年には更に命あり、當社を改築せられ遷宮入用物まで下付せらる。享保八年二月には命じて境内の殺生を禁じられ、元文三年に權現同社並びに長床所々破損につき、修覆方願出でられ松樹雜木代として、銀三貫五百十目・竝に遷宮料を下賜せらる。

觀自在院公 公は乃ち紀州家八代重倫君、士民大殿様と称す。明和四年神主中村出雲守社殿の破損を訴へて修覆を請ひ、九月十三日寺社奉行の名を以て、銀三十枚を下付せらる。此の後徳川季世に到りては、国の内外事繁く藩の財用又多端なりし爲、特別の寄附等も之無かりしも、供米のみは遂に渝ることはなかりき。

12. 結 尾

斯の如き由緒を有する當神社の現勢は如何にといふに、須佐男命外廿柱の神々を本社一社・末社同社に合祀し、本社（桁行三間・梁行二間大社造・総彩色）・宝殿（三間に二間）・廳舎（五間に二間）・境内八千七百七拾五坪、基本財産田五畝廿二歩・山林五町三畝廿五歩。氏子二百六十七戸あり、境内はもと八町四方と称す。享保八年殺生を禁断し、四隅へ界石をたてられし時は一万五千二百十四坪ありき。其の後明治八年社寺境内取調の際、右の内六千坪上地官林となりしを、明治三十六年氏子より払下げを受け社有林とせり。宝物としては右の神銚七十五本の内二十五本、竝に鼻高の面あり。明治四十一年村内の小祠を合祀せしもの六社、熊野の大宮社・岩内の春日社・野口の金比羅社・全聖徳社・全春日社・岩内の王子社之なり。就中大宮神社はもと本社同社のうちなりしを、明治六年社格調査の際誤つて無格社となしたる者。這般の合祀は最も當を得たり。岩内王子のことは既に詳悉せり。野口及び岩内の春日社は、初め下野口の神森にありき。蓋し此の辺近衛氏の莊園たりし頃勸請したるものなるが、世變りて同氏の威令行はれざるに到り、氏下屢々争をおこし、遂に島・野口・岩内三村に分祠し神森にはたゞ森のみ残り居たりし也。

述べ来たりて吾人は斯くの如き光彩あり、社史は之を他に求めて容易に比肩し得べきものを見出し得ざる也。この尊き古き神社を鎮守とせる野口村民は眞に至幸なり。諸君は郷土の誇とせよ、大なる誇とせよ。而して此の尊き鎮守の森をして益々一村の中心たるの実あらしめよ！。それが爲には社殿・社庫の設備を全ふすることも結構ならんも、而も此の神域のこの神林・この木立を愛護することを忘れる勿れ。凡そ此の境内の一木一草と雖も、みなこの神域の尊嚴維持の爲に生ひ立てるもの、みな此の社と歴史を一にし此社の過去を物語る料たらざるなし。社の尊きと郷の古きとみな此の木立が証明するなり。南龍公御手植桧樹は云ふも更なり。村中名もなき雑木の一枝一葉も、皆これこの社の生きたる宝なり。之を祖先より受け継ぎし諸君は、極力之を愛護して子孫に伝へざるべからず。世間往々神木を伐つて社殿の設備費に投ず、洵に誤れるもの甚だしきもの洵に近時の惡風潮なり。諸君は断じて斯くの如き謬想に捉へられざれ、

若し誤つて此の神森を傷つけるが如きことあらんか、それこそよい笑ひものなり。「：：はだか馬かよ　くらがな」以上の笑いものなり。それのみか神慮の程も恐察すべし。當社境域の神林保全と同時に、村内各所に散在する所の合祀濟各社の跡地の始末につきても、更に諸君の大なる省察を要望せざる能はず。特に承久の英主が親拝ああらせし、九十九王子の其の一なる岩内王子の社跡の如き、之が保存上特別の留意を請はざるべからざる也。余輩日高の史跡名勝の保護乃至神木尊重につき、微力を致すこと久し。今當社の沿革を説いて現状に及び覺えず言こゝに及べり。実に平素の鬱懷の送る所乞ふ、諒せよ。

(完)

本稿は大正八年二月二十三日午後、熊野神社々事務所に講演せる所を更に増補し、大正八年三月十三日より二十四日迄、十二回に亘り紀南新聞に連載せるものなり。

十、旧記に見えたる日高の大火

森　彦太郎

1. 「長秋記」に

大治五年十二月八日上野御宿右衛門督宿所焼亡云々。男女両子無爲還着爲憂といふ記事がある。今の名田村大字上野に於ける出来事であるが、之が日高郡に係る火災記事の文籍に現れた初めである。

2. 天正十三年の春豊臣秀吉軍の南征に當つては、湯川直春が亀山城を焼いて南奔し、続いて今の日高平野到る処に火口が起つた。今の松見寺の処にあつた吉原坊舎（即ち日高別院の前身）もやられた・元宮にあつた小竹八幡宮もやられた・田井の眞言宗海龍寺（常福寺の前身）もやられた・衣奈八幡や切目王子もやられた。實際京軍の將仙石權兵衛・青木勘兵衛などいふ連中の暴状はお話にならなかつたが、獨り天音山道成寺だけが免れて、あれだけの特別保護建造物や国宝が残つたのは、不思議と云へば不思議であるが、之は侵入軍の本營に充てられた爲めであるらしい。

3. 「名屋浦鑑」に、寛文元年丑年當村逢火災といふ記事がある。

4. 元禄十四年の十二月蘭浦から出火、名屋浦に延焼し源行寺が全焼したこと、全寺の記録に見えてゐる。之は余程の大火であつたらしい。

5. 元禄十五年印南に大火あり「続風土記」などによると、中村・宇杉・光川三村大半焼失といふことになつてゐるが、實際は三十戸位全焼したらしい。全年月日不詳名屋浦にまた火災が起つた。

6. 享保二年正月八日南部大火と田辺史に見えてゐる。

7. 享保七年十二月二十二日夜蘭浦大火、その類焼戸数（半役以上のもののみでも）二十九戸あつたこと、次の文書で明かである。

借用申銀子之事

銀合 五百貳拾五匁

此家数 貳拾九件

内

百八拾目 本役家六軒

但 一件に参拾目づゝ

参百四拾五匁 半役家

貳拾参軒

但 一軒に拾五匁づゝ

右は去寅の極月貳拾貳日之夜日高郡蘭浦火事類火之内役家之者共へ御借銀請取相渡し申候 返納之儀當卯の年より巳之年迄毎年七月迄之内之年に皆済仕可申候 以上

享保八卯之二月

竹村 又吉

藤村 富右衛門

片山 太郎兵衛殿

西村 弥兵衛殿

表書之通可被借渡候

以上

伊 源左衛門

朝 惣左衛門

岡 石見

水 丹後

8. 享保十三年十二月十三日田井村尾の上なる、吉三郎後家より出火焼失五戸に及んだ。乃ち類火に罹った本役二軒へは米四斗づゝ・半役二軒へは全二斗づつ所謂下米があった上、本役・半役共家普請松木代（一軒につき松之木十五本として）七匁五分宛藩から下附されたこと、大庄屋の記録に残つてゐる。

9. 明治四年頃御坊広善の火事といふのがあった。六棟程焼失したといふことになつてゐる（本件については確な史料がない）。

10. 明治十七年一月十六日午後三時十分頃、龍神村湯本の温泉寺から出火、民屋・社寺・幸校等悉く焼失、わづかに温泉浴場が残つただけであつた。原因は温泉寺の留守居（僧ではない）老僕（の過誤といふことになつてゐる。人畜に死傷はなかったが、龍神良之助氏の母堂が道路に迷ふて危く水中に陥り、溺死に頻して救援せられた。同年二月一日貧困者十五名へ、小屋掛料百五十円・食料四十四円二十八銭を給與せられた。九月廿四日湯ノ又湯川政助・榎本周吉・榎本文助の三名、人命救助の廉を以て褒賞を受けた。

11. 明治三十三年三月十日宵八時頃早蘇村三百瀬小幸校全焼。畏くも御眞影並びに勅語膳本を失ひまつゝた。

12. 明治三十五年十一月十一日南部町役場より出火全焼した。當時同町小幸校改築工事中で、御眞影を役場に奉安してゐた所、圖らずも此の火難に遭ひ、日高郡としては第二回目の恐懼すべき事態を惹起した。

13. 大正四年十二月十四日午前十一時、上山路村宮代小幸校湯沸し場より出火、折からの北風に煽られて、同校舎四棟全焼の危にあつた上、更に附近民屋に飛火し類焼するもの十一戸・十五棟に及び、午後四時に至つて辛ふじて鎮火した。之が最近の大火の記録であつたが、今度の御坊のは享保七年以来の大火である。

十一、薩摩の財部姓

軍縮問題の主役者財部海軍大將は嘗て「僕の先祖は落武者になって、紀州から薩摩に來たものである」と語った。是について古座実科高女校長で郷土史研究家森彦太郎は語る。

◎ 今の日高郡湯川村財部は一村の一部落に過ぎないが、「和名抄」所載の日高郡六郷の一で財部郷といへば、日高川河流の右岸一帯を領した肥沃な田園のある所で、今の湯川村を中心として藤田・矢田・御坊・松原・和田等の村域に亘り、郷として位置から云つても・富力から云つても、紀州中部の音頭取であつたことも明かで、乱世（足利季世）には財部氏といふ土豪の居つたことも事実で、それは御坊附近の旧家の系譜や旧記にも見えてゐる。今も御坊附近の何処かに財部或は財といふ姓が残つてゐる筈で、その家の旧記なり家紋なりを調べると詳しく判明するであらうが、私が財部氏と今の財部海相と同系同族に違ひあるまい、といふのは此の財部氏は徳川氏と反対の立場にあつて、慶長二十年四月大阪夏の陣起るや、この財部氏や志賀の中村氏・寺井氏・内原の西村氏など、いはゆる土豪の猛者連は大阪方に興して、大ひに豊臣の爲に働くべく、湊上野なるものを盟主として一揆を起したのである。然るにその計画の熟しないうちに曝露し、一黨悉く重大に問はれることになった。この時財部氏の當主兵衛と云つたが、慶長二十年五月九日早朝、同勢と共に名草郡山口村まで進んだところ、大阪は既に昨日落城したから、討手はやがて南下するであらうとの事で、這々の態で遁げ販る途中、兵衛らは生捕られ、或は農に販し・或は出家してしまつた。さういう運命に陥つた者の中に、わずかに身をもつてのがれ、活路を海に求めて薩南さして行つたものもあり得ることだ。何故なれば薩摩は関ヶ原以来、徳川氏と相好からずひそかに機を窺つてゐたもの。それで徳川氏に平かならぬもので、薩摩へ落ちて行つたものはいくらかも例があると云ふものゝ、適格に財部家の一族だと断定することは早計である。

（昭和五年五月二十八日牟婁新報に語りしもの）

十二、猪土手はチャシに非ず

いはゆる猪土手の実地を踏査するため、西山の尾根を縦走横断すること三度、此の間比井崎村では浮津眞海師や津村孫三郎氏、三尾村では吉田富達氏等から色々世話になったが、三度目には單身西山の荊棘中に突入し、折からの烈風に帽子をとられ・眼鏡をとられ・身体まで谷底へ持って行かれかけた。こんなことは未だ踏査は隅の隅まで及んで居らぬが、問題になつてゐるチャシか否かの点については、私より先に実地を踏査している箕島商業学校教諭岩崎茂助氏あたりの意見も聴き、私としてはチャシ説否認の結論に到達したので、茲にこれを公表する。比井崎村大字阿尾の海岸から三尾村大三尾・小三尾の背後を経て、和田村界論争山附近に到る間に、猪土手と称するものが四箇所ある。山麓から始まって山腹を攀じ、頂上に近ひ所で分水嶺を切つた所では、幅四・五尺深さ約四尺の溝状をなすも、普通は山部を四尺ばかり切り下げて断階を成すだけである。延長は一ヶ所十余町・四ヶ所通計五十余町に及ぼう。里伝によると猪の害を防ぐために築いた土手だといふ。これを各戸について説明すると、

1. 大多宝塔山の猪土手

阿尾の東端字小代の海岸に発して、一直線に同地火葬場の入口まで急斜面を登る。この発端は雑木が繁茂してゐるため海岸から仰視したところでは、一見明瞭を缺くも火葬場への登路を少しく登ると、上下へ一直線に通じてゐて路は猪土手を横切つてゐることがわかる。火葬場前から字小代通称ドケ谷の右斜面殆ど頂上に近い所を奥へ登ること数町、三尾村界（海拔百二十米）に出ずるや、急転回して阿尾と大三尾の分水嶺を日ノ御碕の方向へ上下して進むこと二丁ばかり、この部分だけを見たら、猪土手なるものは村と村との境界線として作られたものだと思ふ人もあらう。この分水嶺上に於ける工作を見ると、高さ四尺内外の土塁であるが三尾側は垂直に截つてあり、阿尾側は緩傾斜をなしてゐる。すなはち人が登るにしても猪が上るにしても、阿尾側からは登り易く三尾側はこれに反する。この土手に沿ふて追踪すること百四十米の高地、

阿尾字川の上の奥で（天の峰と通称する）に至り分水嶺を避けて三尾側をすぎ、次に百六十八米の高地「大多宝塔山」に至っては、頂上より二十米ぐらひ下（三尾領）を過ぎ、断崖をなした松林中に没してしまふ。この終末は「小大多宝塔山」の南側を通つて阿尾字清水谷に盡きてゐる。以上初終の延長は十余町に及ぶ。

2. 産湯阪の猪土手

阿尾の大代と大三尾の孝堂とをつなぐ阪路は、比井・産湯方面と三尾との交通上重要な路線で、比井崎村では三尾阪といひ・三尾村では産湯阪といふ（地質調査所の地形圖に三尾阪九十一米とあるもの）。大代谷から上つて峠に達したとき、左右を顧れば猪土手が右から来て、一旦峠で断絶して（見ると土手が古く路が新しいことがわかる）、更に左上方に延びてゐる。こゝから右するものは小代の城山附近の密林中に没し、左するものは峠より二町ばかり上つた所で、高さ百二十米位の山（比井崎と三尾の村界をなす分水嶺）を横断し、急斜面を三尾村白谷の白谷池へ降りる所などは急斜面で、豪雨の時の水の渦には都合のよいこと、1. 阿尾火葬場の下と同じで、白谷池の築造も畢竟こゝに着眼してのこゝ思はれる。

3. 大形山の猪土手

右の白谷池に降りたものが、谷（今は溜池）を渡つて対岸の分水嶺に斜面を登る。登り口の急斜面で溝状をなし、雨水の滝をなして落下すること2.の終末と同じ。一町ばかり登つた所からは、例の如く斜面を垂直に截り上げて断階をなすだけで、麓の一部を除き殆んど小笹ばかり生ゑてゐる。村有山でしかも普通の山径のやうに不規則な屈曲がなく、略直線状に斜に規則正しく行くのであるから、遠方から見ても直ぐ猪土手だといふことが分る。それが山頂より四十米低い所に於いて、例の切割を作つて山を越ゑるのであるが、その切り方は麓に近い方を垂直に（高さ四尺位）に切り、附近に有合せの石材を利用したと思はれる所もないことはないが、大猪土手には石材は殆んど用ひてゐないといつてよい。此の分水嶺上の溝は延長七・八間で、やがて坊の谷に降りるのであるが、この斜面に於て一部分は山路として、里人の利用してゐる

処がある。山頂（二百六十四米）の名を取って、これを大形山の猪土手と呼び総延長十余町。白谷側は遠望極めて顯著、笹山の中に一線を劃して、あれが猪土手とどこからでもわかり、阿尾の人家のある所からでも遙かに望見し得るが、坊の谷側は多少木立があつて下からは見えな。山上からは大山谷の字北山に新築せる三尾小孝校を俯瞰することが出来、また大山谷奥の猪土手をも望み得るが下からは見えない。

4. 大山谷奥の猪土手

三尾小孝校所在の大山谷奥から海拔貳百米の地点を越へて、字磯辺の奥に下る一条の猪土手がある。大山谷側は大形山及びねづさ山（三尾・和田・比井崎村界）からも指点し得るが、磯辺側は密林に覆はれて海岸からは見えない。右のうち阿尾の猪土手・産湯阪の猪土手は共に名高いものであるが、三尾村大形山のものが比較的完全に代表的のものであると思ふ。さて猪土手とはいつの時代か、何の目的をもつて、何人によつて造営されたものであらうか。前述の通り山の傾斜面を平均四尺の高さで切り下げただけのものであるから、工作は至極簡単であるが、2.と3.とは完全に連絡し、1.と2.と3.と4.も、何れも相呼應してゐるやうに思はれ、四ヶ所相互に聯繫せるものゝ如く觀られるのである。そこで一ヶ所平均十二・三町と見ても通計五十町内外に及ぶ大土工である。数年前新潟県人仁賀保義之氏が西山を跋涉して、具にこれを考察しチャシであると言明したことから、西口方面の人達に多大の興味と関心をもたれるやうになつたのであるが、私の見るところでは遺憾ながらチャシ説に賛成致し兼ねる。

私は勿論北海道や奥羽地方に於けるチャシとは、アイヌ語で城塞または土塁の意であり、外敵防禦のために造られたもので、プランは円形のものが多く、或は楕円・三角・方形のものがあ。何にしても郭をつくり周囲に堀をめぐらしてゐることを原則とし、規模の小なるは周二・三十間・大なるものは百間位に及ぶと共に、其の内外には堅穴貝塚などの遺物の存在するところが多いといふことになつてゐる。然るに此の猪土手のプランは円形でも何形でもなく、郭と称すべきものもなく、壘とか堀とか称すべきものも、わづかに山頂の一局部に於て見得るに過ぎない。城砦だとすれば原則的には截頭円錐形などの、底面に並行する所の堀を囲らした格好

を聯想するが、猪土手にはそんなものがなく、防敵工事と見ることは頗る無理がある。殊に小代海岸や白谷池兩岸の急斜面を一直線に截つて溝をつくつてゐる所などは、防敵工作としては全然意味をなさぬ。加え土工が余りにも無難作簡單過ぎ、且つ余りに大袈裟・余りに開放的に過ぎる点からも、城塞的防禦的工事と見ることは至難のやうに思ふ。もしそれチャシの構内に見る所の堅穴とか貝塚といふやうなものは、此の附近に於ては片影も見ることが出来ないばかりか、猪土手のプランそのものは、構内とか構外とかはつきり区劃することさへ不可能である。

5. 結 尾

是に於て「猪土手」なる里伝を吟味するに、野猪の害を防ぐために造営した土手だといふことも、随分不可解な話で、阿尾にしても三尾にしても、古来漁事を主とする村で農耕は盛ではない。田地の如きも徳川初世までは、阿尾に八町歩・三尾に三十町歩位しかなく、ことに大代・小代や大山谷奥などには開墾は何程も進んで居らず、猪に荒される程の農作物はなかった。それに簡單ながらも関係村浦民を総動員してやったろうと思はれる、斯の如き雄大なる工事を農作物のために施すといふことは受取れぬ。猪害防備のためといふならば、こんな沿海村よりもむしろ志賀谷とか原谷とか、或はもつと奥日高方面がより以上に必要だったろう。しかるに紀伊水道斜面の黒山（白崎村附近）にも、これと類似のものがあつた（浮津眞海氏談）であるが、海洋に面して斯う云ふ工事があるといふことは、山野や農業といふ方面よりも、海洋とか漁業とかいふ方面に交渉をもつものではあるまいか。海洋といふと直ぐ海賊などの関係有無といふやうなことも思ひ浮ぶが、私としては此の工事はどうも戦略的・城塞的意味があるやうには考へ得ない。これに巨石でも用ひてゐると、何か神聖なる行事（祭祀的・宗教的）の遺跡とでも聯想する所であるが、これだけの土工ではさうも考へられぬ。岩崎箕島商業教諭は特場の遺跡ではあるまいかといふ考説を持つてゐるやうだが、それもどうも首肯し得ない。そこでもし猪土手なるものを、里伝の通り猪に關係する工事だとするなれば、私は寧ろ狩獵場と考へて見たい。猪・鹿を防ぐといふことのためには、何の役にも立たなかつたであらう。けれど積極的に猪・鹿を獵獲するといふ場合においては、成程度まで猪・鹿の遁走を妨げ、目的

を達成する一助とはなり得たろうと思ふ。紀伊藩祖（徳川頼宣）の如きは、その莊時しばしば日高に遊獵を試み、由良や御坊に別邸を構へてゐたこともあり、今の白崎村神谷には猪御留山といふのを設定してゐた。猪御留山とはどんな意味か分からぬが（日高鑑）には、松樹伐採を禁ずる御留山などと同列に置いてゐる処を見ると、畢竟藩の獵場と定めて一般庶民の入獵を禁止したものだろう。大引の海鹿嶋も「あしか」の禁獵区であつた。こんな風に猪土手も紀州藩初頃の禁獵区だつたのではあるまいか。あの頃の入山組の大庄屋の家が現存しないので、今は確かな考證資料を得ないが、三尾・阿尾は和歌山から海路の便もあり、蘭御殿と称した御坊別邸からも近いから、此処に禁獵区を設定し藩の威力を以て、こんな大袈裟な猪土手を作らせたのではあるまいか。これだけの大土工は地方人民の事業としては、余程重要な目的でもなければ遂行困難であらうが、藩あたりから威圧を加へて人民を驅使すれば、事きはめて容易だつたらう。私は此処に試に如上の仮説を提げて、この史跡の正体を闡明するために敢えて一石を投ずる。

完

（昭和十一年三月二十九・三十一日、四月一・二日に亘り紀南新聞に掲載す）

十三、明治大洪水の犠牲者宮所直松氏

初め濠々の密雲が海洋上に起つて黒風がこれを送り、殆ど十里の幅員を以て紀伊半島南部に上陸、南は西郡日置川・北は本郡日高川の海口を劃して東北に向かつて進功、これに雨を含むこと夥しく馬鹿に重いが故に、大塔峯（三千八百尺）や釋迦嶽（四千尺）に遮られて、此処に和州・天津川や紀南三郡に破天荒の豪雨を降らした。一時間の雨量十津川で四寸・田辺では五寸六分正に最大級の破雲雨と謂ふべし：：：と云ふのが、明治二十二年の大洪水のアウトライン。これが日高川の上流から人畜屋舎を呑み山嶽樹林を掠めて、日高平野へ殺到したのは十九日午後のことで、矢田・藤田・湯川・和田・松原五村の平坦部は文字通り洋々たる大湖を現出し、

御坊は完全に交通遮断の運命に陥った。十九日夜から二十日午前へかけては名だたる天音山道成寺の六十二段の石階第七段まで濁水がついて、門前の人家は軒端を没した。

東京中央放送局初代放送部長だった服部愿夫氏は昨夏来郡の砌このことを聞いて、それは大洪水の水位を示す有力な資料である。宜しく後世に伝ふ可く石階の傍へ刻つけよ、その経費は自分が寄附するといわれ、成程そうだ・そうしやうと云ふことになり、記者が頼まれて『明治二十二年八月二十日大水この七段までつく』と服部氏の注文通り、日高方言まじりでほりつけたのであった。氏はその後大患に罹ったが不思議に全治、そのよろこびをわかつ意味に於て「命を拾った話」を本紙に寄せられた。いづれ入相桜の咲く頃には参詣して拝見しやうと云って居られたのに、突として今回の計あり意外意外氏の急逝こそは全く意外だった。古美術の鑑賞は勿論・考古・民俗・民俗に造詣深く、道成寺藝術紹介のためにも、氏を煩すべきことが多く誠に痛惜に堪えぬ。

日高川流域では上流山路・川上方面の惨状は筆舌に絶するものがあつたが、下流は何と云つても日高川の大彎曲に臨んだ矢田村入野・若野が一番ひどかつた。特に若野では山上にあつた二軒を残して一大字三十五軒が人畜とともにさらはれ、その田圃とともに一朝にして化して河原となつた。死者を出すこと三十五人、入野でも日高川に沿う低凹地域の家の漂没二十戸に及んだが、本題の主人公宮所直松氏は文久二年壬戌正月十一日入野村に生まれた。父は宮所佐平農の幸であつた。即ち宮所直松氏は文久二年壬戌正月十一日入野村に生まれた。父は宮所佐平農を業とし母ウメ、氏はその次男であつた。

長兄は馬市と云ひ弟に外之助・常吉及びなみと云ふ妹御があつた。常吉氏は現戸主で今の宮所恒楠先生の厳父である。長じて家業（農）に従事し、着実勤勉な青年としてその前途を嘱目してゐたが、明治二十二年八月十九日前古未曾有の大洪水に日高川氾濫し、堤防らしい堤防もなかつた入野は奔流激突の衝にあたり、流亡家屋は前記の如く二十戸の多きに上つたが、死亡者は男四名・女三名計七名に止まつたことは、直松氏等の決死的活動の御蔭である。

初めに日高川の氾濫するや、激流は直ちに聚落の中央（低地）に殺到した。時に直松氏は年少気鋭がなるに水泳の達者として、宮所爲次郎・古田善之助両氏等とともに奮って救護の衝にあたり、ために老幼婦女等続々避難して無事なるを得た。特に直松氏は濁水中を往返すること数次、

水の増すとともに河船を利用して避難者を運んだが、その二回目に救助船の收容人員過剰の爲顛覆の憂あるを見、自ら危険地帯に止り流木にすがって殿戦大ひに力めた。然も水勢は刻々加はり障碍物縦横浮動、加ふるに時移って天地晦冥、その間遂に進退の自由を失ひ行方不明となつた。享年二十八・法名顯應淨哲信士。

（昭和十四年二月二日・昭和十四年一月一日から二月二十三日頃まで紀南新聞に連載せる「日高先賢神社祭神論」として先賢各人を記載せる一班である）

十四、池田春尚翁と其の家集

1. 大正の初め木村成蔭大人が木国歌人伝編纂を企てられたとき、私は日高地方に於ける其の資料蒐集方依頼を受けたが、十二分に大人の期待に副ひ得なかつたことを遺憾とし、再版の期もがなと心待ちに待ってゐたけれど、大人はそれを果されないで他界せられた。願ればあの時どうしても伝記のはつきりしない一人に池田春尚翁があつた。大人は已むなく歌人伝下巻に

○池田 春尚 七十六

翁は日高郡南部の人、通称円兵衛・本居内遠の門人、歌は鴨川王[？]等の集に出でたり。

（詠 歌）

閑中夏来

桜咲く春だに人の訪はざりし 木蔭の庵に夏は来にけり

（鴨）

夕郭公

しのび音を松の葉越の夕月 夜ほのかにもらす時鳥かな

（"）

海初冬

行く雲のあしやの灘の潮風に 波路しぐれて冬は来にけむ

（"）

とだけ記されてゐる。その後私は大正年間から昭和の初めにかけて、前後十余年も南部に在住しながら、俗事多端で終始うか／＼と過ごし、翁についての調査研究など怠りがちになつてゐた頃。日上城正一氏を煩して翁の遺稿『家集』を寫していただき、且つはその経歴を一通り調べていたゞいた。それによつて翁と熊代翁（田辺藩孝の皇典教授たりし繁里）との関係がよくわかつた。

争はれぬもので翁は矢張り南部郷における孝問の家・文墨の家として名だたる山内氏の血をう

けてゐる。即ち父は文七・母は品と云ったが、文七は山内村目津（今の南部町大字山内字目津）の山内八左衛門の三男坊で、池田家を嗣いだものであった。春尚の生まれた頃は家計不如意の爲、少年にして氣佐藤村熊代木材店へ丁稚奉公に住みこんだ。それが主家の息繁里と相識り共に歌道に志す機縁となった。兩人は共に文政元年生まれで、意見も趣味も投合したらしい。歌幸の系統から云つて兩人とも本居内遠門で、繁里が内遠に師事したのは二十一歳の時であつたから、翁の入門も勿論そのころ（或はそれより以後）であつたらう。併しそれより以前に於て郷土の歌人で孝者であつた山内繁樹の許に、賛をとつたことは間違ひなからうと思ふ（繁里は十六にして繁樹の門に入つた）。

2. 春尚翁はその少年及び青年時代をそんな風に熊代繁里の許に過ごしたが、やがて家に飯つて旅舎を営業し、屋号を会安と云つた。その位置は今の南道（名物丹切の本舗）峰屋旅館のある所だつたといふ。晩年痔を患つて余り外出もせず、常に店頭にあつて筆硯に親しんでゐた。明治十三年六月十一日六十三歳で亡くなつた。法名を釋聞誓といふ。熊代繁里撰する所の「清渚集」には無慮四十余首を収録されて居り、『家づとに折らんとすれば梅が花やどなりけりと鶯のなぐ』などは、その價値の如何は別として、兎に角人に膾炙いてゐる。今家に遺つてゐるのは『家集』瓢の舎と題するもの一冊中に三百三十余首の歌を録してゐるが、何れも歌調すぐれてよく調ひ、三誦に値する名吟ぞろひである。多作家ではなかつたかも知れぬが、六十三歳まで壽を保つた翁としては、まだく多くの作歌があつたに違ひない。清渚集だけにでも四十幾首も入選した歌人だから、遺詠はもっとくなければならぬが、今存するものとしては此の家集だけである。左に郷土的色彩を帯びたものを抄出してみる。

片くら山に物しけるに、花はみな散りはてたりければ、

若葉さす片くらやまにきてみれば 花より後のなにこそありけれ

片くら山は徳川時代の熊野街道東岩代から南部の山内へ越ゑる峠で、そこに桜茶屋といふがあり、道成寺から送るところの『腹多餅』の看板を掲げ、門に捻じむろ（方言もろんど）の老樹あり、清姫が攀じたのでねじたなど伝へられてゐる。桜茶屋といふ程で桜の名所としても聞こゑ、花の頃には遠近の雅人が一瓢を携へて見物に押し寄せた。茶屋も桜もなくても眺望に富み、夏涼しく冬暖かい樂土、明治以降交通路が變つて茶屋は農事に轉じ、當主尾崎光之助氏は

3. 園芸に精進して晴耕雨読、傍ら農民美術の研究にも努めて居られる。
山内繁憲ぬしの後、園の花盛に夜もすがらうたげするを聞きて

○もれ聞くも面白きかな花園の圓みはさそふ糸竹のこゑ
繁憲は即ち常磐園繁樹の長子、常に曰へらく『世俗白壁の日に映ずるを以て樂とすれど、我は松翠檐に滴れるを以て快とす』と、それで庭園日時花を絶たず。興到れば即ち鼓を撃ち、二弦を弾じ、花時には客を招いて盛宴を張ることがあった。凡そ南部を過ぎる旅人で多少風雅の道に心得ある者は皆山内家を訪問した。齋藤拙堂の如きもその一人であった。

山内繁憲主の後園の花見侍りしとき

春園

きつゝなく鳥の姿もおりこめし 錦と見ゆる春の花園

人の家に花を見て

高からぬ桜が下に圓みしてをらぬ枝をもかざしつるかな

庭の花咲けるころ

稀人にけふもととはれてやつれ行 宿恥しき花のころかな

田家

わが庵のめぐりのわさ田色づきて 露ひやゝかになれるころかな

残雲

色そはん春とも猶しら雲のとけぬやいくか岩代の松

川永

松が根の岩田の川を行く水は 千代もかはらぬみどり成らむ

嘉永七年十一月五日なるふりてつなみよせしころ、我みなべのさとはこともなかりければ、

よめる歌ども

三鍋の浦塩なみちその言のはを かしまの神やまもりましけん

宝永のむかしも鹿島の神の守給ひしときゝて

千早振る神の恵みを今ぞしる 昔がたりは怪しかりしを

浪高み家ながしたる浦人を よそにきゝてもぬるゝ袖かな

沖つ浪かけぬ袂もぬらす哉 あれぬる浦を聞くにつけても

同じをり田辺の家むらの焼けるけむり遠く見えたりければ

ふるなると立つ白浪とやく家と いづれかからきいづれかしこき

沖つ浪荒れしに跡やいかならむ 舟流したる蟹のこゝろは

いくとせかふるゑの松の末こして 舟流れ行く沖津浪かな

白浪の浜松が枝をこしにきと いく代までにか云ひ伝へまし

地震のとき幼子供国助・留助・お福・お春・お春の守なる夙浦なる其の娘とを負ひて、猪の山の東のかたの松かげに一夜を明かしける時よめる

子をおほふ薄き袂をこゝろなく 岩根のまつに吹くあらしかな

かくてありける夜の暁方、おみねたづね来り。さて法伝寺の東北なるうめの林のかげに、人の火をたきたるをたのみてあかし侍りぬ。母刀自は北道某所に秀助妻臨月なるをいたはり給ひて明かしけり。此の夜霜深きこと雪の如し。夜中に幾度か地震あり、暁がたより田辺の焼けるけぶり、おびたゞしく見ゆ。

里 梅

朧夜の星をみるまでかすみつゝ わが住む里の梅咲きにけり

片くら山の花見に物して

さくらちる春の山里きてみれば 天ぎる雲に鶯のなく

ふもとまで咲き来る風の香るかな 近づく花の山のさと

津浪の後鹿島宮へ奉納祝

吹く風も千代とぞよばふ動なき 岩ほにねざす神垣の松

(昭和八年一月十九・二十・二十一・二十二の四日間田辺新聞又は牟婁新報に掲載)

十五、明治二十二年の大洪水

1. 「それは大洪水の前だった、それは後だった」と明治の日高を語るごとに、人は多く明治二十年の大洪水を目安にする。つまりあの洪水禍は日高の時代を劃したわけだ。それ程あの惨憺たる大被害は郡民の脳裡に徹底したとともに、その前年即ち明治二十一年の大暴風のことは、やゝもすれば忘れがちになってゐるが、この暴風も中々どうして日高史上空前の大荒れで、さらでだに明治十六年の大旱害以来疲弊しきつてゐたところへ、ペシヤンコに叩きつけられその上へ更に翌二十二年の大洪水と来たものだ。処によつて被害程度の大小はあるが、我等の父祖は皆一様に此の惨苦を嘗めて嘗めつくした。そしてそこにも、ここにも親を失ふた子・子に別

れた親、さては兄弟や配偶を奪はれた人、軽重様々の負傷者が続出、家屋田園その他の被害に到っては、蓋し算なしと云った状態で、或者は業を失ふて路頭に迷ひ、或者は自暴自棄の極墮落沈淪してゐた。そして火の消えたやうな農村へ・山村へ・漁村へひし／＼と迫ってきたものは深刻な不景氣であつたとは、今年八十歳をこゑた（當時の青年）の戦慄の思出話。

これを記録に徴するに、明治二十一年の暴風といふのは八月三十日の夜のこと、この日午前九時頃から降り出した雨は午後に至つて小降りとなつたが、夜に入つては豪雨となり十時過ぎから北東の風が吹き出して刻々吹きつゝ、十一時頃風力最も強く官報掲載の縣報告にも

屋根瓦の飛散すること木の葉の如く、大樹挫折し家屋倒壊す

とあるほどで、暗夜の暴風雨中を逃げ迷ふ人畜は右往左往するうちに、或は倒れ・或は傷つき折角避難先へ辿りついても目的の家が既に倒れてゐた。やむなく自家へもどつて見ると自家もまた倒れてゐたと云ふやうな例もあり、中には初め家を出やうとして戸を開けると同時に親子とも圧死したといふ悲酸な例もあつた。かくて午後十一時四十分頃風位は北西に転じ、晴雨計はやゝ昇つたが風雨なほやまず、三十一日午前三時に至り風力減じて疾風となり雨また止み、同七時頃にやうやく凪いだとある。縣下の被害状況をみるに、有田・日高二郡の被害最も甚しく、名草・海部・那賀之に次ぎ和歌山区またこれに次ぎ、伊都は被害少なく東西牟婁は更に輕かつたやうで、日高では北部日高平野から由良の内方面へかけて慘状を極めた。郡全体としての統計を見るに

死傷 死亡五〇人 傷五一 牛馬 死亡八 傷一〇

全潰住家 一八五四 全上納家其の他 一六七六

半潰 一七二四

全潰社寺 四 全上幸校 二

となつて居り、他に難破船十隻ある。

社寺の全潰四はこのことかわからないが、道成寺の釋迦堂や興国寺の大門は全潰した。又道成寺の山門は南に傾き、富安大專寺は大破したため後萩原淨專寺に合併した。

幸校の全潰二は早蘇尋常小幸校・荊木尋常小幸校であるが、塩屋校も同校誌によると全潰したので休業五ヶ月に及んだとある、それは南塩屋にあつたものである。早蘇は此の暴風に加へて

翌年の洪水に遭ひ容易に復旧の見込が立たため、児童を中津川校及び松瀬校にわけて委託、二十六年平川光明寺を假用して開校するまでこれが続いた。茨木は今の念佛寺境内（墓地）にあったが、災後同寺本堂を假用すること約二ヶ年、二十三年寺前に新築移轉したが、今を時めく野田浦弼博士や辻邦助將軍の最初の辛び舎は実にこゝであつた。

2. 次ぎに明治二十二年八月の大洪水については、相當正確な記録も残存するが、町村名・犠牲者・使用年齢等の具体的調査となると、詳細な資料を有しない町村もありなかく困難である。と云ふのは、園浦とか田井村とか小松原村と云つた村浦を組合せて、町村自治制による新村（御坊村・松原村・湯川村等々）を編成したが、この大洪水に先立つ半歳前明治二十二年二月二十二日のことで、それを実施したのが四月一日からであつたから、町村事務はどこも不馴れであり不整備であり、中には村長に擧げられて逃げ廻つてうけぬと云ふやうな村長さんもあつた時代であつた。そこゑ此の劃時代的大変災と來たので、全く面くらつたわけである。内務省傭土木工師デレーケ氏は災後土木復旧指導のため來縣、罹災地を隈なく調査したがこの人の話に『この豪雨は恐らく世介最初のものだらう。先年香港地方に甚雨があつて幸者間ではこれを破雲雨とよんだ。それは雲がこの雨を載せ切れないうで、自ら破裂して車軸の降雨となつたことを意味するが、今回ののは初め濤々の密雲が海洋上に起つて黒風がこれを送り、殆ど十里の幅員をもつて紀伊半島南部に上陸、南は西牟婁郡日置川・西は日高郡日高川口を劃して東北に向かつて進出した。これに雲を含むこと夥しくて頗る重いものだから、熊野の大塔峯（三千八百尺）や釋迦嶽（四千尺）に遮られて、茲に和州十津川や紀南方面にこの破天荒の大雨を降らしたわけで、一時間の雨量十津川では四寸・西郡田辺では驚くなけれ五寸六分といふのだから、全く最大級の破雲雨と謂ふべきである』と。このことは縣の被害統計が如実に物語る。

和歌山	死亡	六	流失家屋	〇
名草	九	二〇		
海部	九			
有田	二五	二八二		
日高	二一九	五九三		
西郡	九〇六	一四九二		

東郡	〃	五〇	〃	一〇一〇
那賀	〃	二	〃	一二
伊都	〃	四	〃	五
縣合計	〃	一二二	〃	三四一四

日高郡にあつては勿論日高川流域が被害最大で、南部川筋これに次ぎ（死者十七人・流失百二十戸）・切目側筋又これに次いで流失家屋三十五戸に及んだ。郡の主邑御坊村（當時は村であつた）に於ては八月十九・二十兩日中、日高川満盛の水量は二丈五尺に達し、堤頭を越ゑ堤防を毀ち堤足を窄つて、背後の日高平野一帯は洋々たる大湖をなし、上流藤井（藤田村）において決潰せし怒漲を合はせ、北は山をつゝみ西にわたり凡そ八百町歩の耕地を浸し、大字御坊で低い宅地は水が軒端に達し、高い宅地にあつても床上に上つた。

水去つてしかして後に残るものあり泥土・樹木これなり。泥土は屋内に沈殿して四寸以上三尺余堆積し、樹木は根抵枝條挫折し、皮膚剥離せしもの最も多く、山工の伐出せしもの最も相加はり、村中郊外到處に累積し一望恰も長短單複の鹿角砦を築きたるに異らず、川畔に流停し海岸に漂着せしもの少からず。その数無慮幾万なるかを知らず、當時漲流只樹をみて水を見ざりしといふ。概況斯くの如くにして大字御坊二百八十余戸の中、水害を被らざるものなく、獨り本願寺別院の一字水床下にあり、こゝに避くるもの數百、その他は自家の樓上にあり。しかれども幹旋してこれに飲食を給すべき官吏も、亦多く遭難の地にあり、他の里許外にあるものゝ竿し来たりて、救助するを待たざるべからず。且つ水余數日にわたり困却せしは淤泥のため井埋まり・竈没し、飲料水を里余の地にもとめ、一小炉を以て數戸の炊事用に供せしこと等あり。郡役所は孤立して本村の埜地にあるをもつて、巨木・大樹流れ来て四方に集り、硝子窓を破り・土壁を墮とし・門戸を遮閉して出入を断ち、室内の簿冊・器具皆泥土に埋めらる。

とは縣から内務省へ報告の一節で、慘状の一斑を知ることが出来よう。

3. （第三は缺除して無し）

4. この空前の災変に際し日高平野に於て、最も大なる惨害を被つたものは実に矢田村であつた。古老の伝に昔大洪水あつて、道成寺六十二段の石階が三段つかつたと云ふが、人多くは信じなかつた。然るに今次の洪水では驚くべし浸水六段に上り（といふことは七段に達したといふことを意味する）、階下の家では軒端に没した事実を眼のあたりに見ては、驚心駭魄せぬものはない。矢田村の中でも大字若野は、この水害前までは民家は低地へ低地へと移転、日高川

の大湾曲に臨んで前後の二聚落をなしてゐたが、此の時上手で堤防缺潰の爲日高川は三流に分岐し、一流は対岸丹生村を襲い・一流は若野の上手から前後両聚落の間へ水路を開いて殺到した。そこで村民は取るものも取り敢へず、邑中最高処にあつた浄土宗極樂寺（字北垣内三二八番地今田となる、檀家は小松原九品寺に転属）に避難した。彼等ははじめ此処を安全地帯と信じ、此処へ到達してもう大丈夫と思ふてゐると、激流は刻々其の勢を増して来た。それでも此の建物が流れてたまるものかと思ひ、彼等は本堂に身を托してゐた。水が増せば増す程彼等は堂内で高い処へ高い処へと攀じた。そして我が家の流失するのを望見し乍ら、泣く者・叫ぶ者・念佛を称ふる者等々えらひ騒ぎであつた。そうしてゐる中怒濤益々猛威をふるふて巨石を流しへと云つて語弊あれば流しを轉しとするがよい）、それが境内の太木を根こそぎ打倒した。しかもその大根が倒れると共に屋根へのしかゝつて来たからたまらぬ。それでなくても浸水で浮き腰になつてゐた堂宇は忽ちに傾倒、五十八名の大きを容れたまゝ激流の中を漂ひく、道成寺前から八幡山・亀山の南を西へ西へ……。そのうち建物は崩壊してちりくばらくになり乗つてゐたものも、或は柱に縋り・或は戸板にすがり、丸山齊橋附近から入山へ・西川流域へと漂流。辛うじて九死に一生を得たものはそれでも二十三名を数へた（即ち死者三十五名）。就中或人の如きは初め天井板に乗り、後流木を抱いて運を天に任せ、泳ぎ泳いで志賀村に漂着温い救護をうけた。水害前若野の戸数三十七戸、このうち山上にあつた二軒を除き他はことごとく流失、その田圃と共に一朝にして化して河原となつてしまつた。若しそれ日高川缺潰は、入野・若野から小熊・藤井・出島・島等で大小數十ヶ所に及び、その水合して洪水となり、小熊から土生・鐘巻・吉田から富安・小谷・丸山・荊木・高家・小中・下志賀・小池・入山・和田に及び、御坊（の事は既記）・田井辺は奔流激突の衝に當つてゐないが、それでも多くは浸水床上に及び、二階から舟で避難したものもあつた。

吉原・浜の瀬海辺の人人は救援の船を漕ぎ出して濁流中を縦横に活躍、或は清水・或は白玄米・その他を運漕配給に力め、本當に涙ぐましい働きを見せた。船をやることに腕の覺があるけれども、流木が（それも材木は勿論、山崩れによつて根こそぎやられた生木もあり）やら・建物やら・家財道具やら種々雑多な障害物が漂流してゐるので、中々の難航であつたが皆自身の危険を顧みず救援に大童であつた。丸山・入山・和田辺の人々も、流木で筏を組み漂流者の救

5.

助に力めたが、これ又齊川などへ人が流れて来るかと思へば・牛が来る・既にこと切れたものもあれば・脈もあり、そして助けられた人の喜びはどんなであつたらう。よく流れるものとしては箆笥・長持から箱・桶・樽の類、中にも入相桜や丹生津姫と覺しき四斗樽がぶく／＼と流れ去り・流れ来るを見ては、上戸黨を垂涎せしめたといふ。日高平野に於ける臨時救援本部は、藤田村専念寺に設けられ、郡吏員総動員で縣と連絡をとりつゝ、敏速果敢なる救恤作業を実施された。何と云つても物資の豊かな日高の心臓部のこと故、応急処置は略々遺憾なきを得たが、日高川上流地方に至つては突然の大被害で、その惨状は語るに忍びず・書くに忍びないほどであつた。それでゐて橋落ち路崩れて交通全く杜絶、救援の手を伸べよう伸べようがなく、小山郡長は来援の秋山書記官や縣議諸氏と鳩首議を練つたが、全く壽命を縮める程に焦心苦慮した。日高奥のことは次回にゆづる。因みに米價はこの年四月頃一石三円七・八十錢から四円位であつたが、七月になつて九州の水害・震災等のため五円五十錢に奔騰、この洪水直後は一時死亡のため八・九円を唱へたか、九月に入つては六円五・六十錢に落ちついた。罹災者は窮余浸水米の臭いやつを買つたこともあるが、それすら石二円位に取引された。

日高奥の惨状に至つては、全くウソのやうな話と云いたい程ひどいものであつた。これは勿論不時の天災であつたが、その災害をしてより大ならしめたところの原因のあることを、記憶して置かねばならぬ。といふのは日高奥では到る處で山嶽の大崩壊（所謂山津浪）をおこした。龍神奥丹生川流域・中山路村柳瀬等では特に大きな山崩れがあつた爲、鬱林一朝にして變じて禿山となり、崖路忽如として陥没して川床となり、或所ではその陥没した土砂や岩石が日高河の幹流をせきとめ、大小種々の湖沼を現出せしめた。下流方面では急に減水を見て喜んだのも束の間、忽ちにして激流また殺到と云つたやうな現象を見たが、これは即ち上流で崩れ落ちた土砂が川心を塞いで、流水道を失ひ一時的に湛流した結果に他ならず。川上村大字上越方の如きは二十三戸悉皆流失、中山路村柳瀬の如きは縦横各百間位の谷が崩潰し、岩と岩とが相触れて閃々と火花を散らすこと雷光の如く。その響きは轟々として雷のやうであつた。時に夜暗くして呎尺辨ぜず、之が爲数十戸を埋没するに到つた。人はその異變の何であるかを知らず、たゞ多く山腹に居るを以て河を怖れずして山を恐れ、臥す者は起ち・立つ者は坐して手足おく所なく只戰慄するのみ。と角するうちに木・石・土砂重畳堆積して日高川をせき止め、深さ十二

・三丈に及ぶ所の湖水が出現した、これが爲に浮揚する家屋六十余、事不意に出でて避難の道なくたゞ狼狽するのみ。すでにして上流方面からの大量出水によって、困を突破して流下し家屋も共に押し流された。この時駐在巡查某氏の如きは、老母堂を戸板にのせて流れるうち、激流大いに到つて遂にその母をさらわれたが、民衆保護の警官として濁流中を東西に泳ぎ廻り、ために村民数名を救ひ得たが、結局八十幾名の死亡者を出すに至つたことは惨中の惨であつた。弘法大師空海の発見する所と云い、色白くなる靈泉と讃へられる山の湯龍神の里では、十九日午後温泉近傍の山嶽俄に震動して幾許もなく、温泉湧出口の上手から温泉場の辺りへかけて、大崩潰を起こし立ち所に人家数戸を圧倒、即死十三人・負傷十五人を出したと云ふ報告が廿八日に至つて漸く縣廳に達した。この報告がこんなにくれたのは、全く出水・山崩れのため交通が遮断された結果であるといふ。

こう云ふ状態なので川上村から上流の六ヶ村（即ち寒川・下山路・中山路・上山路・龍神まで）戸数合計二千四十余は、山崩れのため通路全く塞がり、米穀を運搬する道が絶えてしまった。郡役所では清川村に救助支部を置き、何よりも先づ飯米の運輸に手を盡したが、單身輕装の歩行でさへ容易でなく、眼前に餓死に瀕するものを控へ乍ら、何とも致方ないといふ状態であつた。縣では応急措置として兵庫縣廳に委嘱同地で白米三百石を購入し、大阪商船摂津丸をして紀南に運行せしめ、日高郡比井・西牟婁郡田辺兩港へ陸揚げさせることにしたが、日御碕から以南は日高川から流出した材木や・枝葉や・根こそぎのまゝの生木が漂流して、船の航行に危険を感じること二旬に及んだと云ふ。

6. 新聞界の老舗朝日新聞のこの変災に於ける活躍振りは実にめざましく、松本貫一という特派員をして、和歌山から湯浅・御坊を経て田辺に実地視察のため出張させ、随時随所の見聞調査を或は郵便・或は電報で速報せしめた。そして九月三日午前七時三十分日高郡御坊発電報、四日附同紙に掲載曰く、

●堀河侍従（三日午前七時五十分日高郡御坊発）

堀河侍従の一行は既に日高郡の被害模様視察を終へ、只今西牟婁郡田辺に向ひ発……せり、日高郡に於ける水害の統計は、死者二百二十二人・流家六百四十六戸・潰家二百五十三戸・生活し難はざる者二万六千四百四人なり。

御坊郵便局の電報取扱はこの年八月一日から開始され、この水害の時には大いに利用された。ところでその頃の新聞記事は、こんな重要な電報を取扱ふにも前記の如く五号大の●をうってその下へ五号で『堀河侍従』と只四字、何とじみなものではないか。今の新聞も此な風に編輯したら、うんと記事が這入ると思ふが、その代り誰も讀んで呉れまい。三面記事の如きも、

●水害について哀れな話

日高の奥にて一人の婦人が三子と共に家にありしが、その家の將に流れんとする時、母親は二個の盥を出しこれに三子を乗せて、も早親子四人共助かるべき道なければ、自分は一人こゝに止まり、家と共に流れて運命を天に任すべし。その方等早く何処へなりとも漂ひ行きて、一命を全ふせよと告げしに、長女某は流石に忍びざりけん。母に離るゝことを肯ぜずして遂に家に止まり、母と共に哀れ果敢なき溺死を遂げ、二人の児は泣き叫び居りしに、人に救はれ右之次第を物語りたれば、聞く人涙を流さざるはなかりしとぞ』

と云つた調子であつた。今なら随分派手な記事として取扱ふと共に、何村の某何才といふやうな点まで具体的に書く所だが、あの頃は露骨な具体的な書き方を下品だとした。

そこでもとへもどつてこの天災、勿論天災に違ひないが、その惨禍を一層大ならしめた原因を突きとめておかねばならぬ。それは外でもない治水といふことを、本末首尾の關係にある林政が乱れてゐて水源涵養といふことを閑却してゐたといふことである。一体藩政の盛であつた徳川時代の中頃までは、相當森林愛護の施設に見るべきものがあつたのであるが、幕末のあの騒ぎで紀州の林政はすこぶる乱れた。その上明治維新以来は庶政が着々と刷新されたが、ひとり森林政策については、明治政府としても・和歌山縣としても・日高郡としても何等見るべきものがなく、全く睡眠状態におち入つてゐた。それが明治十五・六年頃となつて、やゝ眠からさめかけた時にあの大洪水に遭ふたのである。記者は災後廿年にして日高奥の山中を縦横に馳驅した、そして故千葉英吉翁その他山路郷の諸先輩の東導を得て、明治廿二年の山崩の跡を特に注意して回つた。そして廿二年の大崩潰のまゝ放置されてゐる多くの実例を見て、水源涵養を怠つた爲如何に洪水の災禍を大ならしめたかわからぬと云ふ、此の痛ましい現実の教訓を顧みなかつたならば、或は恐るより大なる洪水禍の御見舞を受けるのではないかと。：：：こんな意味のことを本紙上に書いた事を覚えてゐる。五十年記念の何のと云つた処で、がや／＼騒ぐ

ばかりでは何にもならぬ。宜しく此の惨禍のよつて来る所を究め、何時こう云ふ変災に遭ふても、なるべくその被害を少なくする工夫と用意を怠らざるべし、でなければ意味をなさぬ。

完

(本稿は昭和十三年八月三十・三十一日九月一・二・三・四と六日間に亘り紀南紙に連載され、森彦太郎の署名なけれど、文章より推して先生と思はれるが故に筆寫す)

十六、日高先賢神社創建の議

縣教育会では紀州の先賢列伝を編纂すると共に、その大祭を執行することになつてゐる。有田郡教育会では先づ有田郡としての先賢伝記第一輯を編纂した。それには明恵坊・高辨・行慈房・浮覺・宗祇・伊葉孫右衛門・笠松左太夫・田中善吉・栖原角辺衛・菊池海莊、それに付録として伝記中の人物中將姫を加へてゐる。

私は大正御即位礼當時本紙上・其の他に於て、記念事業として皇室に関する史跡の顯彰、特に熊野街道筋の九十九王子の廢趾還元を主張したが、今や時勢の変転に伴ひ私共の念願は漸次實現を見んとする機運に向ひつゝあることを欣快とするものであるが、私は方今の世相と時運に鑑み、更に皇室国家の爲に或は社会人類のために、精進貢獻せられた郷土の先賢を神として齊き祀り、『日高先賢神社』と号して永遠に郷土に於ける子孫後人の崇迎の中心とすると共に、其の神苑にはこれにふさはしい時代的文化施設をなし、年々の祭礼には日高一郡の人々が集まつて神靈を慰るとともに、輯睦歡誤清興をつくすやうにしたいといふことを、こゝに提唱する。

そんなことをゐつたつて

(1) 第一先達つものを如何にする心算か、……其の見當がつくにしても

(2) その位置をどうするか、神域と云ふからには千載不淨を容れぬ聖地でなければならぬ。そんな土地を百坪や千坪じゃあるまいし、一体どこにどうして求めるか。よし其れが出来ると

しても

(3) 祭神として先賢の範圍をどう定めるか、……など今の世の人の多くは先づそんなことを問ふ。

そして或人は、其いつ至極結構大いにやらうなんて人を扇動する。それに輪をかけた奴は俺処のあの鉄道沿線の持山を、なんて陰で算盤玉を弾く。何かといふと射利の材料にしようといふ利權屋や、人の揮で角力をとらうといふなまくら者は、何時の世にも掃いて捨てる程ある、季の當世には本當に応接に違がない程ある。うるさいものであるが、眞に現代の国を憂へ・眞に將來の日本を思ひ、子孫後人の爲千載後世のためを慮る先覺があつて、同心し結集したら容易だと云はぬが、道は自ら開けて来てすらすと運ぶことを私は確信する。至難は覺悟せねばならぬが不可能ではない。確箇たる大計画にならば貧者の一燈も献じられやう。そんなことを……と笑ふ者や侮る者の前に事功チャンスは常に逃げ去る。位置といふやうなことにしても必ずしも憂なるを要せず、どんな山奥でも・どんな岬角でも神靈すでに鎮りまさば、道路は自然に開け交通の便は自然に恵れやう。それが神国日本の常径である。疑うものはともに語るに足りぬ。

祭神については幾柱とも限定せず、日高郡出身の戦病歿軍人をはじめ君国のために挺身貢獻した人々、或は郷土の開発に盡瘁した人々、或は他郷人にして日高に來り日高の爲に犠牲となつた人々等、凡そ我が郷に於ける世道人心の振作・大衆の福利増進等有利有功の士を先づ合祀すると共に、將來適當と認める先賢を追祀するやうにしたい。日高には神として祀らるべき先賢はあつても從來は祀られてゐない。船着神社はもと紀道明神と称し紀道成を祀つたものと云はれ、比井崎村王子神社には湯川氏の祖武田四郎を攝社玄世神社として、天路山城主湯川弘春を同じく弘春神社として祭つてゐる。上南部村郷社須賀神社には同社勸請の時、京都から随從して來た祀官吉田宗澤を攝社として祀り、船津村三十木にはもと井原矢之助及びその室楠女を祀る小祠があり、上山路村西には鶴ヶ城四天王の一人古久保氏の祖を祀る古久保大權現の小祠あり、龍神温泉場では中興の恩人頼宣を南龍神社として齋祀してゐた等の例はあるが、獨立して有資格社としては船津明神ぐらいであらう。兎に角日高郡に於けるあらゆる方面の先賢を網羅するとなると、一村平均十柱一郡にして三百七十柱以上にも上らう。戦病歿軍人軍属だけでも明治十年以前に藤井小池芳松外七士・十年後には野島芝務喜曹長外

四十五士・廿七・八年役には切目川岡本久曹長外六十四士・三十七、八年役には上南部鈴木健楠大尉・御坊中村爲五郎中尉外百二十六士、之に大正以後の分を加へる随分多数に上らう。殊に最近には丹生村から松井大佐の如き烈士が出てゐる。眼を転じて昔へ溯つて見ると一番古い処では、譽田別皇子を大引浦に奉迎して衣奈の御苑に御案内申し上げたと云ふ、土豪登見岩守の如きは武内宿称とは別懇の海部族であつたらう、記の達成は伝説中の人乍ら日高として逸し難き一人。続いては治承乱後日高に来て龍神谷を開発した日高川奥の恩人源頼氏の如き。建久九年後鳥羽天皇の熊野御幸に察し、日高川渡船場に奉仕したと云ふ伝説中の人、岡本左近之進の如き承久役に一黨を率ひて京都に馳せ参じ、宇治川の戦いに奮斗熊野黨のために万丈の氣を吐いた上、遂に斬首された南部莊下司職小松法印快貫の如き。大塔宮護良親王が塩屋王子御所に座したとき、至誠忠勤を勵んで御感賞浅からざりし、弓倉修理太夫・柏木淨亜の如き同時代の人で、吉野朝廷の爲に苦節を捧げた矢田莊領主逸見清重・重隆親子の如き・同じく逸見氏の親族和佐城主川上兵衛則秋の如く・同じく吉田領主源頼員の如き、何れも盡忠報国の亀鑑として、崇祀すべき先賢である。

また地方開発の先駆者を見ると、由良谷の原右衛門太夫盛胤の如き・入山の塩崎五郎左衛門の如き・志賀谷の川瀬常角の如き・大又の原見新十郎徳胤の如き・田尻の龍田八郎正義の如き・南部山内の山内右衛門次衡の如き・龍神の小川與市の如き・南部芝の芝藤六の如き・上野の酒井平左衛門泰時の如き・方杭の堀太兵衛の如き、皆つぶさに辛酸を嘗めて、荊棘の道を開いた先賢である。

次に近世以降に於ける政治・経済・文孝・その他の先賢を見るに、浅野家時代の代官として日高別院の前身藺坊舎の復興を助成し、今日の御坊町繁栄の基礎を作った佐竹伊賀の守源次太夫の如き・天田組大庄屋の始祖として四十二年勤続の中村善次兵衛重吉（塩屋の人）の如き・田井の庄屋から入山組大庄屋となり畢生地方自治に貢献した田端正容の如き・江川天田両組組大庄屋として活躍した瀬戸佐太夫（藤井の人）の如き・中山組大庄屋原見家の寡婦として社会事業に貢献した原見於広の如き・南谷組大庄屋弓倉家の寡婦として博愛慈善の志厚かりし弓倉リンの如き・四十年の歳月を私塾の経営に没頭して教化の爲に盡した山地東村の枚谷爲右衛門及び其の室ゆみ女（五味氏）の如き・寒川谷に於ける祭政興産の恩人寒川大海

の如き・全く山地の吉本仕の如き・明治維新前後の日高の三志士瀨見善水、羽山大幸、由良守応の如き・田辺藩幸の国幸教授から本宮の宮司になった熊代繁里の如き・その師山内繁樹の如き・若野井堰の設計者平井正次（吉田の人）の如き・千田隧道掘鑿の爲五ヶ年越断魚潔齋で苦心惨恒遂に成功を見た白井久藏（小池の人）の如き・東谷新池築造のために身を捧げた柏木浅右衛門（茨木の人）の如き・寒川谷で椎茸栽培指導中殉職した駿河爺の如き・新出来網の創始者岡本正岸の如き・皆先賢として推奨すべき人物である。

僧侶を神として祀るのはどうかと思ふが、それは別として日高の先賢として佛教介の人々を列擧して見ると、由良興国寺の開山覺心の如き・中興の天淑黙州等何れも名高く、天台では日高人ではないが吉原松見寺に住し、後永願寺管長に上った廬津実全之の如き・野口出身で叡山に上り洛東刃林寺住職となった信海の如き・眞宗では源行寺智歡、常福寺正暁、西円寺賢藝の如き・幸に秀で南部勝専寺了玄、阿尾光徳寺了春、産湯西教寺春頓、御坊西円寺祐存等は相ひきひて石山法難に本山に馳上り、春頓の如きは遂に戦死を遂げた。浄土宗鎮西派には是得、徳本、産湯の龍幸等揃ひも揃って眞宗の家から出てゐるのは一寄。徳本を出した田伏家からは、外にも鎮西派の僧が出てゐるし、龍幸を出した西教寺からも外に鎮西僧を出している。京都清淨華院第五十八世と云ふ榮職に上った徳定は日高の人で、高家称名寺で得度したとあるが、何村の出身であるかは明かではない。南紀往生伝に載つてゐる納所丈六庵開祖蓮心は一風変わった和尚であつたが、出身は今の清川村大橋である。西山派では日高人ではないが、南日高及び口熊野に於ける同派の地盤を築いた上、上南部超世寺の始祖受言に先づ掘指すべし。次で梶取総持寺第三十三世から京都誓願寺の勅許住職に進んだ瑞巖、この人は埴田土井家の出身であつた。次に堺出身で梶取の第三十四世となつた義仙。高家森口家から出て同じく梶取の第四十世となつた源長も日高が生だ高僧伝中の人。比較的新しいが上南部西本庄出身で円福寺法主西山派管長となつた、中西慈芳は勿論傑出してゐる。眞妻村崎の原出身で洛北宝池寺に住した幸雄も惜しい人物であつたが、大いに伸びるに至らなかつた。

（昭和十一年一月一日紀南新聞所載）

あとがき

『森彦太郎先生遺文集』第二巻を写本終わった。古いものでは大正八年頃から、新しいものは昭和十五年頃まで、主に紀南新聞等に寄稿した論文である。かなり重複した項目もあるが、私達には昔聞いた記憶があっても、『日高郡誌』等にも載ってなく、文字で読むのは初めてと言うような記事があり興味があつた。

軍国主義・国家宗教としての神道の下、現在では一寸考えられない表現もあるが、民間人の立場から郷土日高を考えた記事が多かつた。

残り約百ページを第三巻としてまとめたい。

平成十七（二〇〇五）年十一月十三日

清水 章博